

区 政 概 要

令和 5 年版

北 九 州 市

市 章



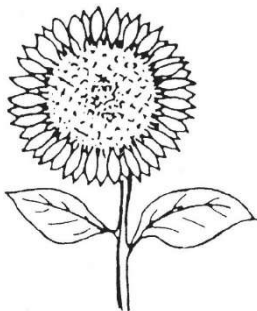
周囲の五つの花びらは、合併による旧 5 市の一体化を表し、中央は北九州の“北”、九州の“九”および“大”の字を表しています。また星形に図案化されているのは、歯車で工業を、放射形で市の発展を表現しています。

シンボルツリー【イチイガシ】



ブナ科のアカガシ属常緑大高木で、幹は、枝分れが少なく直立し、高さ 30m 以上、直径 1m 以上に成長します。姿が美しくその材質は優れ、独特の形と風格を備え、成長もおう盛なところから、百万都市にふさわしい大樹として「シンボルツリー」に選ばれました。

ひまわり 【市の花】 つつじ



「つつじ」は公園や公共施設、緑化等に多く用いられており、市民に親しまれているところから、「ひまわり」は花が太陽の方向に向いて活力があり、ダイナミックな北九州市を象徴する花であるところから、「市の花」に選ばれました。



目 次

市勢概要

北九州市域図	1
北九州市の地勢	2
市域の拡大	3
市域の変遷状況	4
隣接市町との境界変更状況	5
区の特徴	6
面積・世帯数・人口の推移	13
区的面積・世帯数及び人口	14

機構・庁舎概況

区役所・出張所の庁舎	15
区役所・出張所の庁舎の現況	17
区役所職員配置数	18
区役所の機構	19
区役所の事務分掌	20

諸統計

市民課出張所窓口事務取扱件数	25
戸籍届出件数	26
外国人住民登録者数国籍別集計表	27
市民課業務にかかる事務改善経過	28
戸籍・住民基本台帳登録人口	30
地目別課税地面積	30
市税収入状況	31
市税税目別収入状況	32
拠出年金被保険者異動状況	33
国民年金・国民健康保険加入状況	33
国民年金給付状況	34
国民健康保険被保険者異動状況	34
生活保護の状況	35
福祉医療・手当等の受給状況	35
法律人権相談件数	36
「市民のこえ」取扱件数	36
市民の市政に対する評価	37
市民の市政に対する要望	38
住居表示事業の実施状況	39
選挙人名簿登録者数	39
自治組織の現況	40
自動車臨時運行許可件数	40

区別・年別交通事故発生状況	41
車両保有台数	41
区別・年別運転免許人口	42
道路延長	42
北九州市の公園・緑地現況	43
学校数及び在学者数	44

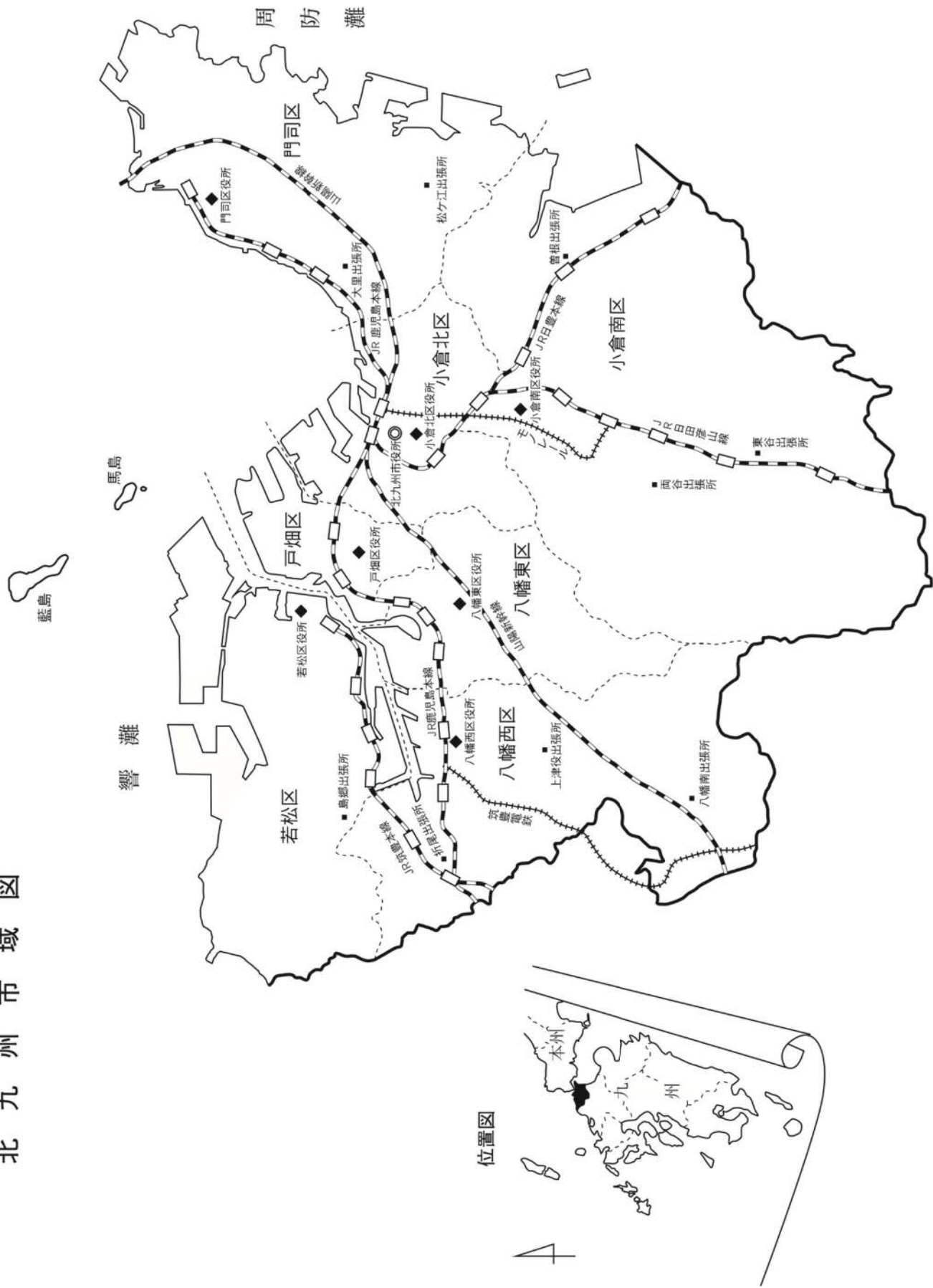
区関係諸規程

区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例	46
北九州市区役所出張所設置条例	46
北九州市区役所等事務分掌規則	47
北九州市区行政の総合調整に関する規則	48
北九州市区長以下専決規程	50
北九州市区長委任規則	57
北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則	57
北九州市職員の兼務に関する規則	59
北九州市区長会議要綱	60
北九州市手数料条例	61

その他

区別公称町名一覧表	64
区役所所在地	72
政令指定都市市政担当課	72
北九州市歌	73
北九州市民憲章	74

北九州区域図



北九州市の地勢

各区の広ぼう（令和４年１０月１日現在）

行政区	方位	地名	距離	方位	地名	距離
北九州市	東端	小倉南区空港北町	km 33. 8	南端	小倉南区大字頂吉	km 33. 4
	西端	若松区大字乙丸		北端	若松区大字安屋	
門司区	東端	門司区大字白野江	10. 1	南端	門司区大字恒見	14. 3
	西端	門司区松原三丁目		北端	門司区太刀浦海岸	
小倉北区	東端	小倉北区大字富野	12. 7	南端	小倉北区山田町	18. 3
	西端	小倉北区大字藍島		北端	小倉北区大字藍島	
小倉南区	東端	小倉南区空港北町	22. 2	南端	小倉南区大字頂吉	16. 5
	西端	小倉南区大字道原		北端	小倉南区大字吉田	
若松区	東端	若松区響町一丁目	15. 9	南端	若松区南二島三丁目	16. 0
	西端	若松区大字乙丸		北端	若松区大字安屋	
八幡東区	東端	八幡東区山路松尾町	6. 5	南端	八幡東区大字田代	10. 8
	西端	八幡東区大字田代		北端	八幡東区大字前田	
八幡西区	東端	八幡西区大字畑	11. 1	南端	八幡西区星ヶ丘五丁目	14. 5
	西端	八幡西区三ツ頭二丁目		北端	八幡西区本城学研台三丁目	
戸畑区	東端	戸畑区大字中原	5. 9	南端	戸畑区西鞆ヶ谷町	6. 7
	西端	戸畑区牧山海岸		北端	戸畑区大字中原	

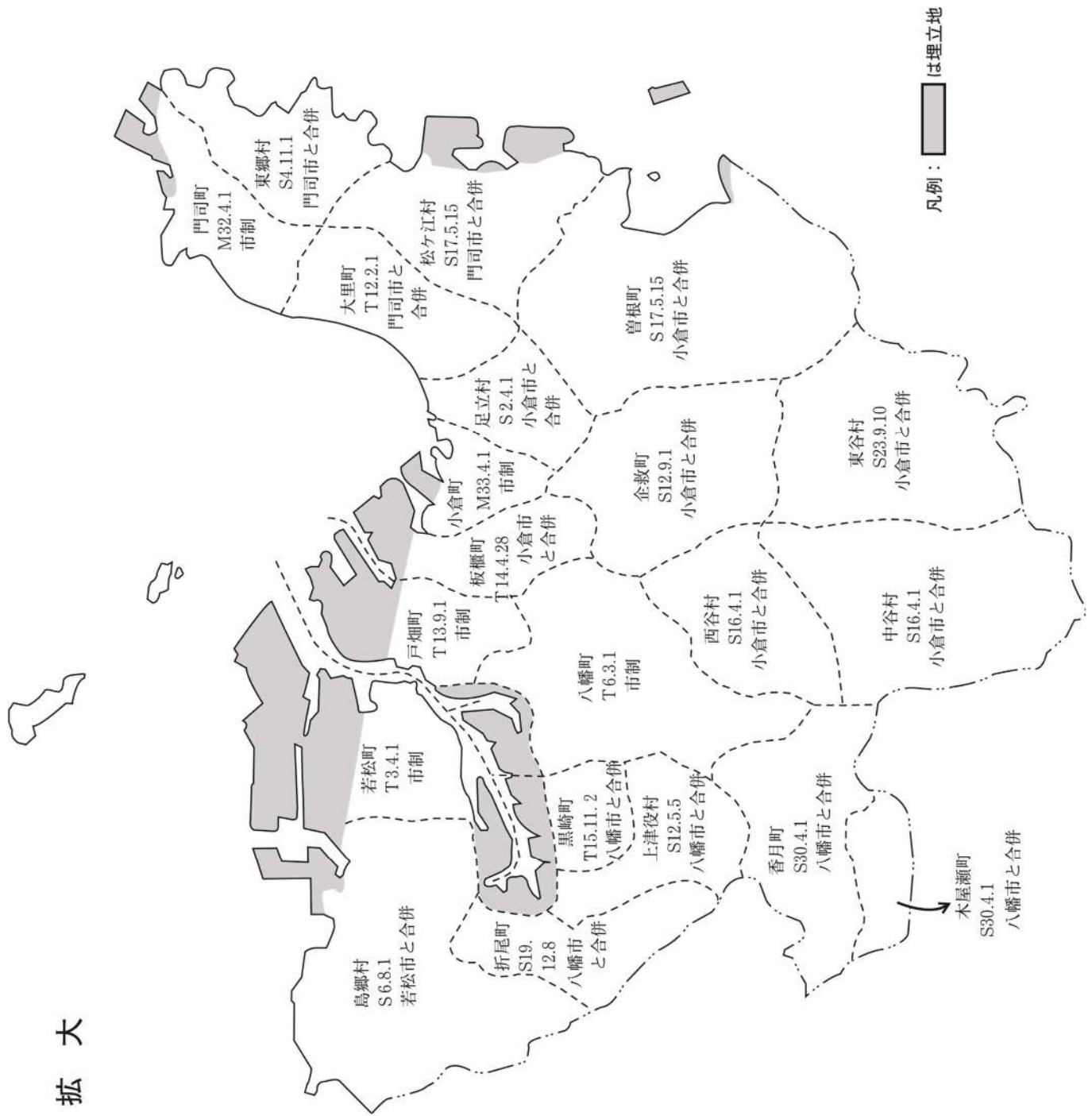
資料：国土交通省国土地理院

各区の標高（令和４年１０月１日現在）

行政区	最高地点	海拔高
北九州市	福智山	m 900. 5
門司区	戸ノ上山	517. 8
小倉北区	足立山	597. 8
小倉南区	福智山	900. 5
若松区	石峰山	302. 5
八幡東区	皿倉山	622. 0
八幡西区	権現山	617. 3
戸畑区	金比羅山	124. 8

資料：国土交通省国土地理院

大 拡 充 の 域 市



市域の変遷状況

市（区）名	年月日	編入地域名	累加面積
門司	明 22. 4. 1	町村制施行により、小森江村・門司村・田野浦村を合併、文字ヶ関村となる	km ²
	〃 27. 8. 1	町制施行により、門司町と改称	
	〃 32. 4. 1	市制施行	11. 32
	大 12. 2. 1	企救郡大里町を編入	25. 07
	昭 4. 11. 1	企救郡東郷村を編入	41. 68
	〃 17. 5. 15	企救郡松ヶ江村を編入	65. 76
小倉	明 22. 4. 1	町村制施行により、小倉町・長浜浦村・平松浦村を合併、小倉町となる	
	〃 33. 4. 1	市制施行	2. 31
	大 14. 4. 28	企救郡板櫃町（槻田及び板櫃の一部を除く）を編入	22. 15
	昭 2. 4. 1	企救郡足立村を編入	36. 15
	〃 12. 9. 1	企救郡企救町を編入	63. 14
	〃 16. 4. 1	企救郡中谷村・西谷村を編入	123. 50
	〃 17. 5. 15	企救郡曾根町を編入	180. 61
	〃 23. 9. 10	企救郡東谷村を編入	215. 19
	〃 24. 9. 1	千仏内の蔵の一部を行橋市へ割譲	214. 42
若松	明 22. 4. 1	町村制施行により、若松村となる	
	〃 24. 2. 1	町制施行	
	〃 31. 10. 1	遠賀郡石峰村のうち大字修多羅を編入	
	〃 39. 10. 1	遠賀郡石峰村を編入	
	大 3. 4. 1	市制施行	15. 58
	昭 6. 8. 1	遠賀郡島郷村を編入	56. 06
八幡	明 22. 4. 1	町村制施行により、尾倉村・大蔵村・枝光村を合併、八幡村となる	
	〃 33. 2. 15	町制施行	
	大 6. 3. 1	市制施行	20. 51
	〃 14. 4. 28	企救郡板櫃町の一部（槻田及び板櫃の一部）を編入	22. 92
	〃 15. 11. 2	遠賀郡黒崎町を編入	38. 55
	昭 12. 5. 5	遠賀郡上津役村を編入	57. 30
	〃 19. 12. 8	遠賀郡折尾町を編入	75. 34
	〃 30. 4. 1	遠賀郡香月町・鞍手郡木屋瀬町を編入	106. 89
戸畑	明 22. 4. 1	町村制施行により、中原村・戸畑村を合併、戸畑村となる	
	〃 32. 6. 10	町制施行	
	大 13. 9. 1	市制施行	7. 93
北九州市	昭 38. 2. 10	北九州五市合併、同年 4 月 1 日政令指定により区制施行	452. 22
	〃 40. 10. 1	建設省国土地理院の公表面積	456. 90
	〃 45. 10. 1	建設省国土地理院の公表面積	465. 63
	〃 49. 4. 1	行政区再編成により 7 区制施行、埋立地を市域へ編入	470. 88
		※行政区再編成により小倉区を廃止し、南北に分割。小倉北区・小倉南区を新設	
		※行政区再編成により八幡区を廃止し、東西に分割。八幡東区・八幡西区を新設	
		※旧八幡区大字槻田の一部を小倉北区へ編入	
		※旧小倉区大字小熊野の一部を八幡東区へ編入	
		若松区大字若松の一部（葛島）を八幡東区へ編入	
		戸畑区弘文町及び金比羅町の一部を八幡東区へ編入	
		※若松区大字浅川及び大字小敷の一部を八幡西区へ編入	
		※旧八幡区大字枝光の一部を戸畑区へ編入	
	〃 50. 10. 1	建設省国土地理院の公表面積	474. 77
	〃 55. 10. 1	国土交通省国土地理院の公表面積	477. 41
	〃 60. 10. 1	〃	480. 61
	〃 62. 10. 1	〃	481. 05
	〃 63. 10. 1	〃	481. 85
	平元. 10. 1	〃	481. 96
	〃 2. 10. 1	〃	482. 23
	〃 3. 10. 1	〃	482. 30
	〃 4. 10. 1	〃	482. 39

市（区）名	年月日	編入地域名	累加面積
北九州市	〃 5. 10. 1	国土交通省国土地理院の公表面積	482. 86
	〃 6. 10. 1	〃	482. 94
	〃 7. 10. 1	〃	482. 95
	〃 8. 10. 1	〃	483. 15
	〃 10. 10. 1	〃	483. 71
	〃 11. 10. 1	〃	484. 18
	〃 12. 10. 1	〃	484. 25
	〃 13. 10. 1	〃	485. 09
	〃 14. 10. 1	〃	485. 25
	〃 15. 10. 1	〃	485. 55
	〃 16. 10. 1	〃	486. 81
	〃 17. 10. 1	〃	487. 66
	〃 18. 10. 1	〃	487. 69
	〃 19. 10. 1	〃	487. 71
	〃 20. 10. 1	〃	487. 88
	〃 22. 10. 1	〃	487. 89
	〃 23. 10. 1	〃	488. 78
	〃 24. 10. 1	〃	489. 56
	〃 25. 10. 1	〃	489. 60
	〃 26. 10. 1	〃	491. 95
	令元. 10. 1	〃	491. 69
	令 3. 1. 1	〃	491. 71
	令 4. 1. 1	〃	492. 50

※国土交通省 国土地理院の公表面積については、累加面積に増減があったものを記載。

隣接市町との境界変更状況

本市は 3 市 7 町（中間市、直方市、行橋市、芦屋町、香春町、荻田町、鞍手町、福智町、水巻町、みやこ町）と境を接している。近年、隣接市町との境界線上の山林等において宅地造成が行われるため、境界の整理・明確化の問題がたびたび発生している。特に、境界まで開発が進んでいるうえ、境界線が入り組んでいる八幡西区において、それが著しい。

現在までの境界変更箇所は下表のとおりである。

境界変更箇所一覧表

場所	変更年月日	相手先	備考
八幡区大字下上津役	昭 47. 5 . 1	中 間 市	現在は八幡西区
八幡西区大字浅川	〃 49. 9 . 1	水 巻 町	
八幡西区大字浅川	〃 50. 2 . 1	水 巻 町	
八幡西区大字香月	〃 52. 1 . 1	中 間 市	通谷グリーンタウン
八幡西区大字折尾	〃 52. 1 . 1	水 巻 町	美吉野団地
八幡西区大字永犬丸	〃 53. 1 . 1	中 間 市	太賀団地
八幡西区大字香月	〃 53. 4 . 1	中 間 市	希望ヶ丘分譲地
八幡西区大字香月	〃 53. 4 . 1	中 間 市	中間南小学校
八幡西区大字浅川、大字折尾	〃 53. 9 . 1	水 巻 町	折尾ネオポリス
八幡西区大字下上津役	〃 56. 1 . 1	中 間 市	
八幡西区春日台六丁目	〃 60. 1 . 1	中 間 市	
若松区高須西一丁目、高須西二丁目	〃 61. 1 . 1	芦 屋 町	
八幡西区大字則松	〃 61. 6 . 1	水 巻 町	
八幡西区大字楠橋	〃 63. 1 . 1	中 間 市	
八幡西区船越二丁目	平元. 4 . 1	中 間 市	
八幡西区美吉野	〃 6 . 2 . 23	水 巻 町	
八幡西区美吉野	〃 7 . 2 . 1	水 巻 町	
八幡西区大字楠橋	〃 8 . 2 . 1	中 間 市	
八幡西区泉ヶ浦三丁目	〃 12. 1 . 1	水 巻 町	
八幡西区星ヶ丘五丁目、星ヶ丘六丁目	〃 20. 10. 1	直 方 市	
小倉南区大字新道寺	令元. 8 . 5	荻 田 町	

区の特徴

門 司 区

門司という地名が文献に見えたのは、796 年（延暦 15 年）11 月 21 日の太政官符の中です。これは、文字どおり“門を司る”つまり関所の意味で、太宰府から都にいたる道中で、もっとも重要な土地だったため、この地名がうけつがれ、門司村、文字ヶ関村、門司町、そして門司市となり現在にいたっています。



旧大阪商船ビル

門司港は明治に開港し、長い歴史があります。また、門司港レトロエリアには旧大阪商船ビルをはじめ、明治から大正にかけて建てられた建築物が今でも多く残っており、年間 200 万人以上が訪れる観光地となっています。

門司区は、三方を海に囲まれ、多くの自然に恵まれた風光明媚なところです。関門海峡は「壇ノ浦の戦い」で知られた平家滅亡の歴史的な地であり、また潮の流れが非常に速く、鳴門海峡、来島海峡と並んで日本三大強潮流として知られています。下関市との距離が最も近い関門橋付近は早鞆瀬戸と呼ばれ、幅もわずか 650m と狭く、潮流の速さも 10 ノット（時速 18km）を超えることがある海上交通の難所ですが、一日平均 500 隻の船が航行しています。関門海峡の潮騒と外航船の汽笛は、環境省の「残したい “日本の音風景 100 選”」にも選ばれています。

門司港は、明治 22 年に国の特別輸出港に指定され、世界各国に定期航路を持つ国際貿易港として発展してきました。現在でも、門司区には西日本有数の規模を誇る太刀浦コンテナターミナル、関東・関西方面への定期フェリー基地である新門司フェリーターミナルや、新門司自動車物流センター、また陸上輸送では、本州と九州の鉄道網の結節点という立地条件から J R 貨物の全九州の物流拠点である「北九州貨物ターミナル駅」を有し、日本有数の物流拠点となっています。

大正ロマン漂う街・門司港レトロ地区は、約 6 年の保存修理工事を経て復原され、平成 31 年 3 月にグランドオープンした「門司港駅」や、「旧門司三井倶楽部」、「旧大阪商船」、「旧門司税関」など、往時の門司の繁栄を偲ばせる歴史的建造物をはじめ、旧九州鉄道本社社屋を転用した「九州鉄道記念館」、世界的なイタリアの建築家アルド・ロッシ設計の「プレミアホテル門司港」、友好都市中国・大連市にあるロシア建築を複製した「大連友好記念館（旧国際友好記念図書館）」、海峡をまるごと楽しむ体験型博物館「関門海峡ミュージアム（令和元年 9 月 21 日リニューアルオープン）」などが建ち並んでいます。また、平成 21 年 4 月に北九州銀行レトロライン「潮風号」が運行を開始、平成 25 年 7 月には「旧大連航路上屋」、平成 26 年 4 月には「三宜楼」がオープンしました。

このほか、大里地区には、門司駅海峡側に国の登録有形文化財である「旧サッポロビール九州工場」の門司麦酒煉瓦館や周辺の煉瓦建築物が残っており、商業施設、住宅地、公園などの整備も進み、門司区の新しい顔として、「大里赤煉瓦タウン」の愛称で親しまれています。門司港レトロ地区とあわせて回遊性のある観光スポットとして注目を集めています。

さらに、新門司地区は、豊かな自然環境の中で農業や漁業が盛んであり、「豊前本ガニ」、「豊前海一粒かき」などの特産品や部埼灯台などの史跡も多く存在する魅力あるスポットです。

また、平成 29 年 4 月には門司をはじめ、若松、下関の全 42 件の施設や文化等が「関門ノスタルジック海峡～時の停車場、近代化の記憶～」として、文化庁の「日本遺産」に認定されました。これを好機として、関門エリアの魅力が国内外に一層広がり、更なる賑わいの場となることが期待されます。

門司区では、このような地域の資源と特性を活かしながら、「訪れてみたい、住んでみたい、住み続けたい」まちの実現に努めています。

小倉北区

「小倉」という地名の由来は、上代皇室の領田にできた穀物を納めた屯倉（みやけ）といわれる「倉」それも「小さな倉」が足立山麓にあったからという説や「企救の浦」が「こくの浦」となり、更に転化して「こくら」になったという説があります。



小倉城

小倉城と紫川周辺エリアでは、歴史や文化、水や緑などを活かした、多様な楽しさと快適さ、賑わいが共存する小倉都心部を象徴する魅力づくりを進めています。

北九州市の都心である小倉北区は、中津街道や長崎街道をはじめ九州五街道の起点であり、「九州の道は小倉に通じる」と言われていたほど、古くから陸上交通の要衝でした。また、江戸時代から細川藩、小笠原藩の城下町として発展してきたまちで、現在も残る魚町、古船場町、馬借、米町などの地名は、往古のにぎわいの名残です。

小倉北区の玄関口であるＪＲ小倉駅は、新幹線並びにＪＲ九州の鹿児島本線と日豊本線の接続駅であり、モノレールも乗り入れるなど九州の拠点駅となっています。新幹線口には、アジア太平洋インポートマート（AIM）・西日本総合展示場・北九州国際会議場・大型ホテルなどが立地し、国際コンベンションゾーンが形成され、小倉城口には商業施設・商店街・繁華街・オフィス街が広がるなど、小倉駅周辺は九州で有数の商業・金融・情報等の集積地として、昼夜を問わず多くの市民でにぎわう北九州市の顔となっています。

一方、城下町小倉の象徴である小倉城の周辺は、紫川や勝山公園などの自然と、小倉城庭園や文学館、松本清張記念館、平和のまちミュージアム、Ｊ：ＣＯＭ北九州芸術劇場があるリバーウォーク北九州、西日本工業大学等、歴史・文化・商業・大学などの多様な施設が充実しており、市民の人気スポットになっています。

また、都心部を流れる紫川は、アユやシロウオが遡上し、上流ではホタルが舞うなど、都心のオアシスとして市民にとってなくてはならない憩いの水辺となっています。小倉南区との境に位置する足立山の一角にある小文字山では、山頂で「小」の文字を模った「小文字焼」がお盆の小倉の夜に浮かびます。

小倉都心部では、夏には「わっしょい百万夏まつり」や、400年以上の歴史と伝統を誇る「小倉祇園太鼓」が行われ、祭り好きの小倉っ子の胸を高鳴らせます。冬には、小倉の風物詩として定着した「小倉イルミネーション」のきらめく美しい光がまち一帯を彩ります。

また、「北九州マラソン」、「北九州ポップカルチャーフェスティバル」、「ＴＧＣ北九州」などの大規模イベントが開催され、都心のにぎわいづくりが進められています。中でも、約 15,000 人の収容が可能な「ミクニワールドスタジアム北九州」では、ラグビートップリーグやＪリーグ・ギラヴァンツ北九州などの試合、わっしょい百万夏まつり前夜祭の花火打ち上げなど、様々なイベントが開催され、都心部の新たなにぎわいを創出しています。

このように、小倉北区は商業や金融、情報、コンベンションなど、都心としての機能が集積していると同時に、自然や水辺に恵まれ、歴史と文化にあふれる魅力あるまちです。

小倉北区では、北九州都市圏の中核として、また国際化時代の交流拠点として、高次な都市機能・医療機能の充実、まちの顔となる景観づくり、にぎわいのあるまちづくりに取り組むとともに、安全・安心に暮らせるまちづくりを進め、「にぎわいのある北九州のシンボルのまち」の実現に努めています。

小 倉 南 区

昭和 49 年 4 月 1 日、それまでの小倉区は行政区再編成によって南北に分区されました。そのとき、区名について審議されましたが、すでに市民に親しまれている「小倉」をなくすことは、かえって市民に混乱を起こさせるのではないかと配慮もあって、小倉の名称をそのまま残し「小倉南区」と「小倉北区」になりました。



平尾台

日本有数のカルスト地形です。羊群原と呼ばれる独特の景観を形成し、希少生物の生息地でもあります。

市内最大の面積を持つ小倉南区は、北九州国定公園を構成する日本三大カルストのひとつ“平尾台”や、カブトガニなど希少生物が多く生息する曽根干潟など、雄大な自然や美しい田園風景が広がり、四季折々の風景を楽しむことができます。

平尾台には、山歩きを楽しむトレッキングや鍾乳洞を探検するケイビングを楽しむ方などが訪れており、平成 22 年から開催している「北九州・平尾台トレイルランニングレース」は、国内はもとより海外からも選手が出場するなど非常に人気の高いレースとなっています。曽根干潟は、野鳥の宝庫として有名で、世界的にも希少なズグロカモメなどの越冬地となっており、バードウォッチングで賑わいます。多種多様な生物が生息する干潟は環境教育の場でもあります。

これらの豊かな自然環境は、新鮮な農林水産物を育み、全国的に有名な「合馬たけのこ」をはじめ、「大葉春菊」、「小倉牛」、「豊前海一粒かき」、「豊前本ガニ」など、本市の特産品として市内外で多くの人に親しまれています。

昔から農業が盛んな地域であったことから、豊作や雨乞いを祈願する「楽」（がく）、神々に奉納する「神楽」（かぐら）、盆踊りや神幸行事などの伝統芸能が、地域の宝として継承されるとともに、遺跡や古墳といった史跡・文化財も多く、郷土の歴史を身近に感じながら学ぶことができます。

一方で、昭和 60 年に開業した北九州モノレールをはじめ、鉄道路線（JR 日豊本線・JR 日田彦山線）が走るなど交通の利便性が高く、沿線を中心に住宅や商業施設が集積しています。

また、臨空産業団地や北九州空港跡地産業団地などの産業団地を有し、自動車産業関連企業をはじめとした各種企業の立地が進んでいます。平成 28 年の東九州自動車道の全線開通（北九州～宮崎）は、人の交流や物流面で、小倉南区が持つ可能性を一層拡大するものとなりました。

加えて、平成 18 年に開港した北九州空港は、24 時間利用可能な海上空港として高い機能性を有しており、韓国や中国、台湾への旅客定期便に加えて、世界的なハブ空港である仁川国際空港を経由し、世界各国と結ぶ貨物定期便が就航しており、本市の空の玄関口としての役割を担っています。

こうした動きを背景に外国人観光客の来訪も視野に入れ、平尾台では平成 29 年、本市の国家戦略特区の民泊第 1 号が認定され、自然観光資源を活用した新たなにぎわいづくりが始まりました。

さらに、雄大な自然と充実した都市基盤がもたらす快適な住環境には、北九州市立大学をはじめ、北九州工業高等専門学校などの教育機関が多く集まっています。平成 30 年には、小倉南区役所や小倉南生涯学習センターなどの公共機関が集まる若園エリアに「小倉南図書館」が開館し、郷土資料室には、「Mr. トルネード」として著名な小倉南区出身の藤田哲也博士の胸像が設置されています。加えて、障害児（者）の療育・医療の中核施設として、全国的に高い評価を受けている「北九州市立総合療育センター」が、利用者の増加やニーズの多様化・拡大化に対応するため、病床数の増床や診療体制の充実など機能を強化し、再整備されました。

また、各校区では、自治会等が中心となって夏祭りや文化祭等が開催されるなど、良好な地域コミュニティの形成に努めるとともに、防災訓練や青色防犯パトロールなど、地域が積極的に安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

小倉南区では、このような地域資源や特性を活かし、住民活力を高めながら「豊かな自然と新しい産業が息づく躍進のまち」の実現に努めています。

若 松 区

仲哀天皇と神功皇后が熊襲（くまそ）を征伐したとき、洞の海に靈石を発見しこれを神体としてまつり、神社の海浜に、小松を植えました。このときお供の武内宿禰が「海原の滄溟たる、松の青々たる、我が心も若し。」といったので、これ以後、ここが「若松」といわれたと、恵比須神社縁起に書かれています。



若松南海岸通り

「旧古川鉱業若松ビル」をはじめ、明治・大正期の建築物が連なり、石炭景気に沸いた若松の歴史と発展を伝えています。

若松区は北九州市の北西部に位置し、洞海湾と響灘に囲まれ、東部には古墳が散在するなどその歴史は古く、高塔山公園から石峰山系をへてグリーンパークまでの緑豊かな自然に恵まれたところです。若松北海岸は、玄海国定公園に含まれ、響灘の激浪に刻まれた玄武岩、露出した岩礁の眺めが美しく景勝の地として市民に親しまれています。

若松南海岸通りは、「旧古河鉱業若松ビル」などをはじめ、かつて日本一の石炭積出港として栄えた若松の歴史を伝える明治・大正期の建築物が連なり、若戸大橋を望む景観は大変素晴らしいものとなっています。若松北海岸には、水と緑にあふれた市内最大の総合公園である響灘緑地の「グリーンパーク」「ひびき動物ワールド」や、市内では若松区にしかない海水浴場である岩屋、脇田海水浴場や温泉宿泊施設があり、市民の憩いの場として親しまれています。また響灘地区には、市内最大規模の「ひびきコスモス運動場」（5.8ヘクタール、ソフトボール8面、サッカー6面）があり、全国規模のスポーツ大会が開催できます。

文化の面では、若松が生んだ芥川賞作家・火野葦平の資料館が若松市民会館内にあり、葦平ゆかりの資料が展示されています。また、当時の姿のままに復元された葦平の旧居「河伯洞」も一般公開されており、多くの葦平ファンが訪れています。

葦平が生前こよなく愛した若松のシンボル「高塔山」は、「若松あじさい祭り」の会場としても区民に親しまれ、近年は、メインの登山道路の拡幅を進めるなど再整備を実施しています。山頂から望む展望は市内有数の景観であり、若松の街並みはもとより若戸大橋・響灘・関門海峡が一望できます。「河童の隠した宝石箱」というキャッチコピーがついた夜景は、無数の宝石を散りばめたような美しさで、平成25年7月、「日本夜景遺産 ㊤」に認定されました。山頂には、葦平文学碑・万葉植物園・河童封じの地蔵尊などがあり、四季折々の花が美しく咲き誇っています。この麓には、石炭の神様と言われ、後半生を社会貢献に捧げた佐藤慶太郎の旧居跡が「佐藤公園」となっており、市民に親しまれています。

また、平成30年12月に市民の念願であった若戸大橋・若戸トンネルが無料化となり、産業活動の活性化や市民生活の利便性の向上などに繋がっています。若戸大橋は無料化と同時にライトアップが始まり、令和4年2月には歴史的・技術的見地から重要であるとの評価を受け、国の重要文化財に指定されました。

農業では、トマト・キャベツ・ブロッコリー・スイカなどの生産が盛んで、中でもキャベツやトマトは地域特産品としてのブランド化が進んでいます。また沿岸は良好な漁場であり、漁業も盛んで、あかもく（海藻）・かき・あわびなどの特産品もあります。

北東部の響灘沿岸は、港湾・産業用地としての大規模な埋め立て地があり、物流・加工組立関連の多くの企業が進出しています。また、現在市が積極的に取り組んでいる「北九州市地域エネルギー拠点化推進事業」の一環として大規模な洋上風力発電所建設に向けた関連施設の整備が進められるなど、本市の成長を支える「地域エネルギーの中心拠点」として位置づけられるとともに、響灘ビオトープ【自然共生】やエコタウンの環境産業【資源循環】に加え、大型太陽光発電や風力発電施設【低炭素】が集積する、アジアの「グリーンショールーム」となっています。

西部地区では、周辺の自然環境や都市環境を生かしながら、先端科学技術に関する教育・研究機関の集積と良好な住宅地の供給を同時に行うなど、未来をひらくアジアの学術研究都市としてひとときわ輝く総合的なまちづくりが進んでいます。

このように若松区は、人・自然・産業が共存するまちへ大きく生まれ変わろうとしています。

八 幡 東 区

市制・町村制の実施に伴い、明治 22 年に枝光村、大蔵村、尾倉村が合併し八幡村が誕生しました。名前の由来は、三村とも産土（うぶすな）神として八幡神社を祭っていたためと当時の合併調書にあります。その後、明治 33 年八幡町となり、前田地区を編入した後、大正 6 年（1917 年）、八幡市となりました。



写真提供：日本製鉄（株）九州製鉄所

世界遺産に登録された官営八幡製鐵所「旧日本事務所」 （非公開施設）

八幡東区は昭和 49 年の旧八幡区の分割により誕生しました。さかのぼれば、明治 34 年、この地に官営八幡製鐵所が誕生し、以来、鉄鋼を中心とした産業を背景にわが国の経済成長を支え続けてきました。このような近代産業の発展の歴史を未来につなぎ、八幡東区の特性や魅力的な資源を活かした「産業・地域の活性化」を目指して、市民・企業・各種団体・行政の一体となった取り組みが行われています。平成 29 年度には、旧八幡市制 100 周年記念事業のひとつとして、概ね 30 年後の次世代の暮らしを想定した「八幡東まちづくりプラン」が策定されました。

八幡東田地区は、平成 27 年 7 月に世界文化遺産に登録された官営八幡製鐵所関連施設を有し、タカミヤ環境ミュージアムや自然史・歴史博物館（いのちのたび博物館）などの文化施設に加え、商業施設も集積しており、多くの市民や観光客でにぎわっています。さらに令和 4 年には、スペース LABO（北九州市科学館）や大型商業施設開設により、一層の発展が期待されています。

平野地区では、独立行政法人国際協力機構（JICA）九州センターや公益財団法人北九州国際技術協力協会（KITA）、九州国際大学などの集積により、海外から研修員や留学生の受け入れが行われています。また、JR 八幡駅前地区では、平成 28 年 5 月、国家戦略特区指定に伴うプロジェクト事業として、国際通り沿いにある幅員の広い歩道を活用し、テーブルやイスを設置した休憩スペース（憩いの場）を提供する取り組みが行われるなど、地域団体による様々なイベントが実施されています。桃園公園では市内唯一の公認 50m 室内プールである「グローバルマーケットアクアパーク桃園（桃園市民プール）」が、令和 2 年にリニューアルされました。同公園では、広場や庭球場などの施設の再整備が予定されています。

高見地区では、高品質な住宅市街地と、エリア内を流れる板櫃川に子どもの自然体験の場となる「水辺の楽校」が整備されています。

皿倉河内地区は、豊かな自然に恵まれ、皿倉山からの夜景が新日本三大夜景に選ばれるなど、市民の憩いの場として親しまれてきました。平成 28 年 5 月、「皿倉山リニューアル計画」が策定され、平成 29 年 12 月、駐車台数を 178 台に拡張した 3 階建ての立体駐車場（山麓駅前）が完成しました。今後、山頂では、草そり・展望遊具などの遊び場の整備や天空ドームの改修など、主要施設を整備することとしています。また、平成 30 年 10 月には皿倉山の景勝ポイントの中から、皿倉山に来られた方の投票をもとに人気の高かった見所「皿倉八景」を決定しました。河内貯水池周辺にはサイクリングロードやせせらぎ広場、近年海外の観光客から注目されている河内藤園などもあり、休日をのんびり過ごすのに最適です。貯水池にはめがね橋とも呼ばれる「南河内橋」（平成 18 年国指定重要文化財、平成 19 年国認定近代化産業遺産）や三連アーチの「中河内橋」が架かるなど、自然に溶け込む建造物の美しさも見どころです。

八 幡 西 区

昭和 49 年 4 月 1 日、それまでの八幡区は行政区再編成によって東西に分区されました。そのとき、区名について審議されましたが、すでに市民に親しまれ愛称とされている「八幡」をなくすことは、かえって市民に混乱を起こさせるのではないかの配慮もあって、八幡の名称をそのまま残し「八幡西区」と「八幡東区」になりました。



曲里の松並木

曲里の松並木を含む砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロードは、令和 2 年 6 月に日本遺産に選定されました。

八幡西区は本市の西部に位置し、遠賀川を望みつつ、直方市、中間市など 2 市 3 町 3 区と境を接しています。北九州市域の中でも比較的平坦な地形を有しており、本市では最も人口の多い区となっています。

黒崎地区は、八幡西区の中心市街地であり、本市の西部地域における広域集客拠点として副都心に位置付けられています。江戸時代には長崎街道の宿場町として栄え、近代には洞海湾沿いに工業地帯が形成され、都市化が進みました。鉄道や路線バス、幹線道路が通る交通の要衝であり、直方・飯塚や遠賀・宗像地域を商圏として発展してきました。近年では、マンションの建設や生活利便施設、医療機関の集積により、「住みたいまち」としての魅力が高まっています。

黒崎駅から続くペデストリアンデッキや黒崎商店街では、国家戦略特区の認定を受けたまちづくり団体等により、一年を通じて様々なイベントが行われています。

また令和 2 年 6 月に日本遺産の認定をうけた砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロードにある市指定史跡の「曲里の松並木」や、県指定文化財の「黒崎城跡」など、貴重な歴史的資源も多く存在しています。

折尾地区は、大学、短期大学、高等学校などが集中し、学園都市として発展を続けています。鹿児島本線、筑豊本線の分岐点にあたる折尾駅周辺では、折尾地区総合整備事業の実施により、学園都市の玄関口にふさわしい地域拠点として再整備が進んでいます。令和 3 年 1 月に JR 折尾駅新駅舎の供用が開始され、令和 4 年 3 月に鉄道高架化、令和 5 年 4 月には折尾駅北側駅前広場が完成しました。また、地域の特性を生かした祭りなども盛んであり、駅からのびる学園大通りのにぎわい創出を目指し、地域の大学や自治区会、商連、まちづくり団体等が連携した取り組みも行われています。

令和元年に歴史の道百選に選定され、令和 3 年 1 月には開削着工から 400 年を迎えた堀川周辺域には、多くの史跡が残っており、歴史を身近に感じ学ぶことができます。

永犬丸・沖田～上津役地区は、瀬板の森公園や金山川などの身近な自然と、筑豊電気鉄道の開通や土地区画整理事業の実施により開発された良好な住宅地が共存したまちづくりが進んでいます。金山川沿いでは、河川愛護団体の花を植える活動により、春はチューリップ、秋はコスモスを楽しむことができます。

八幡南地区は、藤の名所・吉祥寺や市内有数のほたるの飛翔地・黒川、森林浴を楽しめる畑貯水池などの豊かな自然に恵まれています。木屋瀬エリアでは、長崎街道宿場跡の古い町並みが多く残されており、歴史を活かしたまちづくりを展開しています。また、長崎街道木屋瀬宿記念館は、貴重な郷土の資料を保存展示しており、地域文化活動の拠点にもなっています。

八幡西区では、このような地域の特色や資源を活かしながら、歴史と文化に彩られたにぎわいあふれるまちづくりを進めていきます。

戸 畑 区

“ほととぎす とばたのうらに しくなみの
しばしばきみを みむよしもがも”
(万葉集より)

大正時代まで、名護屋岬から中原にかけては、白砂青松の美しいなぎさつづきでした。波の数ほど幾度でもあの人に逢いたいと願った若者の姿が目に見えます。大渡川（今の洞海湾）の入口に「飛幡」「鳥旗」の地名があったことが日本書紀、筑前風土記などにありますが、慶長年間の筑前古図では「戸畑村」となっています。



戸畑祇園大山笠

約 220 年の歴史を持つ戸畑祇園。毎年 7 月の第 4 土曜日には、戸畑祇園大山笠競演会が行われています。12 段 309 個の提灯大山笠が、夏の夜空を彩る姿は圧巻です。

戸畑区は北九州市のほぼ中央に位置し、面積は約 16.6 ㎢。北側は区域の約 45%を占める日本製鉄(株)九州製鉄所、南側は八幡東区との境をなすようになだらかな丘陵が続く比較的平坦な市街地となっています。

戸畑は、明治の初期までは半農半漁の静かな村でしたが、明治 34 年、八幡に官営八幡製鐵所が開所して以来、鑄造、製鉄、硝子及び遠洋漁業などの企業が次々と進出し、急速に工業都市として発展しました。また、市街地の都市基盤整備も進み、7 区の中で最も早く完成された都市としての形態を成しました。今では国指定重要文化財の旧松本家住宅（西日本工業倶楽部）、旧安川邸（令和 4 年 4 月より一般公開）や北九州市立美術館などの歴史・文化施設がそろい、落ち着いた環境の住宅都市となっています。

また、将来を見据え、魅力を高めるためのまちづくり事業も着実に進められました。

戸畑駅周辺においては、戸畑駅をはじめ、多世代共生のまちづくり・にぎわいの文化拠点である「ウエルとばた」などが完成しました。さらに、戸畑区役所を中心としたエリアを「福祉・文化ふれあいの戸畑核」と位置付け、エリアを 4 つの街区に分け、各街区で整備を進めました。平成 19 年に新戸畑区役所をはじめ、保育所、障害者地域活動センター、高齢者複合施設、民間・分譲賃貸マンションなどが完成し、「多世代交流をテーマとした新しいまち」が誕生しました。

旧戸畑区役所庁舎については、歴史ある外観を残しながら、新たに戸畑図書館として平成 26 年 3 月にオープンしました。また、平成 28 年 9 月には旧浅生小・中学校等跡地に浅生スポーツセンターが開館し、平成 31 年 3 月には、浅生球場跡地に多目的広場がオープンし、区役所周辺が憩いの場としてリニューアルされました。

戸畑といえば、国の重要無形民俗文化財に指定されている「戸畑祇園大山笠」。平成 28 年にはユネスコ無形文化遺産にも登録されました。昼は山笠本来の姿といわれる幟山笠で、金糸銀糸の刺繍を施した格調高く華麗な姿をしています。夜には 12 段 309 個の提灯に彩られた光のピラミッドへと姿を変えます。7 月の第 4 土曜日の競演会では 4 基の大山笠と中学生が担ぐ小若山笠 4 基の計 8 基が勢ぞろいし「ヨイトサ、ヨイトサ」の掛け声とともに豪快に練り歩きます。

また、戸畑区は、花と緑のまちでもあります。市街地のほぼ中央にあり、市民の憩いの場である夜宮公園では、2 月は戸畑の市街地を一望しながらの梅、4 月初旬は公園中に咲き誇る満開の桜を観賞できます。また、4 月下旬から 5 月上旬にかけては、公園横の「なんじゃもんじゃ通り」で濃いピンクのツツジと純白のヒトツバタゴ並木の素晴らしいコントラストを楽しめ、続いて 6 月には夜宮池と日本庭園で約 30 種 2 万本のあでやかな花菖蒲が咲き誇るなど、四季折々に美しい花々が彩り、さらに秋には園路の紅葉を楽しむことができます。

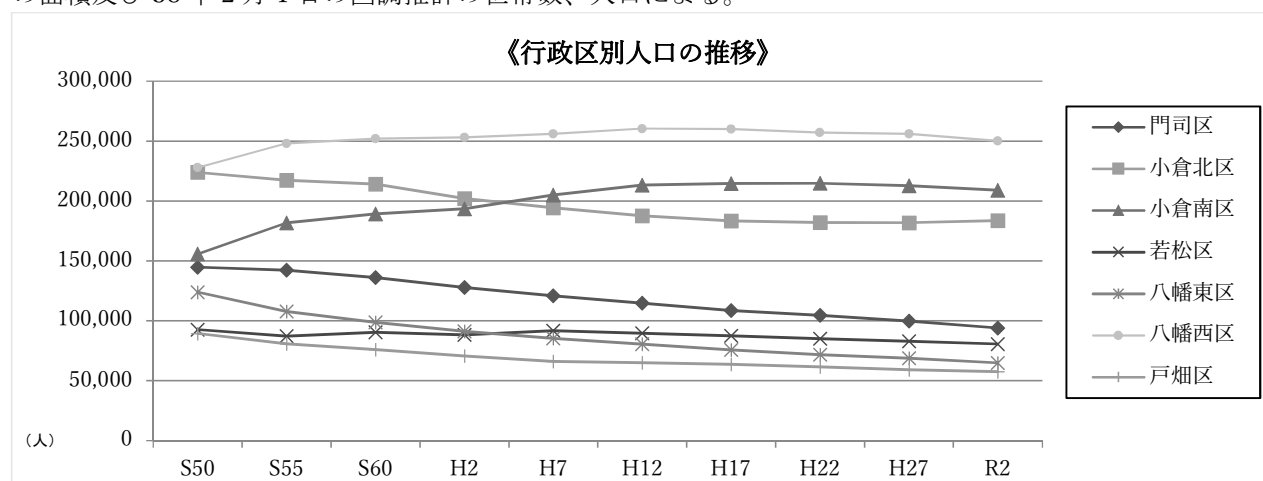
そして、5 月初旬、大谷地区の「戸畑あやめ公園」等、区内数箇所で見事に開花するのは、「伝説の花・戸畑あやめ」です。明治末期まで戸畑区の原野で自生していましたが、その後の都市化により絶滅したものと考えられていました。ところが昭和 33 年に市民の手により発見され、以来、地域の人たちによって大切に守り育てられてきました。そして平成 21 年 12 月、戸畑あやめにアヤメの 1 新変種として「戸畑」の名を冠した学名「イリス・サンギネア・バラエティー・トバタエシス」がつけられました。これを機に、戸畑区では花と緑のまちづくりをさらに進めています。

面積・世帯数・人口の推移

行政区		北九州市	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
旧五市 市制 施行当時	施行年月日	－	M32. 4. 1	M32. 4. 1		T3. 4. 1	T6. 3. 1		T13. 9. 1
	面積 km ²	－	11. 32	2. 31		15. 58	20. 51		7. 93
	世帯数	－	5, 415	4, 315		6, 258	17, 642		7, 684
	人口	－	29, 290	30, 075		37, 393	84, 682		38, 612
昭和38年 五市合併	面積 km ²	452. 22	65. 93	206. 81		56. 47	110. 53		12. 48
	世帯数	252, 903	39, 219	77, 015		25, 446	84, 484		26, 739
	人口	1, 024, 595	155, 232	307, 137		106, 617	345, 815		109, 794
昭和50年	面積 km ²	474. 77	69. 78	39. 29	168. 63	57. 62	36. 59	84. 61	18. 25
	世帯数	323, 856	44, 229	73, 426	45, 302	26, 974	38, 713	66, 937	28, 275
	人口	1, 058, 058	144, 697	223, 869	155, 727	92, 642	123, 824	227, 872	89, 427
昭和55年	面積 km ²	477. 41	70. 27	39. 73	168. 73	58. 80	36. 73	84. 67	18. 48
	世帯数	351, 310	46, 450	79, 123	55, 604	27, 023	36, 450	78, 519	28, 141
	人口	1, 065, 078	142, 222	217, 204	181, 740	87, 166	107, 880	248, 069	80, 797
昭和60年	面積 km ²	480. 61	70. 55	39. 77	168. 73	61. 68	36. 73	84. 67	18. 48
	世帯数	358, 382	45, 541	80, 126	59, 387	28, 927	34, 398	82, 651	27, 352
	人口	1, 056, 402	136, 011	214, 149	189, 236	90, 519	98, 579	251, 985	75, 923
平成2年	面積 km ²	482. 23	72. 47	39. 21	169. 33	65. 16	36. 36	83. 04	16. 66
	世帯数	367, 341	45, 124	80, 333	64, 314	29, 226	33, 355	87, 880	27, 109
	人口	1, 026, 455	127, 895	202, 051	193, 444	88, 264	91, 146	253, 018	70, 637
平成7年	面積 km ²	482. 95	72. 60	39. 25	169. 33	65. 71	36. 36	83. 04	16. 66
	世帯数	388, 741	45, 188	82, 871	72, 588	31, 607	33, 629	95, 726	27, 132
	人口	1, 019, 598	120, 890	194, 194	204, 975	91, 755	85, 405	256, 176	66, 203
平成12年	面積 km ²	484. 25	73. 37	39. 23	169. 35	66. 24	36. 36	83. 04	16. 66
	世帯数	408, 080	45, 776	85, 432	80, 348	32, 272	34, 043	102, 090	28, 119
	人口	1, 011, 471	114, 750	187, 684	213, 372	89, 560	80, 608	260, 452	65, 045
平成17年	面積 km ²	487. 66	73. 37	39. 27	170. 89	68. 07	36. 36	83. 04	16. 66
	世帯数	413, 510	44, 364	87, 459	83, 716	32, 754	32, 959	103, 841	28, 417
	人口	993, 525	108, 677	183, 286	214, 624	87, 340	75, 814	260, 070	63, 714
平成22年	面積 km ²	487. 89	73. 37	39. 28	170. 89	68. 29	36. 36	83. 04	16. 66
	世帯数	420, 702	44, 232	89, 036	86, 420	33, 495	32, 142	107, 313	28, 064
	人口	976, 846	104, 469	181, 936	214, 793	85, 167	71, 801	257, 097	61, 583
平成27年	面積 km ²	491. 95	73. 67	39. 23	171. 74	71. 31	36. 26	83. 13	16. 61
	世帯数	426, 325	43, 082	91, 253	88, 497	33, 692	31, 442	110, 562	27, 797
	人口	961, 286	99, 637	181, 878	212, 850	82, 844	68, 844	256, 117	59, 116
令和2年	面積 km ²	491. 69	73. 67	39. 23	171. 48	71. 31	36. 26	83. 13	16. 61
	世帯数	436, 245	43, 268	96, 175	91, 065	34, 128	30, 394	112, 674	28, 541
	人口	939, 029	93, 842	183, 407	209, 028	80, 533	64, 792	249, 933	57, 494

資料：企画調整局総務調整部総務課

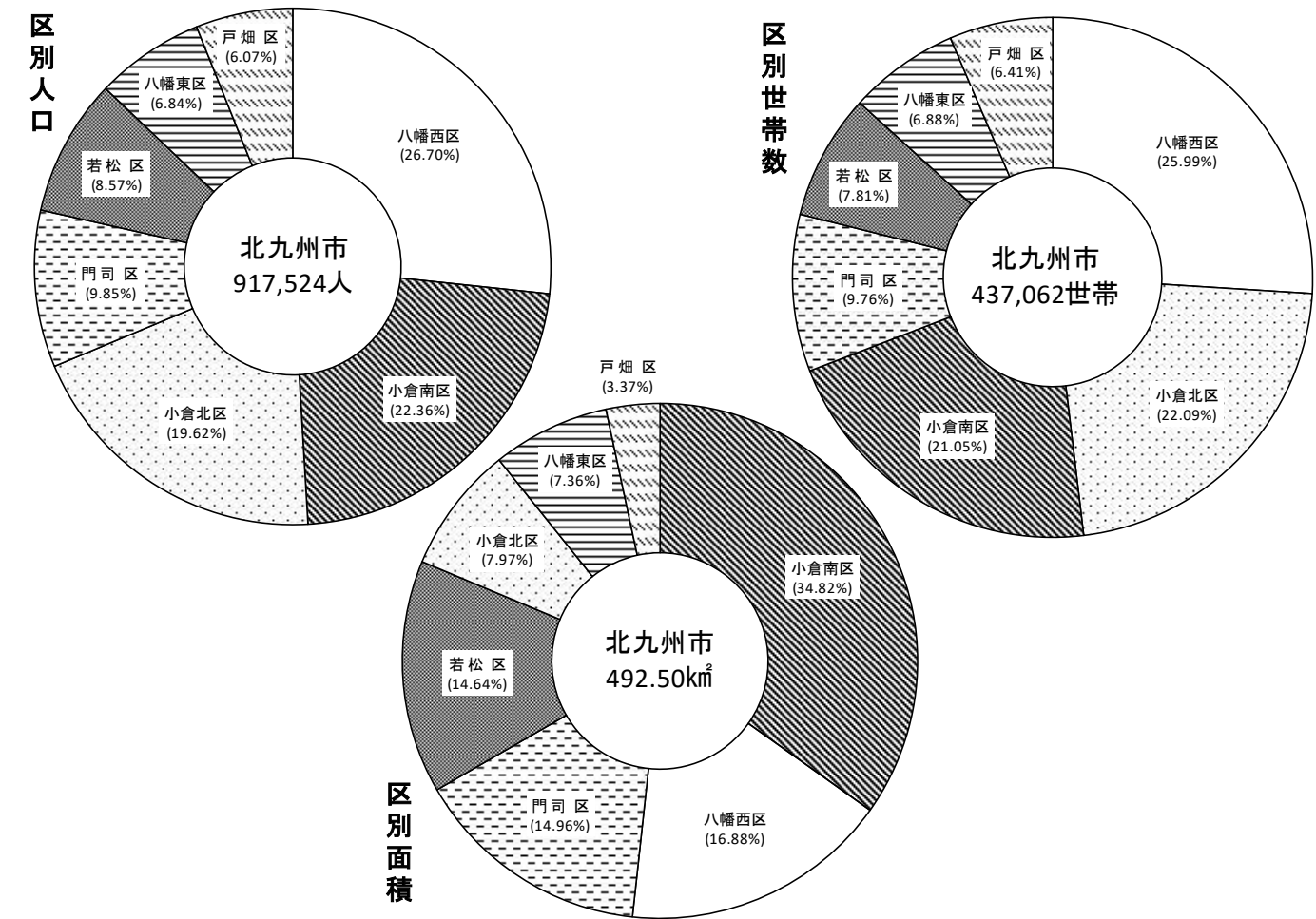
(注) 世帯数、人口は国勢調査による。面積は、各年10月1日現在による。ただし、昭和38年は、37年10月1日の面積及び38年2月1日の国調推計の世帯数、人口による。



区の面積・世帯数及び人口（令和５年４月１日現在）

行政区	面積 (A) km ²	世帯数 (B)	人口			一世帯当り 構成員 (C/B)	人口密度 (C/A)
			総数 (C)	男	女		
北九州市	492.50	437,062	917,524	432,844	484,680	2.10	1,863
門司区	73.66	42,674	90,342	41,436	48,906	2.12	1,226
小倉北区	39.23	96,551	180,013	84,264	95,749	1.86	4,589
小倉南区	171.51	92,022	205,124	97,436	107,688	2.23	1,196
若松区	72.09	34,124	78,645	37,541	41,104	2.30	1,091
八幡東区	36.26	30,068	62,740	29,645	33,095	2.09	1,730
八幡西区	83.13	113,598	244,980	115,467	129,513	2.16	2,947
戸畑区	16.61	28,025	55,680	27,055	28,625	1.99	3,352

資料：企画調整局総務調整部総務課
（注１）面積は令和４年１０月１日現在。世帯数・人口は、推計人口による。
（注２）面積は小数第三位を四捨五入するため、合計が一致しない場合がある。



区役所・出張所の庁舎



門司区役所



小倉北区役所



小倉南区役所



若松区役所



八幡東区役所



八幡西区役所



戸畑区役所



門司区役所松ヶ江出張所



小倉南区役所両谷出張所



八幡西区役所折尾出張所



門司区役所大里出張所



小倉南区役所東谷出張所



八幡西区役所上津役出張所



小倉南区役所曾根出張所



若松区役所島郷出張所



八幡西区役所八幡南出張所

区役所・出張所の庁舎の現況（令和5年4月1日現在）

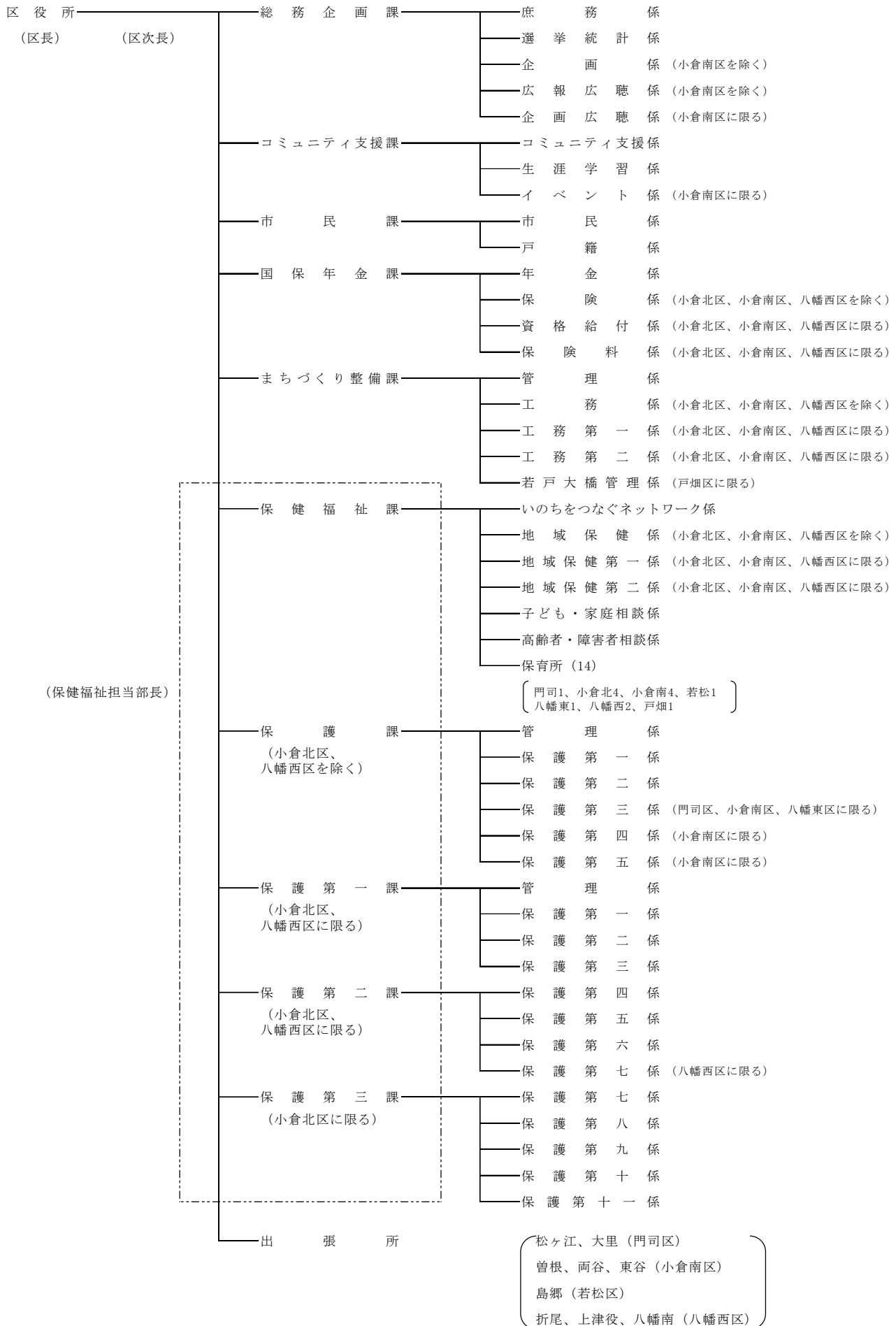
名称	建物構造・規模	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	建物 延面積 (㎡)	竣工年月	本庁出先機関等	付属建物延面積 (㎡)	建物総 延面積 (㎡)
門司区役所	鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階 棟屋2階建	8,890.80	1,854.45	5,363.08	昭5.4	東部市税事務所門司税務課	東棟 479.28 水防倉庫 80.00 食堂 140.77 車庫等 164.66 計864.71	6,227.79
松ヶ江出張所	鉄筋コンクリート造 2階建 (1階の一部)	5,868.52	320.05	320.05	平19.4	門司図書館新門司分館 新門司体育館 松ヶ江南市民センター 新門司地域交流センター		320.05
大里出張所	鉄筋コンクリート造平家建	1,701.83	429.30	429.30	昭45.3			429.30
小倉北区役所	東棟 鉄骨鉄筋コンクリート地上8階地下2階 西棟 鉄骨鉄筋コンクリート地上7階地下2階	6,979.00	2,408.19 1,533.11	18,419.24 13,208.92	平10.11 昭57.3	東部整備事務所、東部市税事務所 債権管理室、教育委員会、人事委員会 デジタル市役所推進室 上下水道局、監査事務局、区政事務センター 北九州市選挙管理委員会		31,628.16
小倉南区役所	鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階 塔屋1階建 別館 鉄筋コンクリート造 地上4階 地下1階	10,423.78	1,107.35 1,097.32	4,947.13 4,838.59	昭49.3 平5.2	東部農政事務所 農業委員会事務局（東部地区担当） 東部市税事務所小倉南税務課	集塵室 23.40 計23.40	9,809.12
曽根出張所	鉄筋コンクリート造2階建	3,164.72	887.68	1,395.77	平10.7	小倉南区図書館曽根分館「そねっと」		1,395.77
両谷出張所	補強ブロック造平家建	836.36	231.99	231.99	昭37.12		倉庫 16.56 計16.56	248.55
東谷出張所	鉄筋コンクリート造 平家建（市民センター部分は2階建）	3,351.58	240.00	240.00	昭58.11	東谷市民センター	倉庫 40.00 計40.00	280.00
若松区役所	西棟 鉄筋コンクリート造 地上5階 一部地下1階 塔屋1階建 東棟 鉄筋コンクリート造 地上5階 一部地下1階建	9,221.11	1,266.19 746.92	5,228.67 2,534.19	平元.6 別館平9.3	西部市税事務所若松税務課 港湾空港局港営部港営課・港湾整備部整備課	車庫 108.00 管理棟 88.80 計196.80	7,959.66
島郷出張所	鉄筋コンクリート造2階建 (一部鉄骨造)	3,020.28	505.64	505.64	平21.6	島郷市民センター 若松図書館島郷分館		505.64
八幡東区役所	鉄筋コンクリート造 地上2階 一部地下1階 塔屋1階建 別館 地上4階 地下1階建	7,951.94	1,714.52 614.75	3,290.01 2,777.15	昭53.11 昭37.11	西部市税事務所八幡東税務課	車庫及び倉庫 94.23 水防倉庫 69.09 倉庫 85.12 文書庫 82.64 計331.08	6,398.24
八幡西区役所	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上12階地下1階建 (地下1階、4階～6階の一部)	13,312.95	7,812.83	11,190.95 ※区役所部分	平13.9	西部市税事務所 消費生活センター八幡西相談窓口 保健所西部生活衛生課 西部整備事務所		11,190.95 ※区役所部分
折尾出張所	鉄筋コンクリート造2階建	3,409.89	568.38	934.42	平10.5	西部農政事務所 農業委員会事務局（西部地区担当）		934.42
上津役出張所	鉄筋コンクリート造平家建	2,930.24	446.93	432.33	昭54.5		自転車置場 16.26 計16.26	448.59
八幡南出張所	鉄筋コンクリート造2階建	6,379.00	574.14	803.66	昭63.4	八幡図書館八幡南分館	自転車置場 17.50 計17.50	821.16
戸畑区役所	鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階	5,559.05	5,066.50	7,130.95	平18.12	西部市税事務所戸畑税務課		7,130.95

区役所職員配置数（令和5年4月1日現在）

	総 数	役 職 者 計				一 般 職 員 計				出 張 所								
		区 長	担 当 部 長 ・ 区 次 長	担 当 課 長 ・ 課 長	担 当 係 長 ・ 係 長	総 務 企 画 課	コ ミ ュ ニ テ ィ 支 援 課	市 民 課	国 保 年 金 課	ま ち 整 備 課	保 健 福 祉 課	保 護 課	保 護 第 一 課	保 護 第 二 課	保 護 第 三 課			
総 数	1,738	397	7	10	80	300	1,341	86	58	129	78	139	524	123	59	54	33	58
門司区	199	50	1	1	11	37	149	11	8	10	15	16	55	23	—	—	—	11
区 役 所	184	46	1	1	9	35	138	11	8	10	15	16	55	23	—	—	—	—
松ヶ江出張所	5	2	—	—	1	1	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
大里出張所	10	2	—	—	1	1	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
小倉北区	372	75	1	2	13	59	297	15	10	30	12	25	116	—	31	25	33	—
小倉南区	325	68	1	2	15	50	257	12	12	25	10	27	118	39	—	—	—	14
区 役 所	305	62	1	2	12	47	243	12	12	25	10	27	118	39	—	—	—	—
曾根出張所	12	2	—	—	1	1	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
両谷出張所	5	2	—	—	1	1	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
東谷出張所	3	2	—	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
若松区	169	47	1	1	10	35	122	9	6	12	9	16	48	17	—	—	—	5
区 役 所	162	45	1	1	9	34	117	9	6	12	9	16	48	17	—	—	—	—
島郷出張所	7	2	—	—	1	1	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
八幡東区	166	44	1	1	9	33	122	12	6	14	10	13	43	24	—	—	—	—
八幡西区	358	68	1	2	13	52	290	19	10	26	15	30	105	—	28	29	—	28
区 役 所	324	62	1	2	10	49	262	19	10	26	15	30	105	—	28	29	—	—
折尾出張所	15	2	—	—	1	1	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13
上津役出張所	10	2	—	—	1	1	8	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
八幡南出張所	9	2	—	—	1	1	7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7
戸畑区	149	45	1	1	9	34	104	8	6	12	7	12	39	20	—	—	—	—

資料：総務局人事課（注）休職者及び常勤の再任用職員を含む。

【北九州市】区役所の機構（令和5年4月1日現在）



区役所の事務分掌（令和５年４月１日現在）

門司、小倉北、小倉南、若松、八幡東、八幡西、戸畑

総務企画課

庶務係

- (1) 区及び課の庶務に関する事
- (2) 区の予算及び決算の総括に関する事
- (3) 区内事務の連絡調整に関する事
- (4) 本庁各局との連絡調整に関する事
- (5) 庁舎管理及び庁内取締りに関する事
- (6) 区災害対策部に関する事
- (7) 車両の管理の総括に関する事
- (8) 文書等の收受及び発送（教育機関に係るものを含む）並びに整理保存の総括に関する事
- (9) 職員の服務に関する事
- (10) 職員の配置に関する事
- (11) 教育機関の会計年度任用職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員をいう）の報酬の支払等に関する事
- (12) 職員共済組合及び職員厚生会に関する事
- (13) その他人事に関する事
- (14) 区出納職員に関する事
- (15) 支払に関する事
- (16) その他収入支出に関する事
- (17) 他課の所管に属しないこと

選挙統計係

- (1) 選挙（区選挙管理委員会の権限に属するものを除く）に関する事
- (2) 基幹統計その他各種統計に関する事
- (3) 住居表示に関する事

企画係（小倉南区役所を除く）

- (1) 区計画の策定及び進行管理に関する事
- (2) まちづくりに係る企画、調査及び事業実施に関する事

広報広聴係（小倉南区役所を除く）

- (1) 苦情、要望、各種相談等（他の所管に属するものを除く）の処理に関する事
- (2) 広聴集会に関する事
- (3) 出張所相談業務に係る連絡調整（小倉北区役所、八幡東区役所及び戸畑区役所を除く）に関する事
- (4) 広報に関する事
- (5) 自衛官募集に関する事
- (6) 自動車臨時運行許可に関する事
- (7) 交通共済に係る受付及び連絡に関する事
- (8) 日雇特例被保険者の健康保険（門司区役所、若松区役所及び戸畑区役所に限る）に関する事
- (9) 交通安全運動の推進に関する事
- (10) 戦傷病者戦没者遺族及び引揚者の援護に関する事
- (11) 旧軍人、軍属等の援護に関する事

企画広聴係（小倉南区役所に限る）

- (1) 区計画の策定及び進行管理に関する事
- (2) 苦情、要望、各種相談等（他の所管に属するものを除く）の処理に関する事
- (3) 広聴集会に関する事
- (4) 出張所相談業務に係る連絡調整に関する事
- (5) 広報に関する事

- (6) 自衛官募集に関する事
- (7) 自動車臨時運行許可に関する事
- (8) 交通共済に係る受付及び連絡に関する事
- (9) 交通安全運動の推進に関する事
- (10) 戦傷病者戦没者遺族及び引揚者の援護に関する事
- (11) 旧軍人、軍属等の援護に関する事

コミュニティ支援課

コミュニティ支援係

- (1) 課の庶務に関する事
- (2) 課の予算及び決算に関する事
- (3) 自治会、まちづくり協議会等の地域コミュニティの支援及び支援に係る調整に関する事
- (4) 市民センターの整備、運営及び管理に関する事
- (5) 市民センターにおける地域活動等の指導及び支援に関する事
- (6) 地域防犯の支援（防犯灯に係る補助を含む）及び連絡調整に関する事
- (7) 市政事務連絡制度に関する事
- (8) 共同募金及び日本赤十字社に関する事
- (9) り災者の援護及び災害弔慰金の支給等に関する事
- (10) 区献血推進協議会に関する事
- (11) 区女性団体連絡会議との連絡等に関する事
- (12) 集会所等の運営及び管理の指導（若松区役所及び八幡東区役所に限る）に関する事
- (13) 人権・同和対策事業に係る管内の関係行政機関及び関係団体との連絡調整（若松区役所及び八幡東区役所に限る）に関する事
- (14) 人権・同和対策事業に係る関係機関との連絡等（若松区役所、八幡東区役所及び戸畑区役所を除く）に関する事

生涯学習係

- (1) 区における生涯学習の企画及び調整に関する事
- (2) 区における生涯学習情報の収集及び提供に関する事
- (3) 市民センターにおける生涯学習事業に関する事
- (4) 公民館類似施設との連絡等に関する事
- (5) 社会教育事業（教育機関が行う社会教育事業を除く）の実施に関する事
- (6) 社会教育関係団体との連絡等に関する事
- (7) 青少年の育成活動（教育施設が行う青少年の育成活動を除く）の実施に関する事
- (8) キャンプ場等の管理等に関する事
- (9) スポーツに関する事業（学校における体育を除く）の実施に関する事
- (10) スポーツ施設の目的外使用等に関する事
- (11) 学校施設開放事業の実施に関する事

イベント係（小倉南区役所に限る）

- (1) まちづくりに係る企画、調査及び事業実施に関する事

市民課

市民係

- (1) 課の庶務に関する事
- (2) 住民基本台帳に関する事
- (3) 戸籍の記録事項証明書、戸籍謄抄本及び戸籍の附票の写しの交付に関する事
- (4) 印鑑（認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関するものを除く）に関する事
- (5) 郵送等による戸籍の記録事項証明書等の交付申請の処理に

- 関すること
- (6) 住民の実態調査に関すること
 - (7) 課に属する統計に関すること
 - (8) 就学予定者の健康診断の通知後の異動者に係る当該通知に関すること
 - (9) 就学予定者の就学通知後の異動者に係る当該通知に関すること
 - (10) 就学予定者の指定学校以外の学校への就学及び就学義務の猶予又は免除に伴う学齢簿の異動に関すること
 - (11) 就学予定者の特別支援学校（学級）への就学に伴う学齢簿の異動に関すること
 - (12) 就学予定者の学齢簿の編成時において、保護者又は通学区域が不明である者等に係る学齢簿の異動に関すること
 - (13) 外国人の就学に関すること
 - (14) 国・県・私立学校への就学に関すること
 - (15) 学齢児童及び学齢生徒の住所の変更に伴う就学通知に関すること
 - (16) 税外収入の収納に関すること
 - (17) 電送処理に関すること
 - (18) 行政サービスコーナー（小倉北区役所及び八幡西区役所に限る）に関すること
 - (19) 個人番号の指定及び通知カードに関すること
 - (20) 個人番号カードに関すること
 - (21) 署名用電子証明書及び利用証明用電子証明書の発行等に関すること
 - (22) 国民健康保険の被保険者の資格に係る届出の受付及び被保険者証の交付（住民基本台帳に関する届出に伴うものに限る。次号から第 29 号までにおいて同じ）に関すること
 - (23) 後期高齢者医療の被保険者の資格に係る届出の受付に関すること
 - (24) 国民年金の被保険者の資格に係る届出の受付に関すること
 - (25) 介護保険の被保険者の資格に係る届出の受付に関すること
 - (26) 児童手当の受給資格に係る申請の受付に関すること
 - (27) 乳幼児等医療費の受給資格に係る申請の受付及び医療証の交付に関すること
 - (28) 重度障害者医療費の受給資格に係る申請の受付に関すること
 - (29) 身体障害者手帳の記載事項の変更にに関すること
 - (30) 所得額証明書及び非課税証明書の交付に関すること

戸籍係

- (1) 戸籍届書の受理に関すること
- (2) 戸籍の記載及び編成に関すること
- (3) 埋火葬の許可に関すること
- (4) 戸籍の附票の記載に関すること
- (5) 人口動態調査票の作成に関すること
- (6) 相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）第 58 条の報告に関すること
- (7) 死産届の受理に関すること
- (8) 在留カード及び特別永住者証明書に関すること
- (9) 火葬場の使用許可に関すること
- (10) 民事及び刑事処分の通知整理に関すること
- (11) 国民健康保険の被保険者の資格に係る届出の受付及び被保険者証の交付（戸籍の届出に基づく住民基本台帳の処理に伴うものに限る）に関すること
- (12) 後期高齢者医療の被保険者の資格に係る届出の受付（戸籍の届出に基づく住民基本台帳の処理に伴うものに限る。次号から第 18 号までにおいて同じ）に関すること

- (13) 国民年金の被保険者の資格に係る届出の受付に関すること
- (14) 介護保険の被保険者の資格に係る届出の受付に関すること
- (15) 児童手当の受給資格に係る申請の受付に関すること
- (16) 乳幼児等医療費の受給資格に係る申請の受付及び医療証の交付に関すること
- (17) 重度障害者医療費の受給資格に係る申請の受付に関すること
- (18) 身体障害者手帳の記載事項の変更にに関すること

国保年金課

年金係

- (1) 課の庶務に関すること
- (2) 課の経理に関すること
- (3) 国民年金に関する調査、統計及び事業報告に関すること
- (4) 保険料の免除に関すること
- (5) 国民年金の諸届出、請求の受付、審査、進達等に関すること
- (6) 特別障害給付金の諸届出、請求の受付、審査、進達等に関すること
- (7) 年金生活者支援給付金に関すること

保険係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所を除く）

- (1) 国民健康保険及び後期高齢者医療の事業報告に関すること
- (2) 国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の資格、給付及び第三者行為に関すること
- (3) 国民健康保険の診療報酬明細書に関すること
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による医療等に関すること
- (5) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の賦課、減免、徴収（財政局債権管理室東部料金納付課及び西部料金納付課の所管に属するものを除く）及び還付に関すること
- (6) 納付組合に関すること

資格給付係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所に限る）

- (1) 国民健康保険及び後期高齢者医療の事業報告に関すること
- (2) 国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の資格、給付及び第三者行為に関すること
- (3) 国民健康保険の診療報酬明細書に関すること
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療等に関すること

保険料係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所に限る）

- (1) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の賦課、減免、徴収（財政局債権管理室東部料金納付課及び西部料金納付課の所管に属するものを除く）及び還付に関すること
- (2) 納付組合に関すること

まちづくり整備課

管理係

- (1) 課の庶務に関すること
- (2) 課の予算及び決算に関すること
- (3) 軽微な工事の契約及びしゅん工認定に関すること
- (4) 800 万円以下の工事資材の購入の契約及び検収に関すること
- (5) 諸収入に係る滞納整理に関すること
- (6) 開発行為に係る流末施設整備一部寄付金の徴収に関すること
- (7) その他収入金の徴収に関すること
- (8) 道路の認定、指定、変更、廃止並びに区域の決定及び変更に伴う調査に関すること
- (9) 道路、里道、河川（調整池を含む）、水路、公園及び霊園の占用、使用その他の管理並びに街路樹の管理に関すること
- (10) 道路工事等の連絡調整に関すること
- (11) 道路、里道、河川（調整池を含む）、水路、公園、緑地及び霊園

- の境界明示に関すること
- (12)車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）に基づく認定に関すること
- (13)屋外広告物の許可に関すること
- (14)風致地区内及び特別緑地保全地区内の行為の許可又は協議に関すること
- (15)保存樹等に関すること
- (16)不法占用に係る撤去指導に関すること
- (17)放置自転車に関すること

工務係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所を除く）

工務第一係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所に限る）

工務第二係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所に限る）

若戸大橋管理係（戸畑区役所に限る）

- (1)まちづくりに係る公共土木施設の整備における企画、調査及び連絡調整に関すること
- (2)道路及び里道の維持及び補修事業の調査及び設計並びに工事に关すること
- (3)交通安全施設整備事業の調査及び設計並びに工事（整備事務所の所管に属するものを除く）に関すること
- (4)まちづくり事業の調査及び設計並びに工事に关すること
- (5)公共土木施設の災害に係る応急措置に関すること
- (6)急傾斜地等の危険箇所の調整に関すること
- (7)公園、緑地、霊園及び街路樹の維持補修事業の調査及び設計並びに工事に关すること
- (8)公園、緑地、霊園並びに街路樹及び保存樹の巡視（小倉北区役所、若松区役所及び戸畑区役所を除く）に関すること
- (9)花のまちづくり事業に関すること
- (10)住区基幹公園整備事業の認可申請、調査及び設計並びに工事に关すること
- (11)機械器具及び工事資材の管理保管に関すること
- (12)河川（調整池を含む）及び水路（農業用水路を除く）の維持管理及び補修工事に关すること
- (13)農道、農業用水路等の農林施設に関する相談及び調整に関すること
- (14)若戸大橋及び若戸トンネルの維持管理に関すること（若戸大橋管理係に限る）

保健福祉課

いのちをつなぐネットワーク係

- (1)課の庶務に関すること
- (2)いのちをつなぐネットワーク事業の推進に関すること
- (3)保健福祉の相談、処遇支援（他係の所管に属するものを除く）及び調整に関すること
- (4)住民の保健福祉活動の支援及び推進に関すること
- (5)民生委員及び児童委員に関すること
- (6)社会福祉協議会その他の社会福祉団体及び所管に属する社会福祉施設の指導及び育成に関すること
- (7)所管に属する市立社会福祉施設に関すること
- (8)区推進協議会に関すること
- (9)長寿祝金に関すること
- (10)その他社会援護に関すること

地域保健係（小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所を除く）

地域保健第一係

（小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所に限る）

地域保健第二係

（小倉北区役所、小倉南区役所及び八幡西区役所に限る）

- (1)地域保健事業に係る経理及び事務に関すること
- (2)保健指導及び保健福祉に関すること
- (3)健康危機管理（他課の所管に属するものを除く）に関すること
- (4)地域の保健福祉ネットワークづくり等の地域事業（他課の所管に属するものを除く）に関すること
- (5)使用料及び手数料の収納（他係の所管に属するものを除く）に関すること
- (6)母子保健に関すること
- (7)栄養改善に関すること
- (8)健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）の規定による保健事業（医療を除く）及びその他成人保健事業の実施に関すること
- (9)成人保健に関すること
- (10)介護予防事業（他係の所管に属するものを除く）に関すること
- (11)歯科保健に関すること
- (12)精神保健（他係の所管に属するものを除く）に関すること
- (13)結核予防に関すること
- (14)後天性免疫不全症候群に関すること
- (15)予防接種に関すること
- (16)難病に関すること（他係の所管に属するものを除く）
- (17)前各号に掲げるもののほか、保健センターに関すること
- (18)原子爆弾被爆者の医療等に関すること
- (19)肝炎治療費助成等に関すること
- (20)生活衛生に係る手数料の収納（小倉北区役所及び八幡西区役所を除く。次号から第 26 号までにおいて同じ）に関すること
- (21)医事従事者等の免許等の申請の受付及び免許証等の交付に関すること
- (22)食品衛生に係る申請等の受付及び営業証明の交付に関すること
- (23)理容所、美容所、クリーニング所、旅館、興行場及び公衆浴場に係る届出の受付及び営業証明の交付に関すること
- (24)生活衛生相談に関すること
- (25)犬の登録に関すること
- (26)改葬許可に関すること
- (27)食品衛生協会その他の関係団体の指導及び育成に関すること

子ども・家庭相談係

- (1)児童の福祉（特別児童扶養手当に関することを除く）に関すること
- (2)母子及び寡婦の福祉に関すること
- (3)婦人保護に関すること
- (4)子どものための教育・保育給付の支給認定等に関すること
- (5)保育料の決定、減免、徴収（財政局債権管理室東部料金納付課及び西部料金納付課の所管に属するものを除く）及び還付に関すること
- (6)公費負担医療（他係の所管に属するものを除く）に係る申請及び証明書等の受付に関すること
- (7)乳幼児等医療費及びひとり親家庭等医療費に関すること
- (8)社会福祉施設（児童、母子及び保育施設に限る）への措置等に係る費用の徴収に関すること
- (9)教育に関する相談の処理に関すること
- (10)区域外就学の承諾に関すること
- (11)就学援助及び就学資金の申請書の受付に関すること
- (12)管内の市立社会福祉施設（委託施設を除く）の管理に関すること
- (13)管内の市立社会福祉施設（他係の所管に属するものを除く）の施設整備に関すること

高齢者・障害者相談係

- (1) 高齢者の福祉に関すること
- (2) 地域包括支援センターの運営に関すること
- (3) 障害者及び障害児の福祉（特別児童扶養手当に関するものを除く）に関すること
- (4) 障害福祉サービスの支給決定及び障害支援区分認定事務（他の所管に属するものを除く）に関すること
- (5) 精神保健に関すること
- (6) 重度障害者医療費、更生医療及び精神通院医療に関すること
- (7) 難病に関すること
- (8) 社会福祉施設（障害者施設及び高齢者施設に限る）への措置に係る費用の徴収に関すること
- (9) 介護保険に係る経理に関すること
- (10) 介護保険の給付及び被保険者の資格に関すること
- (11) 介護保険の保険料の賦課、減免、徴収（財政局債権管理室東部料金納付課及び西部料金納付課の所管に属するものを除く）及び還付に関すること
- (12) 要介護認定等に係る訪問調査に関すること
- (13) 介護保険に関する苦情及び相談に関すること

保育所（15）

- (1) 所の庶務に関すること
- (2) 幼児及び乳児の保育に関すること
- (3) 施設の維持管理に関すること
- (4) 保育料の収納に関すること

保護課（小倉北区役所及び八幡西区役所を除く）

管理係

- (1) 課の庶務に関すること
- (2) 生活保護に係る決定通知及び金品の給付等に関すること
- (3) 医療券、医療要否意見書等に関すること

保護第一係

保護第二係

保護第三係（門司区役所、小倉南区役所及び八幡東区役所に限る）

保護第四係（小倉南区役所に限る）

保護第五係（小倉南区役所に限る）

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく措置（他課の所管に属するものを除く）に関すること
- (2) 生活保護法に基づく相談（他課の所管に属するものを除く）に関すること
- (3) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱い（他課の所管に属するものを除く）に関すること
- (4) 地域の保健福祉ネットワークづくり等の地域事業（他課の所管に属するものを除く）に関すること
- (5) 行旅困窮者に対する法外扶助（他課の所管に属するものを除く）に関すること
- (6) その他相談（他課の所管に属するものを除く）に関すること

保護第一課（小倉北区役所及び八幡西区役所に限る）

管理係

- (1) 保護第一課、保護第二課（小倉北区役所及び八幡西区役所に限る）及び保護第三課（小倉北区役所に限る）の庶務に関すること
- (2) 生活保護に係る決定通知及び金品の給付等に関すること
- (3) 医療券、医療要否意見書等に関すること

保護第一係

保護第二係

保護第三係

- (1) 生活保護法に基づく措置（他課の所管に属するものを除く）に

関すること

- (2) 地域の保健福祉ネットワークづくり等の地域事業（他課の所管に属するものを除く）に関すること

保護第二課（小倉北区役所及び八幡西区役所に限る）

保護第四係

保護第五係

保護第六係

保護第七係（八幡西区役所に限る）

- (1) 生活保護法に基づく措置（他課の所管に属するものを除く）に関すること
- (2) 生活保護法に基づく相談（他課の所管に属するものを除く）に関すること
- (3) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱い（他課の所管に属するものを除く）に関すること
- (4) 地域の保健福祉ネットワークづくり等の地域事業（他課の所管に属するものを除く）に関すること
- (5) 行旅困窮者に対する法外扶助（他課の所管に属するものを除く）に関すること
- (6) その他相談（他課の所管に属するものを除く）に関すること

保護第三課（小倉北区役所に限る）

保護第七係

保護第八係

保護第九係

保護第十係

保護第十一係

- (1) 生活保護法に基づく措置（他課の所管に属するものを除く）に関すること
- (2) 地域の保健福祉ネットワークづくり等の地域事業（他課の所管に属するものを除く）に関すること

出張所（9）

松ヶ江出張所、大里出張所、曾根出張所、両谷出張所、東谷出張所、島郷出張所、折尾出張所、上津役出張所、八幡南出張所

- (1) 所の庶務に関すること
- (2) 軽易な各種相談、苦情及び要望等の受付及び処理に関すること
- (3) 戸籍届書の受理に関すること
- (4) 住民基本台帳に関する届書の受理に関すること
- (5) 住民票の写し、戸籍の記録事項証明書、戸籍謄抄本及び戸籍の附票の写しの交付に関すること
- (6) 転出届の処理に関すること
- (7) 印鑑（台帳等の管理並びに認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関するものを除く）に関すること
- (8) 埋火葬の許可に関すること
- (9) 火葬場の使用許可に関すること
- (10) 死産届の受理に関すること
- (11) 住民の実態調査に関すること
- (12) 通知カードに関すること
- (13) 個人番号カード（個人番号カードの交付に係るものを除く。）に関すること
- (14) 署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の発行等に関すること
- (15) 介護保険の被保険者の資格に係る届出の受付（住民基本台帳に関する届出に伴うもの及び戸籍の届出に基づく住民基本台帳の処理に伴うものに限る。次号から第 19 号までにおいて同じ）に関すること
- (16) 児童手当の受給資格に係る申請の受付に関すること

- (17) 乳幼児等医療費の受給資格に係る申請の受付及び医療証の交付
に関すること
- (18) 重度障害者医療費の受給資格に係る申請の受付に関すること
- (19) 身体障害者手帳の記載事項の変更にに関すること
- (20) 国民健康保険に関すること
- (21) 後期高齢者医療に関すること
- (22) 国民年金に関すること
- (23) 介護保険に係る申請等の取次ぎに関すること
- (24) 第 16 号及び第 17 号に掲げるもののほか、児童手当及び子ども
医療費に係る届出等の受付（松ヶ江出張所、両谷出張所及び東谷
出張所を除く。次号から第 29 号までにおいて同じ）に関すること
- (25) 乳幼児等医療費、重度障害者医療費及びひとり親家庭等医療費
に係る医療証の再交付に関すること
- (26) 身体障害者手帳等の交付、タクシー運賃助成及び補装具・日常
生活用具の給付等の申請の取次ぎに関すること
- (27) 有料道路通行割引証の交付に関すること
- (28) 訪問給食、あんしん通報システム、すこやか住宅改造助成及び
養護老人ホームへの入所措置に係る申請等の取次ぎに関すること
- (29) 高齢者等住宅相談及び高齢者・障害者あんしん法律相談に係る
予約の取次ぎに関すること
- (30) 学齢児童及び学齢生徒の住所の変更に伴う就学通知に関するこ
と
- (31) 市税及びその他の諸証明に関すること
- (32) 市税、保険料及び税外収入の収納に関すること
- (33) 市税の納付書の再交付に関すること
- (34) 市税の還付金の支払に関すること
- (35) 原動機付自動車等の標識に関すること
- (36) 納税貯蓄組合に関する諸届の受付に関すること
- (37) 電送処理に関すること
- (38) 財産区との連絡（松ヶ江出張所に限る）に関すること

市民課出張所窓口事務取扱件数（令和４年度）

※窓口取扱い事務のうち、主なものを記載

行政区	総数 (1)～(5)	戸籍（１）		印鑑（２）		住民基本台帳（３）		諸証明 （４）	その他（５）		閲覧		(1)～(5)のうち
		届出	証明書 交付	届出	証明書 交付	異動届	住民票の写 し等		税証明	国民健康保険 保健福祉等	住民票	郵便請求	
北九州市	1,193,537	49,649	285,520	25,918	161,836	78,752	453,169	13,358	57,331	68,004	12,837	256,334	
門司区	98,754	5,383	16,956	2,498	16,376	6,118	32,719	709	7,906	10,089	324	1	
市民課	47,726	4,529	10,494	1,441	6,677	4,164	17,219	318	943	1,941	324	1	
松ヶ江出張所	12,769	109	1,577	219	2,679	431	3,942	98	2,642	1,072	0	0	
大里出張所	38,259	745	4,885	838	7,020	1,523	11,558	293	4,321	7,076	0	0	
小倉北区	185,824	9,992	29,591	5,695	30,014	21,129	76,131	2,272	2,714	8,286	1,402	0	
市民課	165,101	9,992	27,740	5,695	24,823	21,129	62,450	2,272	2,714	8,286	1,402	0	
小倉行政 サービスコーナー	20,723	0	1,851	0	5,191	0	13,681	0	0	0	0	0	
小倉南区	201,749	9,644	29,446	5,529	35,797	16,118	70,822	1,811	16,474	16,108	0	8	
市民課	127,540	8,762	19,779	4,139	21,827	13,391	49,635	1,326	3,417	5,264	0	8	
曽根出張所	59,159	760	7,496	1,129	10,478	2,306	16,336	348	10,986	9,320	0	0	
両谷出張所	11,752	116	1,609	210	2,659	325	3,869	93	1,699	1,172	0	0	
東谷出張所	3,298	6	562	51	833	96	982	44	372	352	0	0	
若松区	80,786	4,412	12,866	1,940	14,400	5,246	26,079	723	5,266	9,854	11	0	
市民課	46,216	3,850	9,033	1,257	7,711	3,704	15,753	459	828	3,621	11	0	
島郷出張所	34,570	562	3,833	683	6,689	1,542	10,326	264	4,438	6,233	0	0	
八幡東区	57,356	4,491	11,977	1,656	10,389	4,780	20,358	816	1,263	1,626	171	66	
八幡西区	264,362	12,240	42,474	7,097	45,891	19,032	90,575	2,993	23,111	20,949	1,023	50	
市民課	116,069	9,846	23,098	4,060	16,814	12,857	43,269	1,356	1,885	2,884	1,023	50	
折尾出張所	65,603	954	8,849	1,362	12,326	3,514	20,959	741	9,541	7,357	0	0	
上津役出張所	41,706	924	5,668	874	8,546	1,330	13,287	535	6,337	4,205	0	0	
八幡南出張所	35,854	516	4,815	801	6,483	1,331	9,696	361	5,348	6,503	0	0	
黒崎行政 サービスコーナー	5,130	0	44	0	1,722	0	3,364	0	0	0	0	0	
戸畑区	48,502	3,487	8,288	1,503	8,969	4,511	19,471	584	597	1,092	154	5	
区政事務センター	256,204	0	133,922	0	0	1,818	117,014	3,450	0	0	9,752	256,204	

資料：市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課

戸籍届出件数（令和４年度）

行政区	総数	出生	認知	婚姻	離婚	死亡	養子縁組	養子離縁	法73条の2 法69条の2	法77条の2 法75条の2	入籍	転籍
北九州市	49,649	8,747	235	9,596	2,679	18,484	879	229	19	1,247	2,049	3,831
門司区	5,383	744	18	1,006	269	2,384	70	27	2	118	161	393
小倉北区	9,992	1,798	57	2,055	574	3,585	179	49	4	271	399	666
小倉南区	9,644	2,037	51	1,831	585	3,066	186	53	4	272	477	773
若松区	4,412	777	21	861	241	1,594	101	17	1	112	195	342
八幡東区	4,491	568	16	779	191	2,149	71	14	1	89	152	317
八幡西区	12,240	2,246	57	2,372	658	4,310	219	56	6	315	528	1,082
戸畑区	3,487	577	15	692	161	1,396	53	13	1	70	137	258

行政区	失踪	復氏	姻族 関係 終了	相続人 廃除	分籍	帰化	国取 籍得	国喪 籍失	国選 籍扱	国留 籍保	外国 籍喪失	親・権 後・見 後見監督	不受理 申出
北九州市	17	34	37	0	265	53	9	20	23	57	3	66	242
門司区	1	4	3	0	35	4	0	3	2	10	2	4	23
小倉北区	3	7	6	0	58	20	0	4	7	5	0	14	56
小倉南区	3	4	7	0	54	7	4	2	4	5	1	17	53
若松区	4	5	3	0	22	12	0	0	2	10	0	0	19
八幡東区	2	2	1	0	18	6	0	3	0	5	0	6	10
八幡西区	3	8	14	0	59	2	3	5	6	14	0	22	63
戸畑区	1	4	3	0	19	2	2	3	2	8	0	3	18

行政区	氏の変更					名 変 更	就 籍	訂正・更正							追 完	その他
	法107条 項1	法107条 項2	法107条 項3	法107条 項4	計			市町村長 職	法24条 項2	法113条 等	法116条	続柄の 記載更正 （囑託）	続柄の 記載更正 （申出）	計		
北九州市	127	15	4	2	148	72	1	456	23	10	15	8	7	519	8	80
門司区	14	0	1	0	15	6	0	61	6	0	1	2	0	70	2	7
小倉北区	27	4	1	0	32	24	0	97	0	2	2	2	1	104	0	15
小倉南区	28	5	0	1	34	16	1	70	2	0	4	3	4	83	2	12
若松区	14	0	0	0	14	7	0	41	5	0	0	0	0	46	1	5
八幡東区	6	1	1	0	8	4	0	51	3	5	1	1	0	61	0	18
八幡西区	32	4	1	1	38	10	0	116	6	3	6	0	2	133	2	9
戸畑区	6	1	0	0	7	5	0	20	1	0	1	0	0	22	1	14

資料：市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課

外国人住民登録者数国籍別集計表（令和５年３月３１日現在）

	北九州市	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
総 計	14,161	1,057	4,734	1,829	1,426	900	3,463	752
アイルランド	3	0	2	1	0	0	0	0
アゼルバイジャン	1	0	0	0	0	0	1	0
アフガニスタン	5	4	0	0	0	0	1	0
アルゼンチン	3	0	2	0	0	1	0	0
イスラエル	2	0	1	0	0	0	0	1
イタリア	5	2	1	1	0	0	1	0
イラン	6	0	0	0	0	0	6	0
インド	56	4	12	6	7	1	16	10
インドネシア	553	23	72	65	124	77	169	23
ウガンダ	2	0	0	1	1	0	0	0
ウクライナ	13	1	2	2	1	1	5	1
ウズベキスタン	7	3	0	3	1	0	0	0
エクアドル	1	1	0	0	0	0	0	0
エジプト	5	0	0	1	0	0	3	1
エチオピア	4	0	0	0	1	0	2	1
オランダ	5	1	0	3	0	0	1	0
オーストラリア	19	0	6	5	1	1	6	0
オーストリア	3	0	2	0	0	0	1	0
カザフスタン	1	0	0	0	0	0	1	0
カナダ	36	2	9	4	7	1	10	3
カメルーン	4	1	1	0	1	1	0	0
カンボジア	39	5	5	11	3	3	10	2
ガーナ	3	0	0	1	0	1	1	0
ギリシャ	4	3	1	0	0	0	0	0
クロアチア	1	0	0	0	0	0	1	0
グアテマラ	1	0	1	0	0	0	0	0
ケニア	6	0	0	1	0	0	5	0
コスタリカ	1	0	0	1	0	0	0	0
コンゴ民主共和国	2	0	0	0	0	0	2	0
サウジアラビア	2	0	0	0	0	1	1	0
サモア	1	1	0	0	0	0	0	0
シリア	10	0	0	0	8	0	2	0
シンガポール	12	1	3	0	2	0	6	0
ジャマイカ	3	0	0	0	1	0	2	0
ジンバブエ	4	0	0	1	0	0	0	3
スイス	1	0	1	0	0	0	0	0
スウェーデン	5	0	2	1	0	1	1	0
スペイン	4	0	1	1	0	0	2	0
スリランカ	65	11	16	9	5	6	17	1
スロバキア	2	0	0	0	1	1	0	0
スロベニア	1	0	0	0	0	1	0	0
スーダン	1	0	0	0	0	0	0	1
セネガル	7	0	1	0	0	3	3	0
セルビア	1	0	0	0	0	0	0	1
ソロモン	1	0	0	0	0	0	1	0
タイ	122	5	31	19	6	17	38	6
タンザニア	1	0	0	0	0	1	0	0
チェコ	2	1	1	0	0	0	0	0
チュニジア	2	0	0	2	0	0	0	0
トリニダード・トバゴ	4	0	1	0	0	0	2	1
トルコ	13	2	2	2	3	0	2	2
トンガ	2	0	0	0	1	0	1	0
トogo	1	0	0	0	1	0	0	0
ドイツ	15	1	3	2	1	1	4	3
ドミニカ共和国	1	0	0	0	0	0	1	0
ナイジェリア	16	0	10	1	0	0	5	0
ニュージーランド	5	0	1	1	0	0	3	0
ネパール	1,191	66	538	67	45	115	295	65
ノルウェー	2	2	0	0	0	0	0	0
ハンガリー	1	0	0	0	1	0	0	0
バングラデシュ	23	0	2	3	4	0	13	1
パキスタン	19	5	0	2	2	6	3	1
パラグアイ	2	1	0	0	0	0	0	1
フィジー	1	0	0	0	0	1	0	0
フィリピン	752	82	186	129	61	65	214	15
フランス	39	1	16	7	5	2	2	6
ブラジル	27	0	9	5	1	3	7	2
ブルガリア	2	0	1	0	1	0	0	0
ブルキナファソ	1	0	0	0	0	0	1	0
ブータン	2	0	1	0	0	0	0	1
ベトナム	2,736	134	1,144	374	282	146	545	111
ベネズエラ	3	0	2	0	0	0	1	0
ベラルーシ	3	0	1	0	0	0	2	0
ベルギー	3	0	2	0	0	0	1	0
ベルー	5	2	0	2	0	0	1	0
ホンジュラス	1	0	0	0	0	0	0	1
ボリトガル	1	0	0	1	0	0	0	0
ポーランド	4	1	0	1	1	0	1	0
マラウイ	1	0	0	0	0	0	1	0
マレーシア	52	3	10	6	8	2	18	5
ミャンマー	254	34	64	41	33	13	63	6
メキシコ	16	2	1	4	0	0	4	5
モザンビーク	1	0	0	1	0	0	0	0
モルドバ	1	0	1	0	0	0	0	0
モロッコ	3	0	0	0	0	0	2	1
モンゴル	74	1	29	4	3	2	26	9
ラオス	2	0	0	0	0	0	0	2
リトアニア	1	0	0	1	0	0	0	0
ルワンダ	1	0	0	0	0	0	0	1
ルーマニア	3	0	0	1	0	0	2	0
ロシア	25	2	7	9	2	0	2	3
中国	2,809	184	779	322	485	111	836	92
南アフリカ共和国	5	0	1	2	0	0	1	1
台湾	126	12	45	12	12	6	29	10
朝鮮又は韓国	4,624	430	1,617	628	297	300	1,010	342
米国	156	17	52	34	3	5	39	6
英国	89	6	33	27	4	3	11	5
なし	3	0	3	0	0	0	0	0
無国籍	2	0	0	1	0	1	0	0

資料：市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課

※『なし』欄は、出生等に伴う戸籍にかかる手続きが未了の者の人数。

※『無国籍』欄は、国籍を有していない者の人数。

市民課業務にかかる事務改善経過

昭和 43 年 7 月	印鑑証明制度の間接証明方式を実施（切替え S44.6.30 まで） ・印鑑登録している人に印鑑登録済証明書（印鑑手帳）を発行することにより、肉眼による印影等の照合方式をやめ、また、証明書のコピー化により、事務処理の正確化及びスピード化を図るもの
43 年 9 月	コピー機の導入（各区市民課） ・印鑑証明書作成にかかる証明時間短縮化による市民サービスの向上と証明書の鮮明化を図るもの
44 年 5 月	自動認証器の導入（門司、小倉、若松、八幡区市民課及び黒崎出張所） ・事務処理のスピード化を図るもの
44 年 7 月	ベルトコンベアー及びエアージュータの導入（八幡区市民課）、以後各区に導入 ・事務処理のスピード化による市民の待ち時間の短縮及び職員の疲労軽減を図るもの
45 年 5 月	レジスターの導入（各区市民課及び出張所） ・手数料収納事務のスピード化と窓口の混雑緩和、証明用紙交付の正確化を図るもの
45 年 10 月	電動保管庫の導入（小倉区市民課）、以後各区に導入 ・事務室の効率的スペースの確保とベルトコンベアー装置の効率的稼働による事務処理のスピード化を図るもの FAX 機の導入（香月出張所と木屋瀬出張所間） ・香月及び木屋瀬出張所の所管区域にまたがって住宅地が開発されたため、所管区域からくる市民の不便を解消することと、将来の台帳集中管理のテストケースとするもの 戸籍、住民票等の電話予約制度を実施（着信専用電話 17 台設置） ・市民の申請を電話によって受付し、市民が窓口に来た時に事前に作成しておいた証明書等を交付することにより、窓口の混雑緩和と市民の待ち時間の短縮を図るもの
45 年 12 月	総合窓口を設置（門司、八幡区市民課）、以後若松区、戸畑区設置 ・市民に直接関係のある国保年金、税関係の一部の窓口を 1 階の市民課に集め、市民課に総合窓口としての機能を持たせ、市民サービスの向上を図るもの
49 年 4 月	行政区再編成（5 区→ 7 区）を機に、区役所総合窓口制度を実施し、併せて記載指導所を設置 出張所の台帳を市民課に集中保管し、FAX 機を区役所出張所間に導入
52 年 10 月	認証複合器の導入（小倉北区市民課）、以後各区に導入 ・証明書の認証文、認証日、区長名、公印、割印を同時にすることにより、事務処理のスピード化を図るもの
平成元年 10 月	【住民基本台帳事務電算化】 住民票の写し及び住民票記載事項証明の他区分交付を実施
3 年 1 月	【印鑑登録証明事務電算化】【印鑑登録証明書の磁気カード化】 印鑑登録証明書の他区分交付を実施
3 年 3 月	各区市民課及び出張所間をデジタル 4 回線に切り替え、G4FAX 機を導入
5 年 5 月	ランダム式番号表示装置の導入（小倉南区市民課）、以後各区及び曽根、折尾出張所に導入
6 年 10 月	住民記録バックアップシステム完成（ホストコンピュータの障害時対策）
7 年 6 月	戸籍謄抄本等の他区分交付を実施（FAX 機利用）
8 年 6 月	【外国人登録事務電算化】 外国人登録済証明書の他区分交付を実施
8 年 11 月	住民異動の区間異動届の簡素化を実施 ・区間で異動（引越し）の際、異動の届出を新住所地の区役所のみとすることで、市民サービスの向上を図るもの
10 年 4 月	各区市民課の証明書発行業務の嘱託化を実施
10 年 10 月	区間異動時の印鑑登録自動移管を実施
10 年 11 月	行政サービスコーナーを設置（小倉、黒崎） ・年末年始を除く毎日午後 7 時まで、住民票の写しや印鑑登録証明書等の交付を行い、市民サービスの向上を図るもの
11 年 7 月	住民票の写しの交付請求書等の申請書類について押印義務付けを廃止（署名又は記名押印の選択制）
12 年 8 月	各区市民課の端末機による住民異動及び印鑑登録に関する入出力業務の委託化を実施
13 年 1 月	証明書自動交付機を各区役所及び曽根、折尾出張所に設置 ・祝日と年末年始を除く毎日午前 8 時半から午後 7 時まで住民票と印鑑証明書の交付ができるようにし、市民サービスの向上を図るもの
14 年 8 月	住民基本台帳ネットワークシステム 1 次稼働
15 年 6 月	郵便局窓口における行政サービスの開始〔若松高須（若松区）、八幡南（八幡西区）〕

15 年 8 月	住民基本台帳ネットワークシステム 2 次稼働
16 年 1 月	公的個人認証サービス稼働
17 年 6 月	【戸籍事務電算化】（小倉北・小倉南・若松・戸畑区）
17 年 12 月	【戸籍事務電算化】（門司・八幡東・八幡西）
18 年 2 月	除籍・改製原戸籍謄抄本等の他区分交付を実施
18 年 7 月	住民票の写しなどの証明書交付時の本人確認開始
19 年 5 月	印鑑登録証明書から性別欄を削除
21 年 4 月	住民基本台帳カード券面偽変造対策実施
21 年 6 月	住民基本台帳カード交付手数料無料化実施（平成 22 年度末まで）
22 年 8 月	【住民記録システム（世帯票から個人票に）・外国人登録システム・印鑑登録システム再編】
22 年 10 月	小倉北区市民課で窓口ワンストップサービスを先行実施、併せてフロアマネージャーを導入（小倉北区のみ）
23 年 10 月	全区で窓口ワンストップサービス実施 区政事務センター新設、郵便請求受付等業務開始
24 年 7 月	外国人登録事務の廃止、外国人も住民票へ記載（住民基本台帳法及び入管法改正）
25 年 7 月	外国人にも住民基本台帳ネットワークシステムの運用及び住民基本台帳カードの交付を開始
27 年 9 月	本人通知制度を開始
27 年 10 月	個人番号の指定開始
28 年 1 月	個人番号カードの交付開始
29 年 5 月	証明書コンビニ交付開始
29 年 6 月	証明書自動交付機を廃止
令和元年 9 月	小倉行政サービスコーナーを移転
元年 11 月	住民票への旧氏記載開始
2 年 1 月	マイナンバーカードの休日開庁開始
2 年 5 月	マイナンバーカードのコンビニ交付手数料減額開始（～令和 5 年 3 月 31 日まで）
3 年 2 月	マイナンバーカードサテライトコーナーを設置 ・平日夜間や毎週土日のマイナンバーカードの申請や受取を可能とし、マイナンバーカードのさらなる普及と区役所窓口の混雑緩和を図るもの
3 年 5 月	証明書コンビニ交付において戸籍証明書の取扱いを開始
4 年 1 月	戸籍の附票の記載事項変更
4 年 9 月	マイナンバーカードサテライトコーナーを増設（八幡西区）
5 年 2 月	マイナンバーカードを使ったオンライン転出の運用開始
5 年 3 月	各区役所市民課でキャッシュレス決済の運用開始
5 年 4 月	マイナンバーカードのコンビニ交付手数料の減免期間延長（～令和 6 年 3 月 31 日まで）

資料：市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課

戸籍・住民基本台帳登録人口（令和５年３月３１日現在）

行政区	住民登録 世帯数	住民基本台帳登録人口			本 籍 数	本籍人口
		総 数	男	女		
北九州市	483,667	923,948	438,127	485,821	412,267	949,671
門 司 区	49,085	93,151	43,032	50,119	52,844	117,151
小倉北区	102,614	178,105	84,019	94,086	78,149	174,166
小倉南区	103,041	206,217	98,607	107,610	71,301	173,389
若 松 区	40,138	80,272	38,518	41,754	38,773	89,833
八幡東区	34,403	63,509	30,061	33,448	42,480	91,740
八幡西区	124,811	247,383	117,379	130,004	98,870	235,952
戸 畑 区	29,575	55,311	26,511	28,800	29,850	67,440

資料：市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課

地目別課税地面積（令和５年１月１日現在）（単位：km²）

行政区	総面積	宅 地				農 地		山林	原野	池沼	雑種地
		商業地	工業地	住宅地	その他	田	畑				
北九州市	226.770	5.884	38.909	69.570	5.631	19.823	8.709	40.989	15.834	0.803	20.618
門 司 区	24.936	0.479	4.203	6.715	1.167	2.806	0.921	5.478	0.863	0.015	2.289
小倉北区	19.260	2.098	4.693	9.462	0.022	0.010	0.247	1.261	0.255	0.000	1.212
小倉南区	70.242	0.480	1.886	16.806	2.718	11.121	1.991	16.378	12.117	0.027	6.718
若 松 区	43.281	0.227	12.276	7.339	1.408	3.180	4.318	8.269	1.610	0.009	4.645
八幡東区	15.506	0.883	3.574	4.757	0.082	0.248	0.214	3.154	0.621	0.492	1.481
八幡西区	41.439	1.453	4.079	21.311	0.234	2.458	0.987	6.328	0.368	0.260	3.961
戸 畑 区	12.106	0.264	8.198	3.180	0.000	0.000	0.031	0.121	0.000	0.000	0.312

資料：財政局税務部固定資産税課

（注1） 法定免税点以上。

（注2） 雑種地に牧場、鉱泉地を含む。

市税収入状況（令和３年度決算）

行 政 区	調 定		収 入		収 入 率（％）	
	税額（千円）	件 数	税額（千円）	件 数	税 額	件 数
北九州市	177,691,232	2,842,567	174,938,509	2,718,401	98.5%	95.6%
本庁	60,318,108	356,332	60,208,286	351,706	99.8%	98.7%
門 司 区	11,135,115	284,052	10,851,183	270,301	97.5%	95.2%
小倉北区	29,900,270	462,394	29,082,930	428,223	97.3%	92.6%
小倉南区	18,084,133	535,624	17,549,927	510,095	97.0%	95.2%
若 松 区	13,419,769	231,890	13,298,353	223,963	99.1%	96.6%
八幡東区	8,083,466	183,928	7,967,307	175,553	98.6%	95.4%
八幡西区	23,972,042	646,381	23,320,184	621,556	97.3%	96.2%
戸 畑 区	12,778,329	141,966	12,660,339	137,004	99.1%	96.5%

資料：財政局税務部税制課

市税税目別収入状況（令和３年度決算） (単位：千円)

行政区	総額	市民税		固定資産税	軽自動車税	市たばこ税	鉱産税	特別土地 保有税	入湯税	事業所税	都市計画税	環境未来税	宿泊税	
		個人	法人											
北九州市	174,938,509	74,258,943	63,131,626	11,127,317	70,670,303	2,120,968	7,164,130	28,506	53	12,580	7,420,336	12,121,615	882,105	258,970
本庁	60,208,287	50,075,344	50,075,344	—	1,719,131	67,521	7,164,130	28,506	—	12,580	—	—	882,105	258,970
区計	114,730,222	24,183,599	13,056,282	11,127,317	68,951,172	2,053,447	—	—	53	—	7,420,336	12,121,615	—	—
門司区	10,851,182	2,020,578	1,158,563	862,015	6,904,585	212,927	—	—	0	—	620,456	1,092,636	—	—
小倉北区	29,082,929	7,490,159	2,956,788	4,533,371	16,382,728	325,371	—	—	0	—	1,777,712	3,106,959	—	—
小倉南区	17,549,927	3,887,756	2,740,972	1,146,784	10,614,742	484,551	—	—	53	—	511,739	2,051,086	—	—
若松区	13,298,353	2,318,316	1,021,835	1,296,481	8,499,317	211,403	—	—	0	—	1,055,705	1,213,612	—	—
八幡東区	7,967,307	1,706,507	898,462	808,045	4,638,940	127,094	—	—	0	—	617,384	877,382	—	—
八幡西区	23,320,185	5,240,199	3,468,966	1,771,233	13,354,133	580,233	—	—	0	—	1,327,999	2,817,621	—	—
戸畑区	12,660,339	1,520,084	810,696	709,388	8,556,727	111,868	—	—	0	—	1,509,341	962,319	—	—

資料：財政局税務部税制課

(注1) 市民税の本庁分は、個人市民税の特別徴収にかかるもの。

(注2) 固定資産税の本庁分は、国有資産等所在市町村交付金。

(注3) 軽自動車税の本庁分は、環境性能割にかかるもの。

抛出年金被保険者異動状況（令和4年度）

行政区	増 加						減 少			増減 (A)－(B)
	取得				転入	計 (A)	喪失	転出	計 (B)	
	第 1 号	任意	第 3 号	小計						
北九州市	35,535	460	6,053	42,048	8,297	50,345	45,441	9,467	54,908	△ 4,563
門 司 区	3,370	47	542	3,959	627	4,586	4,278	748	5,026	△ 440
小倉北区	7,902	86	1,292	9,280	2,356	11,636	10,158	2,415	12,573	△ 937
小倉南区	7,834	110	1,389	9,333	1,753	11,086	10,118	2,173	12,291	△ 1,205
若 松 区	2,947	48	527	3,522	658	4,180	3,701	684	4,385	△ 205
八幡東区	2,114	30	330	2,474	510	2,984	2,699	591	3,290	△ 306
八幡西区	9,458	107	1,631	11,196	1,874	13,070	11,934	2,215	14,149	△ 1,079
戸 畑 区	1,910	32	342	2,284	519	2,803	2,553	641	3,194	△ 391

資料：保健福祉局健康医療部保険年金課

国民年金・国民健康保険加入状況（令和5年3月31日）

行政区	国民年金				国民健康保険					
	被保険者数				世帯数			被保険者数		
	第 1 号	任意	第 3 号	計	全市	国保加入	加入率	全市	国保加入	加入率
北九州市	101,780	1,254	53,372	156,406	437,062	124,189	28.41%	917,524	179,572	19.57%
門 司 区	8,906	98	4,735	13,739	42,674	13,155	30.83%	90,342	18,774	20.78%
小倉北区	22,936	225	9,474	32,635	96,551	26,388	27.33%	180,013	37,190	20.66%
小倉南区	22,977	282	13,039	36,298	92,022	26,290	28.57%	205,124	39,072	19.05%
若 松 区	8,167	138	4,601	12,906	34,124	10,719	31.41%	78,645	15,731	20.00%
八幡東区	6,231	90	3,204	9,525	30,068	8,403	27.95%	62,740	11,841	18.87%
八幡西区	26,710	324	15,123	42,157	113,598	32,194	28.34%	244,980	46,952	19.17%
戸 畑 区	5,853	97	3,196	9,146	28,025	7,040	25.12%	55,680	10,012	17.98%

資料：保健福祉局健康医療部保険年金課

国民年金給付状況-受給権者数-（令和５年３月３１日現在）

行政区	拠 出 制								無拠出制			
	老 齡 ・ 通 算	障 害	母 子	寡 婦	基 礎 年 金			計	老 福 祉	障 害 基 礎	遺 族 基 礎	計
					老 齡 基 礎	障 害 基 礎	遺 族 基 礎					
北九州市	3,276	192	0	70	270,577	9,487	1,515	285,117	0	10,461	0	10,461
門 司 区	415	22	0	7	32,662	951	128	34,185	0	1,071	0	1,071
小倉北区	703	52	0	9	47,843	1,997	286	50,890	0	2,115	0	2,115
小倉南区	568	46	0	11	56,594	2,049	331	59,599	0	2,358	0	2,358
若 松 区	375	15	0	8	25,025	825	173	26,421	0	919	0	919
八幡東区	289	10	0	5	21,182	639	104	22,229	0	743	0	743
八幡西区	693	34	0	26	70,507	2,432	402	74,094	0	2,545	0	2,545
戸 畑 区	233	13	0	4	16,764	594	91	17,699	0	710	0	710

資料：保健福祉局健康医療部保険年金課

国民健康保険被保険者異動状況（令和４年度）

行政区	増 加							減 少							増 減 (A)-(B)
	出生	転入	他保 離脱	生保 廃止	後期 離脱	その他	計 (A)	死亡	転出	他保 加入	生保 開始	後期 加入	その他	計 (B)	
北九州市	611	9,283	25,361	495	18	4,487	40,255	1,485	7,594	21,790	1,327	11,983	4,612	48,791	△ 8,536
門 司 区	38	583	2,409	56	3	469	3,558	183	486	1,820	172	1,449	433	4,543	△ 985
小倉北区	160	2,654	5,223	161	3	970	9,171	320	2,200	4,962	394	2,089	994	10,959	△ 1,788
小倉南区	171	1,581	6,000	84	3	1,025	8,864	285	1,395	5,061	280	2,524	1,044	10,589	△ 1,725
若 松 区	48	951	2,056	33	4	343	3,435	128	622	1,725	65	1,135	380	4,055	△ 620
八幡東区	22	547	1,577	33	1	280	2,460	116	456	1,394	76	864	295	3,201	△ 741
八幡西区	150	2,492	6,745	101	4	1,172	10,664	375	1,953	5,664	277	3,221	1,218	12,708	△ 2,044
戸 畑 区	22	475	1,351	27	0	228	2,103	78	482	1,164	63	701	248	2,736	△ 633

資料：保健福祉局健康医療部保険年金課

生活保護の状況（令和５年４月分）

行政区	保 護 世帯数	保護人員	保護率 ‰	扶 助 別 保 護 人 員					
				生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その他
北九州市	18,143	22,143	23.96	19,522	18,279	937	5,109	19,930	445
門 司 区	1,563	1,900	20.85	1,686	1,487	69	440	1,696	30
小倉北区	6,215	7,454	41.14	6,601	6,336	266	1,608	6,746	159
小倉南区	2,783	3,478	16.83	3,075	2,755	168	851	3,168	65
若 松 区	1,047	1,298	16.42	1,107	1,010	64	285	1,145	19
八幡東区	1,402	1,675	26.45	1,453	1,357	70	429	1,488	22
八幡西区	3,950	4,945	20.06	4,399	4,198	263	1,078	4,428	122
戸 畑 区	1,183	1,393	24.74	1,201	1,136	37	418	1,259	28

資料：保健福祉局総務部保護課

福祉医療・手当等の受給状況（令和５年３月３１日現在）

行政区	児童手当 受給者数	身体障害者 手帳所持者数	療育手帳 所持者数	精神障害者 保健福祉手帳 所持者数	子ども医療 受給者数	重度障害者 医療受給者数	ひとり親家庭等 医療受給者数
北九州市	61,243	44,954	12,043	11,174	127,573	21,093	20,389
門 司 区	5,509	5,318	1,172	1,005	11,558	2,434	2,038
小倉北区	11,202	8,581	2,421	2,734	22,068	3,617	4,007
小倉南区	15,055	8,948	2,553	2,362	31,186	4,607	4,643
若 松 区	5,330	4,044	1,076	888	11,628	2,008	1,714
八幡東区	3,758	3,597	815	730	8,129	1,601	1,184
八幡西区	16,946	11,527	3,229	2,829	35,852	5,470	5,769
戸 畑 区	3,443	2,939	777	626	7,152	1,356	1,034

資料：保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課、障害者支援課、保健福祉局技術支援部精神保健福祉センター、子ども家庭局子育て支援部子育て支援課

法律人権相談件数（令和４年度）

行政区	総数	金銭	土地	家屋	親族	人権	その他
北九州市	1,066	211	133	97	431	75	119
門司区	119	30	16	12	44	4	13
小倉北区	156	30	12	21	57	13	23
小倉南区	185	36	20	16	78	11	24
若松区	118	28	17	6	52	6	9
八幡東区	135	24	23	11	53	8	16
八幡西区	237	48	29	18	97	18	27
戸畑区	116	15	16	13	50	15	7

資料：広報室広聴課

「市民のこえ」取扱件数（令和４年度）

北九州市	本庁	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
2,940	2,852 (749)	21	5	3	21	28	6	4

資料：広報室広聴課

- （注１） 広聴課及び各区総務企画課・出張所に寄せられた市民からの提案、要望等のうち、回答や対応、情報共有等が必要なものを「市民のこえ」として取り扱っているもの。
本庁の件数の（ ）は「市長への手紙（メール等）」で内数。
- （注２） 市政に関する手続きやイベント、施設等に関する問い合わせは北九州市コールセンターで対応。
電話は８時３０分～２０時まで、電子メール・FAXは２４時間受付。
令和４年度の取扱件数は、35,946件（電話の応答件数にメール、FAXの処理件数を加えたもの）。

市民の市政に対する評価（以前に比べてよくなっているもの） 上位 10 位

実査期間 令和 4 年 5 月 18 日～6 月 15 日

順位	北九州市全体	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
1	防犯、暴力追放運動の推進	子育て支援の推進	防犯、暴力追放運動の推進	防犯、暴力追放運動の推進	防犯、暴力追放運動の推進	医療・衛生管理体制の充実	医療・衛生管理体制の充実	子育て支援の推進
2	子育て支援の推進	医療・衛生管理体制の充実	医療・衛生管理体制の充実	子育て支援の推進	医療・衛生管理体制の充実	子育て支援の推進	子育て支援の推進	医療・衛生管理体制の充実
3	医療・衛生管理体制の充実	防犯、暴力追放運動の推進	子育て支援の推進	医療・衛生管理体制の充実	ごみの適正処理とリサイクル	防犯、暴力追放運動の推進	防犯、暴力追放運動の推進	防犯、暴力追放運動の推進
4	ごみの適正処理とリサイクル	ごみの適正処理とリサイクル	公園の整備など、緑のまちづくりの推進	ごみの適正処理とリサイクル	子育て支援の推進	市街地の整備・再開発	ごみの適正処理とリサイクル	公園の整備など、緑のまちづくりの推進
5	公園の整備など、緑のまちづくりの推進	公園の整備など、緑のまちづくりの推進	ごみの適正処理とリサイクル	公園の整備など、緑のまちづくりの推進	公園の整備など、緑のまちづくりの推進	公園の整備など、緑のまちづくりの推進	健康づくりの推進	ごみの適正処理とリサイクル
6	健康づくりの推進	健康づくりの推進	健康づくりの推進	高齢社会対策の推進	健康づくりの推進	ごみの適正処理とリサイクル	公園の整備など、緑のまちづくりの推進	道路・交通ネットワークの整備
7	高齢社会対策の推進	都市景観の整備	都市景観の整備	健康づくりの推進	学校教育の充実	健康づくりの推進	高齢社会対策の推進	高齢社会対策の推進
8	都市景観の整備	高齢社会対策の推進	身近な生活道路の整備	都市景観の整備	都市景観の整備	都市景観の整備	市役所の窓口サービスの向上	健康づくりの推進
9	身近な生活道路の整備	大気・騒音・水質などの環境保全	高齢社会対策の推進	身近な生活道路の整備	身近な生活道路の整備	高齢社会対策の推進	身近な生活道路の整備	身近な生活道路の整備
10	市役所の窓口サービスの向上	市役所の窓口サービスの向上	市役所の窓口サービスの向上	市街地の整備・再開発	道路・交通ネットワークの整備	学校教育の充実	学校教育の充実	学校教育の充実

資料：広報室広聴課

市民の市政に対する要望（今後、もっと力を入れてほしいもの）上位１０位

実査期間 令和４年５月１８日～６月１５日

順位	北九州市全体	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
1	高齢社会 対策の推進	高齢社会 対策の推進	高齢社会 対策の推進	高齢社会 対策の推進	高齢社会 対策の推進	高齢社会 対策の推進	高齢社会 対策の推進	医療・衛生 管理体制の 充実
2	子育て支援 の推進	子育て支援 の推進	産業の振興	医療・衛生 管理体制の 充実	産業の振興	産業の振興	子育て支援 の推進	高齢社会 対策の推進
3	産業の振興	産業の振興	子育て支援 の推進	子育て支援 の推進	子育て支援 の推進	子育て支援 の推進	産業の振興	子育て支援 の推進
4	医療・衛生 管理体制の 充実	学校教育の 充実	医療・衛生 管理体制の 充実	産業の振興	身近な生活 道路の整備	身近な生活 道路の整備	学校教育の 充実	学校教育の 充実
5	学校教育の 充実	医療・衛生 管理体制の 充実	学校教育の 充実	身近な生活 道路の整備	市街地の整 備・再開発	医療・衛生 管理体制の 充実	医療・衛生 管理体制の 充実	公園の整備 など、緑の まちづくり の推進
6	身近な生活 道路の整備	身近な生活 道路の整備	市街地の整 備・再開発	学校教育の 充実	道路・交通 ネットワーク の整備	健康づくり の推進	地球温暖化 対策、省エ ネ、再生可能 エネルギーの 推進	防犯、暴力 追放運動の 推進
7	市街地の整 備・再開発	市役所の窓 口サービスの 向上	地球温暖化 対策、省エ ネ、再生可能 エネルギーの 推進	ワーク・ライ フ・バランス の推進	地球温暖化 対策、省エ ネ、再生可能 エネルギーの 推進	防犯、暴力 追放運動の 推進	公園の整備 など、緑の まちづくり の推進	身近な生活 道路の整備
8	地球温暖化 対策、省エ ネ、再生可能 エネルギーの 推進	地球温暖化 対策、省エ ネ、再生可能 エネルギーの 推進	駐車対策	道路・交通 ネットワーク の整備	ワーク・ライ フ・バランス の推進	生涯学習の 推進	市街地の整 備・再開発	産業の振興
9	ワーク・ライ フ・バランス の推進	市街地の整 備・再開発	身近な生活 道路の整備	市街地の整 備・再開発	学校教育の 充実	ワーク・ライ フ・バランス の推進	ワーク・ライ フ・バランス の推進	青少年の 健全育成の 推進
10	公園の整備 など、緑の まちづくり の推進	防災体制の 充実	健康づくり の推進	地球温暖化 対策、省エ ネ、再生可能 エネルギーの 推進	大気・騒音・ 水質などの 環境保全	市役所の窓 口サービスの 向上	身近な生活 道路の整備	ワーク・ライ フ・バランス の推進

資料：広報室広聴課

住居表示事業の実施状況（令和５年６月１日現在）

行政区	市域面積 km ²	実施済 面 積 km ²	町数	街区数	全世帯数	実施済 世帯数
北九州市	492.50	179.66	1,445	21,531	483,667	468,490
門 司 区	73.66	18.65	173	2,283	49,085	44,877
小倉北区	39.23	24.40	221	3,067	102,614	102,418
小倉南区	171.51	43.91	316	5,232	103,041	97,945
若 松 区	72.09	17.71	131	1,957	40,138	36,790
八幡東区	36.26	14.79	124	1,612	34,403	34,040
八幡西区	83.13	51.34	395	6,385	124,811	122,845
戸 畑 区	16.61	8.86	85	995	29,575	29,575

資料：市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課

（注1） 全世帯数は、令和５年３月３１日現在の住民登録世帯数。

（注2） 市域の面積は、令和５年１月１日現在の国土地理院公表面積。

（注3） 国土地理院公表面積は、各面積毎に小数第三位を四捨五入するため、面積の合計が一致しない場合がある。

選挙人名簿登録者数（令和５年６月１日現在）

行政区	登録者数			投票区数	市議会 議員定数
	総 数	男	女		
北九州市	779,737	364,253	415,484	238	57
門 司 区	80,124	36,338	43,786	32	6
小倉北区	150,815	70,298	80,517	44	11
小倉南区	172,991	81,640	91,351	45	12
若 松 区	66,944	31,508	35,436	26	5
八幡東区	54,196	25,178	29,018	25	4
八幡西区	207,211	96,749	110,462	52	15
戸 畑 区	47,456	22,542	24,914	14	4

資料：行政委員会事務局選挙課

自治組織の現況（令和５年４月１日現在）

行政区	自治組織の名称・組織数			
北九州市	7	204（1）	2,742（54）	20,394（351）
門司区	自治総連合会 1	校区自治連合会 21	町内会 596（3）	班 3,630（16）
小倉北区	自治総連合会 1	校区自治連合会 25	町内会 546（17）	組 3,905（127）
小倉南区	自治総連合会 1	校区自治連合会 26	町内自治会 337（9）	組 3,352（41）
若松区	自治総連合会 1	—	区自治会 46	組 1,161
八幡東区	自治総連合会 1	自治区会 25	町会 349（6）	組 2,148（21）
八幡西区	自治総連合会 1	自治区会 91（1）	町会 687（19）	組 4,853（146）
戸畑区	自治総連合会 1	地区自治会 16	自治委員協議会 181	自治区 1,345

資料：市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課
（ ）は、連合会未加入の自治組織数で外数。

令和５年度市政連絡事務委託項目

- 1 市政だよりの配布
- 2 市議会だよりの配布
- 3 緊急時の伝染病の予防接種等の実施に関する文書の配布
- 4 選挙に関する文書の配布
- 5 市が行う住民基本台帳の整備のための随時調査の通報等の協力に関すること
- 6 その他緊急に市民に周知する必要がある文書の配布

自動車臨時運行許可件数（令和４年度）

（単位：件）

行政区	北九州市	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
許可件数	3,541	473	459	875	366	254	786	328

資料：市民文化スポーツ局市民総務部総務区政課

区別・年別交通事故発生状況（令和４年１２月末現在）

（単位：件、人）

区分		北九州市	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
発生件数	平成30年	6,649	516	1,650	1,409	442	513	1,755	364
	令和元年	5,542	464	1,398	1,093	370	378	1,483	356
	２年	4,450	345	1,177	885	313	322	1,193	215
	３年	4,074	366	1,025	887	300	302	974	220
	４年	3,949	311	1,108	856	275	288	899	212
死者数	平成30年	28	2	7	4	2	4	5	4
	令和元年	19	3	3	3	3	1	5	1
	２年	20	2	3	3	2	1	6	3
	３年	18	1	5	2	4	0	5	1
	４年	16	4	2	5	1	1	2	1
傷者数	平成30年	8,951	700	2,167	1,887	624	672	2,434	467
	令和元年	7,412	657	1,894	1,470	482	505	1,956	448
	２年	5,780	449	1,541	1,143	412	426	1,551	258
	３年	5,311	485	1,341	1,189	378	404	1,228	286
	４年	5,088	414	1,395	1,109	363	368	1,179	260

資料：市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心推進課

車両保有台数（令和４年３月末現在）

（単位：台）

行政区	総数 (原付自転車を除く)	貸物自動車	乗用自動車	バス	小型二輪車 (250ccを超える)	軽自動車	その他	原付自転車 (125cc以下)
北九州市	615,527	52,180	300,198	1,736	13,659	234,283	13,471	31,107
門司区	64,483	9,236	27,940	221	1,324	23,848	1,914	3,245
小倉北区	112,678	11,417	56,939	342	2,259	38,026	3,695	6,110
小倉南区	138,435	9,514	67,578	305	3,440	55,292	2,306	6,812
若松区	59,923	5,601	27,063	178	1,264	24,061	1,756	2,664
八幡東区	37,947	2,615	19,441	71	774	14,411	635	2,303
八幡西区	168,079	11,052	84,279	510	3,738	65,857	2,643	7,953
戸畑区	33,982	2,745	16,958	109	860	12,788	522	2,020

資料：市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心推進課

（注）総数には原付自転車を含まない。その他の自動車とは、特種用途車、大型特殊車、小型特殊自動車である。

区別・年別運転免許人口（各年 12 月末現在）

（単位：人）

行政区	令和4年			令和3年			令和2年		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
北九州市	579,886	312,858	267,028	581,969	314,755	267,214	583,912	316,859	267,053
門司区	56,043	30,427	25,616	56,611	30,852	25,759	57,152	31,225	25,927
小倉北区	108,607	59,141	49,466	108,925	59,488	49,437	108,789	59,607	49,182
小倉南区	133,252	71,241	62,011	133,655	71,592	62,063	133,981	72,067	61,914
若松区	51,050	27,521	23,529	51,108	27,563	23,545	51,442	27,795	23,647
八幡東区	37,660	20,977	16,683	37,850	21,155	16,695	38,131	21,304	16,827
八幡西区	159,237	84,601	74,636	159,655	85,010	74,645	160,113	85,596	74,517
戸畑区	34,037	18,950	15,087	34,165	19,095	15,070	34,304	19,265	15,039

資料：市民文化スポーツ局安全・安心推進部安全・安心推進課

道路延長（令和 5 年 4 月 1 日現在）

（単位：m）

区 別	総 数	国 道	県 道			市 道	
				主要地方道	一般県道		都市高速
北九州市	4,385,951	217,095	271,679	145,857	125,822	3,897,177	49,523
門司区	533,288	33,083	51,047	35,007	16,040	449,158	7,889
小倉北区	499,868	24,382	22,717	8,216	14,501	452,769	15,780
小倉南区	1,106,018	60,323	101,073	46,225	54,848	944,622	5,535
若松区	613,159	30,425	16,189	10,933	5,256	566,545	0
八幡東区	299,755	7,683	30,976	18,792	12,184	261,096	8,652
八幡西区	1,147,342	50,916	43,641	22,884	20,757	1,052,785	10,307
戸畑区	186,525	10,284	6,036	3,800	2,236	170,205	1,360

資料：建設局道路部管理課

※端数処理の関係で合計数字が必ずしも一致しない。

北九州市の公園・緑地現況（令和5年4月1日現在）

公園種別		門司区		小倉北区		小倉南区		若松区		八幡東区		八幡西区		戸畑区		計		
		箇所数	面積（㎡）	箇所数	面積（㎡）	箇所数	面積（㎡）	箇所数	面積（㎡）	箇所数	面積（㎡）	箇所数	面積（㎡）	箇所数	面積（㎡）	箇所数	面積（㎡）	
都市公園	住区基幹公園	街区公園	130	169,857	194	250,229	408	404,845	119	219,518	100	163,570	463	758,990	76	107,360	1,490	2,074,369
		近隣公園	6	108,744	6	108,825	15	216,627	11	216,573	3	41,500	26	431,314	4	76,569	71	1,200,152
		地区公園	3	113,239	0	0	2	86,591	0	0	1	40,654	5	364,695	1	91,937	12	697,116
		小計	139	391,840	200	359,054	425	708,063	130	436,091	104	245,724	494	1,554,999	81	275,866	1,573	3,971,637
	都市基幹公園	総合公園	0	0	1	202,553	2	162,345	1	179,599	1	103,378	0	0	1	115,996	6	763,871
		運動公園	1	109,372	1	117,175	0	0	0	0	1	173,200	2	248,233	0	0	5	647,980
		小計	1	109,372	2	319,728	2	162,345	1	179,599	2	276,578	2	248,233	1	115,996	11	1,411,851
		風致公園	1	34,400	3	258,527	6	74,007	1	42,780	3	259,304	5	469,834	1	164,625	20	1,303,477
	特殊公園	特殊公園	1	79,605	0	0	2	99,716	0	0	0	0	0	0	0	0	3	179,321
		広域公園	1	371,246	1	848,811	1	126,230	1	1,960,000	0	184,400	0	0	1	384,700	5	3,875,387
都市公園	県広域公園	県広域公園	0	0	0	270,100	0	0	0	0	0	128,100	0	0	1	7,600	1	405,800
		市広域公園	1	371,246	1	578,711	1	126,230	1	1,960,000	0	56,300	0	0	0	377,100	4	3,469,587
	緩衝緑地	緩衝緑地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	254,096	0	0	2	254,096	
		都市緑地	12	120,271	15	57,356	8	152,690	8	221,019	11	40,755	20	190,098	1	898	75	783,087
	緑道	緑道	0	0	1	7,511	0	0	4	61,408	1	3,839	5	31,672	0	0	11	104,430
		その他	1	1,030	4	7,913	1	627	6	8,177	1	2,641	4	11,448	2	8,140	19	39,976
都市公園計		156	1,107,764	226	1,858,900	445	1,323,678	151	2,909,074	122	1,013,241	532	2,760,380	87	950,225	1,719	11,923,262	
一人当たり面積（㎡／人）			12.26		10.33		6.45		36.99		16.15		11.27		17.07		13.00	
港湾緑地		21	219,876	7	30,286	0	0	12	445,556	2	33,703	0	0	2	3,536	44	732,958	
総計		177	1,327,640	233	1,889,186	445	1,323,678	163	3,354,630	124	1,046,944	532	2,760,380	89	953,761	1,763	12,656,220	
一人当たり面積（㎡／人）			14.70		10.49		6.45		42.66		16.69		11.27		17.13		13.79	

令和5年4月1日推計人口	90,342	180,013	205,124	78,645	62,740	244,980	55,680	917,524
--------------	--------	---------	---------	--------	--------	---------	--------	---------

※中央公園は、箇所数は戸畑区に計上。面積は小倉北区、八幡東区、戸畑区のそれぞれの区に算入している。（県営部分を含む。）

※中央緑地は、箇所数は八幡東区に計上。面積は八幡東区、戸畑区のそれぞれの区に算入している。

※港湾緑地は、令和5年3月31日現在。端数処理の関係で合計数字が必ずしも一致しない。

資料：建設局公園緑地部公園管理課

学校数及び在学者数（令和５年５月１日現在）

〔その１〕

行政区		北九州市	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
総数	国立	4		2	1				1
		5,131		776	1,041				3,314
	県立	〔3〕 25	3	5	〔1〕 4	〔1〕 2	2	〔1〕 6	3
		14,207	1,160	2,851	2,606	857	845	4,014	1,874
	市立	① 205	24	① 33	44	20	19	50	15
		75,252	6,205	11,019	23,304	6,797	4,556	19,195	4,176
	私立	① 163	① 16	48	27	13	15	35	9
		42,083	2,216	12,442	4,729	1,924	5,294	13,434	2,044
	計	〔3〕 ② 397	① 43	① 88	〔1〕 76	〔1〕 35	36	〔1〕 91	28
		136,673	9,581	27,088	31,680	9,578	10,695	36,643	11,408
幼稚園	市立	4		1	1		1	1	
		52		13	15		15	9	
	私立	① 90	① 11	15	19	11	7	22	5
		10,924	862	1,478	3,010	886	804	3,447	437
	計	① 94	① 11	16	20	11	8	23	5
		10,976	862	1,491	3,025	886	819	3,456	437
小学校	国立	1		1					
		416		416					
	市立	① 127	16	① 21	26	13	11	32	8
		44,323	4,064	7,241	10,727	4,505	2,988	12,481	2,317
	私立	3	1		1				1
		923	263		75				585
計	① 131	17	① 22	27	13	11	32	9	
	45,662	4,327	7,657	10,802	4,505	2,988	12,481	2,902	
中学校	国立	1		1					
		360		360					
	県立	1	1						
		343	343						
	市立	62	7	9	14	6	7	15	4
		22,161	1,955	3,485	5,431	2,129	1,553	6,426	1,182
	私立	8	1	3	1		1	1	1
		1,619	141	585	40		302	122	429
	計	72	9	13	15	6	8	16	5
		24,483	2,439	4,430	5,471	2,129	1,855	6,548	1,611
高等学校（全日制）	県立	〔3〕 20	2	3	〔1〕 4	〔1〕 2	1	〔1〕 6	2
		12,065	817	2,053	2,415	831	828	3,964	1,157
	市立	1							1
		583							583
	私立	15	2	5	1	1	1	4	1
		10,297	950	2,677	573	522	1,624	3,485	466
	計	〔3〕 36	4	8	〔1〕 5	〔1〕 3	2	〔1〕 10	4
		22,945	1,767	4,730	2,988	1,353	2,452	7,449	2,206

〔その２〕

行政区		北九州市	門司区	小倉北区	小倉南区	若松区	八幡東区	八幡西区	戸畑区
高等学校 (一定時制)	県立	〔3〕 1			〔1〕	〔1〕		〔1〕	1
		984			191	26		50	717
特別 支援 学校	県立	2		1			1		
		58		41			17		
	市立	8	1	1	2	1		2	1
		1,270	186	158	404	163		279	80
	計	10	1	2	2	1	1	2	1
		1,328	186	199	404	163	17	279	80
高等学校 (高等専門学校のみ)	国立	1			1				
		1,041			1,041				
短期大学	私立	4		2				2	
		1,073		455				618	
大学 (研究生等を含む)	国立	1							1
		3,314							3,314
	県立	1		1					
		757		757					
	市立	1			1				
		6,727			6,727				
	私立	8		3		1	1	3	
		10,640		2,741		516	1,956	5,427	
	計	11		4	1	1	1	3	1
		21,438		3,498	6,727	516	1,956	5,427	3,314
専修学校	市立	2		1					1
		136		122					14
	私立	31	1	18	5		5	1	1
		6,075	0	4,211	1,031		608	98	127
	計	33	1	19	5		5	1	2
		6,211	0	4,333	1,031		608	98	141
各種学校	私立	4		2				2	
		532		295				237	

資料：教育委員会総務部総務課

(注１) 上段は学校数、下段は在学者数を示す。

(注２) 学校数の〔 〕は定時制を併置している全日制高等学校の再掲。

(注３) 学校数の○は休校(園)中の学校で再掲。

(注４) 国立大学の在学者数は飯塚校分を除く。私立大学のうち早稲田大学は大学院情報生産システム研究科、西日本工業大学はデザイン学部の在学者数のみ計上。

〇区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例

昭和 38 年 4 月 1 日
条例第 58 号

題名改称 平成 28 年 3 月 31 日条例第 9 号
最近改正 令和 2 年 7 月 16 日条例第 38 号

(区の設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 20 第 1 項の規定に基づき、市の区域を分けて次の区を置く。

門司区
小倉北区
小倉南区
若松区
八幡東区
八幡西区
戸畑区

2 前項の区の区域は、次のとおりとする。 (略)

(区の事務所の位置、名称及び所管区域)

第 2 条 地方自治法第 252 条の 20 第 2 項の規定による区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

区分	区の事務所の位置	名称	所管区域
門司区	北九州市門司区清滝一丁目 1 番 1 号	門司区役所	門司区の区域
小倉北区	北九州市小倉北区大手町 1 番 1 号	小倉北区役所	小倉北区の区域
小倉南区	北九州市小倉南区若園五丁目 1 番 2 号	小倉南区役所	小倉南区の区域
若松区	北九州市若松区浜町一丁目 1 番 1 号	若松区役所	若松区の区域
八幡東区	北九州市八幡東区中央一丁目 1 番 1 号	八幡東区役所	八幡東区の区域
八幡西区	北九州市八幡西区黒崎三丁目 15 番 3 号	八幡西区役所	八幡西区の区域
戸畑区	北九州市戸畑区千防一丁目 1 番 1 号	戸畑区役所	戸畑区の区域

(区の事務所の事務分掌)

第 3 条 地方自治法第 252 条の 20 第 2 項の規定による区の事務所が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 区が主体となつて行うまちづくりに関する事項
- (2) 区におけるコミュニティの活動の支援に関する事項
- (3) 住民基本台帳及び戸籍に関する事項
- (4) 区における社会福祉、社会保障及び保健衛生に関する事項
- (5) 区における道路その他土木に関する事項
- (6) 区における子ども及び家庭に係る行政サービスに関する事項
- (7) その他区における行政サービスに関する事項

(委任)

第 4 条 第 2 条の区の事務所の内部組織その他この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則 (略)

〇北九州市区役所出張所設置条例

昭和 38 年 2 月 10 日
条例 第 3 号

最近改正 令和 2 年 7 月 16 日条例第 38 号

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 20 第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、門司区役所、小倉南区役所、若松区役所及び八幡西区役所に出張所を設置する。

第 2 条 前条の出張所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
門司区役所松ヶ江出張所	北九州市門司区吉志新町二丁目 1 番 1 号	(略)
門司区役所大里出張所	北九州市門司区大里原町 12 番 12 号	
小倉南区役所曾根出張所	北九州市小倉南区下曾根四丁目 22 番 1 号	
小倉南区役所両谷出張所	北九州市小倉南区徳吉西三丁目 7 番 1 号	
小倉南区役所東谷出張所	北九州市小倉南区大字木下 704 番地の 1	
若松区役所島郷出張所	北九州市若松区鴨生田二丁目 1 番 1 号	
八幡西区役所折尾出張所	北九州市八幡西区光明一丁目 9 番 22 号	
八幡西区役所上津役出張所	北九州市八幡西区下上津役四丁目 8 番 1 号	
八幡西区役所八幡南出張所	北九州市八幡西区茶屋の原一丁目 6 番 1 号	

第 3 条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

付 則 (略)

○北九州市区役所等事務分掌規則

昭和 43 年 6 月 1 日

規則第 76 号

最近改正 令和 5 年 3 月 31 日規則第 15 号

(区役所の組織)

第 1 条 区の設定並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例（昭和 38 年北九州市条例第 58 号）第 2 条の区の事務所の組織は、次のとおりとする。 (略)

(区役所等の事務分掌)

第 2 条 前条の組織及び出張所の事務分掌は、次のとおりとする。 (略)

(区次長等)

第 3 条 区に区次長並びに保健及び福祉に係る事務を担当する担当部長（以下「保健福祉担当部長」という。）を置く。

2 課に課長、出張所に所長及び係に係長を置く。

3 出張所に次長を置く。

4 保健福祉課に高齢者福祉及び障害者福祉に係る事務を担当する担当課長（以下「保健福祉・相談担当課長」という。）及び主幹（以下「保健福祉・相談担当主幹」という。）を置く。

5 前各項に定める者のほか、特に必要があるときは、担当部長、参事、担当課長、主幹、担当係長、区付及び課付を置く。

(職務)

第 4 条 区次長及び保健福祉担当部長は、上司の命を受け、区次長にあっては総務企画課、コミュニティ支援課、市民課、国保年金課、まちづくり整備課及び出張所の所掌事務、保健福祉担当部長にあっては保健福祉課及び保護課（小倉北区役所にあっては保護第一課、保護第二課及び保護第三課、八幡西区役所にあっては保護第一課及び保護第二課）の所掌事務を掌理し、当該課の職員を指揮監督する。

2 課長（出張所長を含む。以下同じ。）及び係長（出張所の次長を含む。以下同じ。）は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 担当部長、参事、担当課長、主幹及び担当係長は、上司の命を受け、担任意務を処理し、所属職員を指揮監督する。

4 区付及び課付は、上司の命を受け、担任意務を処理する。

第 5 条 課長は、所属職員（補職名がある者を除く。）の配置を定め、その担任意務を定める。

(代理)

第 6 条 区長に事故があるとき、又は区長が欠けたときは、区次長が代理する。

2 区次長に事故があるとき、又は区次長が欠けたときは、総務企画課長が代理する。

3 保健福祉担当部長に事故があるとき、又は保健福祉担当部長が欠けたときは、保健福祉課長が代理する。

4 課長（保健福祉・相談担当課長及び保健福祉・相談担当主幹を含む。以下同じ。）に事故があるとき、又は課長が欠けたときは、課長があらかじめ指定する係長又は担当係長が代理する。

(専決)

第 7 条 区長、区次長、保健福祉担当部長及び課長は、別に定める事項を専決することができる。

(区長の意見具申等)

第 8 条 区長は、当該区に係る市行政全般についてその状況を総合的には握し、当該区の区域内における市政の執行について、市長に対し必要な意見の具申を行なうことができる。

2 区長は、住民の苦情又は要望の処理等に関し、各局所属の事業所又は事務所（以下「事業所」という。）の業務に関連するものについて緊急を要するとき、又は特に必要があると認めるときは、その長に必要な指示を行ない、又は報告を求めることができる。

(区長の監督等)

第 9 条 区長は、市長が必要と認めるときは、当該区に存する事業所の事業について、当該事業所を所管する局長の定めるところにより、当該局長を補佐し、当該事業所の職員の担任する事務を監督するものとする。

2 前項の場合において、区長は、必要と認めるときは、区役所職員を当該事業所の事務に従事させることができる。

(福祉事務所)

第 10 条 各福祉事務所は、各区役所保健福祉課及び保護課（小倉北区役所にあっては保護第一課、保護第二課及び保護第三課、八幡西区役所にあっては保護第一課及び保護第二課）をもって構成し、福祉事務所長は、保健福祉担当部長をもって充てる。

(施行の細目)

第 11 条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則 (略)

○北九州市区行政の総合調整に関する規則

昭和 49 年 3 月 26 日
規則第 26 号

最近改正 平成 24 年 3 月 30 日規則第 42 号

(目的)

第 1 条 この規則は、区役所の区域内におけるすべての事務事業について、その計画、実施、管理及び運営に関する相互の連絡調整を円滑にして、市、区行政の総合化を図り、もって市民の利便の増進と行政機能の発揮に資することを目的とする。

(協議等)

第 2 条 各局室（企業局及び行政委員会事務局を含む。）又は他の機関の長（以下「局長等」という。）は、次に掲げる事項について、事前に関係区長に必要な協議、意見の聴取、説明等をしなければならない。

- (1) 主要な事務事業の計画、実施及び変更に関する事項
- (2) 新規の事務事業のうち区役所に関係がある事項
- (3) 公共施設の設置、変更及び廃止に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、区役所と密接な関係がある事項

2 区長は、その所管区域内における事務事業の計画及び実施について、必要があるときは、関係の局長等に対し、資料の提示を求め、又は意見を述べることができる。

3 局長等は、前項の規定に基づく意見を尊重し、予算の見積等について配慮しなければならない。

(調整)

第 3 条 市民文化スポーツ局長は、区長と局長との緊密な連絡を図るとともに、特に重要と認められるものについては、副市長の指示を受けて必要な調整を行うものとする。

(区政連絡調整会議の設置)

第 4 条 各区に北九州市区政連絡調整会議（以下「会議」という。）を置く。

(協議事項)

第 5 条 会議は、第 1 条の目的を達成するため、次の事項について協議するものとする。

- (1) 事務事業の総合調整に関すること。
- (2) 区民の要望、相談等に関すること。
- (3) 生活環境改善の連絡に関すること。
- (4) 災害等緊急時における応急対策等の総合調整に関すること。
- (5) その他区長が必要と認める事案に関すること。

(組織)

第 6 条 会議は、区長及び当該区の区域内を管轄する各局所属の事務所又は事業所（以下これらを「事業所等」という。）のうち次の各号に掲げる事業所等の長をもって組織する。

- (1) 環境センター
- (2) 農政事務所
- (3) 整備事務所
- (4) 消防署
- (5) 上下水道局工事事務所
- (6) 前各号に定めるもののほか、区長が特に必要と認める事業所等

(会議の開催)

第 7 条 会議は、必要に応じて区長が招集し、主宰する。

(会議事項の通知)

第 8 条 会議の構成員は、会議に提出しようとする事項について、あらかじめ、その件名その他必要な資料等を区長に通知しなければならない。

(関係職員の出席等)

第 9 条 区長は、必要があると認めるときは、会議における協議事項に関係のある職員を会議に参加させ、その意見を求めることができる。

(協議の結果の尊重)

第 10 条 会議において協議がととのった事項については、会議の構成員は、その協議の結果を尊重して、それぞれその所掌する事務事業を処理するよう努めなければならない。

(区長の指示)

第 11 条 区長は、会議において協議が整った事項の処理に関し、会議の構成員に対して、予算の弾力的な執行その他適切な措置をとるよう指示するものとする。

(報告)

第 12 条 区長は、会議において協議した事項を速やかに市民文化スポーツ局長に報告しなければならない。

(庶務)

第 13 条 会議の庶務は、各区役所総務企画課において処理する。

(委任)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

2 前項に定めるもののほか会議の運営について必要な事項は、区長が定める。

付 則 (略)

○北九州市区長以下専決規程

〔昭和 43 年 6 月 1 日〕
訓令第 11 号

最近改正 令和 4 年 3 月 31 日訓令第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、別に定めがあるものを除くほか、区長以下の専決その他の事務決裁について必要な事項を定めることにより、決裁処理の権限と責任の明確化及び事務処理の能率化を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 事案について最終的に意思を決定することをいう。
- (2) 専決 事案について常時市長に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 事案について市長又は専決権者が出張、休暇その他の事故により不在（以下「不在」という。）のときに、その者に代わって臨時に決裁することをいう。
- (4) 部長 区次長及び保健福祉担当部長をいう。
- (5) 課長 課長（保健福祉・相談担当課長及び保健福祉・相談担当主幹を含む。）及び出張所長をいう。

(専決事項)

第 3 条 区長、部長及び課長（以下「区長等」という。）の専決事項は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりとする。

(専決事項として定められていない事項の専決)

第 4 条 区長等は、この規程に専決事項として定められていない事項であっても、その事務処理上必要があり、かつ、適当と認めるものは、この規程に定める専決事項に準じて専決することができる。

(合議)

第 5 条 この規程の定めるところにより専決することができる事項であっても、本庁、他の課等に関連を有するものについては、当該局、室、部、課等に合議しなければならない。

(代決)

第 6 条 区長等が不在のときは、次に掲げる区分に従い、それぞれ定められた職員がその事案を代決する。

- (1) 区長専決事項について、区長が不在のときは主管の部長
- (2) 部長専決事項について、部長が不在のときは主管の課長
- (3) 課長専決事項について、課長が不在のときは主管の係長又はこれに準ずる職員で課長があらかじめ指定するもの（第 4 類の事業所に係る事案については、当該事業所の長又は課長があらかじめ指定する係長、担当係長その他これらに準ずる職員）

(代決の制限及び報告)

第 7 条 代決は、特に急施を要する事案又はその処理についてあらかじめ市長又は専決権者の指示を受けた事案に限って行うことができる。

2 前条の規定により代決した場合、代決した者は、その不在者の登庁後速やかに報告しなければならない。

(異例なもの等に関する特例)

第 8 条 この規程に定める専決事項であっても、規定の解釈上疑義があるもの、異例若しくは重要なもの又は市政の重要な方針に属すると認められるものについては、上司の決裁を受けなければならない。

付 則 (略)

別表第1 共通専決事項（第3条関係）

1 一般共通事項

区長専決事項	部長専決事項	課長専決事項
(1) 1件50万円以下の損害賠償の額の決定（交通事項に係るものを除く。）		
(2) 出版物の刊行		
(3) 審査請求その他の不服申立て		
(4) 告示、公示、公表、公示送達その他公示	(1) 軽易な告示、公告、公表、公示送達その他公示	(1) 定例的な告示、公告、公表、公示送達その他公示
(5) 照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申、通達等	(2) 軽易な照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申、通達等	(2) 定例的な照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申、通達等
(6) 許可、認可、免許、登録その他の行政処分	(3) 軽易な許可、認可、免許、登録その他の行政処分	(3) 定例的な許可、認可、免許、登録その他の行政処分
	(4) 重要な諸証明	(4) 諸証明
		(5) 公簿の閲覧
		(6) 既発行証書類（債券証書を除く。）の再発行
		(7) 登記及び登録
		(8) 土地の分合筆、地目変換等
		(9) 庁舎又は施設に係る1件250万円以下の工事の契約及び当該工事の契約の変更並びに当該工事の検査（設計図書を伴う工事の検査を除く。）
(7) その他前各号に準ずる事項	(5) その他前各号に準ずる事項	(10) その他前各号に準ずる事項

2 人事関係事項

専決区分 専決事項	区長	部長	課長	備考
(1) 勤務時間の繰上げ及び繰下げ	部長に係るもの	所属の課長に係るもの	所属の係長及び係員に係るもの	
(2) 休憩時間の繰上げ及び繰下げ	部長に係るもの	所属の課長に係るもの	所属の係長及び係員に係るもの	
(3) 週休日の振替及び休日の代休日の指定	部長に係るもの	所属の課長に係るもの	所属の係長及び係員に係るもの	
(4) 時間外勤務及び休日勤務等	区長に係るもの	部長及び所属の課長に係るもの	所属の係長及び係員に係るもの	
(5) 勤務地内出張	区長に係るもの	部長及び所属の課長に係るもの	所属の係長及び係員に係るもの	
(6) 県内出張及び宿泊を要しない県外出張	区長に係るもの	部長及び所属の課長に係るもの	所属の係長及び係員に係るもの	
(7) 宿泊を要する県外出張	部長に係るもの	所属の課長に係るもの	所属の係長及び係員に係るもの	
(8) 海外出張	部長、課長、係長及び係員に係るもの			

(9) 休暇(組合休暇を除く。)の付与	部長に係るもの	所属の課長に係るもの	所属の係長及び係員に係るもの	1 部長、課長及び係長の長期にわたるものについては、総務局長に合議すること。 2 退勤途上の危険回避を理由とする特別休暇の承認については総務局人事部長に、ボランティア活動、現住居の滅失、損壊等及び交通遮断を理由とする特別休暇の承認については区役所総務企画課長に合議すること。 3 介護休暇又は介護時間の付与期間の承認については、区役所総務企画課長及び総務局人事課長に合議すること。
(10) 組合休暇の付与			所属の係長及び係員に係るもの	重要又は異例なものについては総務局人事課長に、その他のものについては区役所総務企画課長に合議すること。
(11) 育児時間の付与			所属の係長及び係員に係るもの	
(12) 部分休業の承認期間内における承認時間の変更	部長に係るもの	所属の課長に係るもの	所属の係長及び係員に係るもの	
(13) 欠勤の承認	部長に係るもの	所属の課長に係るもの	所属の係長及び係員に係るもの	部長、課長及び係長の長期にわたるものについては、総務局長に合議すること。
(14) 職務専念義務の免除	部長に係るもの	所属の課長に係るもの	所属の係長及び係員に係るもの	特に重要又は異例なものについては総務局人事部長に、重要なものについては区役所総務企画課長に合議すること。
(15) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の職の設定(重要又は異例なものを除く。)、任用及び退職			[総務企画課長] 全てのもの	
注 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 部長 部長その他これに準ずる者をいう。 (2) 課長 課長その他これに準ずる者をいう。 (3) 係長 係長、担当係長、第4類の事業所の長その他これらに準ずる者をいう。 (4) 係員 職員のうち区長、部長、課長及び係長以外の職員をいう。				

3 財務関係事項

専決事項 \ 専決区分	区長	部長	課長	備考
(1) 報酬の執行			全額	
(2) 共済費の執行			全額	
(3) 賃金の執行			全額	
(4) 報償費の執行	100～	50～	20～	長寿祝金及び国民年金保険料納付組合報奨金については、全額区長専決事項とする。
(5) 旅費の執行			全額	
(6) 交際費の執行	20～			
(7) 需用費の執行(食糧諸費の執行を除く。)	1,000～	500～	200～	電気、ガス、水道及び下水道の使用料については、全額課長専決事項とし、修繕料のうち工事に係るものを除く。
(8) 食糧諸費の執行	100～	50～	10～	郵便料、電信電話料及び価格協定基本契約済のものについては、全額課長専決事項とする。
(9) 役務費の執行	～200	200～	50～	

(10) 委託料の執行	工事による設計委託、測量及び調査委託(契約を除く。)	～1,000	1,000～	(まちづくり整備課長) 500～	1 工事を委託する場合を除く。 2 区長専決事項については建設局長に、部長専決事項については建設局整備事務所に合議すること。
	その他	～700	700～	200～	
(11) 使用料及び賃借料の執行		～200	200～	50～	基本契約等により金額の定めのあるものは、全額課長専決事項とする。
(12) 工事の執行	起工決定	25,000～	8,000～	1,200～	1 修繕料(工事に係るものに限る。)、工事請負費、原材料費(工事の資材費に係るものに限る。)及び委託料(工事を委託する場合に限る。)に属するものに限る。 2 区長専決事項については建設局長に、部長の専決事項については建設局整備事務所に合議すること。
	契約(委託及び原材料の購入に係るものに限る。)及び検収(原材料の購入に係るものに限る。)	50,000～	1,700～	(まちづくり整備課長) 800～	
(13) 原材料費の執行		～500	500～	200～	工事の資材費に係るものを除く。
(14) 公有財産購入費の執行		5,000～	2,000～	500～	
(15) 備品購入費の執行		1,000～	500～	200～	
(16) 負担金、補助及び交付金の執行		～200	200～	10～	国民健康保険及び介護保険の保険給付に係る負担金を除く。
(17) 扶助費の執行		～1,000	1,000～	200～	
(18) 貸付金の執行		2,000～	200～		
(19) 補償金の執行		5,000～	2,000～	500～	
(20) 補填金の執行		～200	200～	50～	
(21) 賠償金(額の決定を除く。)の執行		全額			
(22) 償還金、利子及び割引料の執行				全額	
(23) 投資及び出資金の執行		2,000～	200～		
(24) 積立金の執行		～200	200～	50～	
(25) 寄付金の執行		～200	200～	10～	
(26) 物品の調達に係る契約	備品(印類及び図書を除く。)			10～ (ただし、別に定めるものに係る場合は全額とする。)	1 支出科目にかかわらず、物品に関するもの全部。ただし、工事に係るものを除く。 2 別に定めるものとは、次に掲げるものをいう。 (1) 単価基本契約締結済のもの (2) 価格協定基本契約締結済のもの (3) 災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定に基づき調達するもの
	その他の物品(印類及び図書を含む。)			20～ (ただし、別に定めるものに係る場合は、全額とする。)	
(27) 物品の調達に係る検収		～4,000	4,000～	500～ (ただし、別に定めるものに係る場合は、全額とする。)	1 支出科目にかかわらず、物品に関するもの全部。ただし、工事に係るものを除く。 2 別に定めるものとは、次に掲げるものをいう。 (1) 単価基本契約締結済のもの (2) 価格協定基本契約締結済のもの (3) 災害時における生活必需物資等の供給に関する特別協定に基づき調達するもの
(28) 経費の支出命令				全額	

(29) 調定及び調定の通知並びに納入の通知			全額	
(30) 国民健康保険料、介護保険料、負担金、使用料、手数料その他の収入(以下「国民健康保険料等」という。)の減免(国民健康保険料、介護保険料及び保育所の保護者負担金に係る延滞金の減免を除く。)			全額 (定標準によるもの)	
(31) 国民健康保険料等及び後期高齢者医療保険料の徴収の嘱託、徴収の受託及び過誤納整理			全額	
(32) 国民健康保険料等及び後期高齢者医療保険料の納期限の延長		全額		
(33) 差押え及び交付要求並びにこれらの解除		～100	100～	
(34) 差押財産の処分	全額			見積価格の決定を含む。
(35) 負担金、使用料、手数料その他の収入の徴収猶予及び換価猶予		～100	100～	
(36) 滞納処分の停止	～20	20～		
(37) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の5の規定による徴収停止	～20	20～		
(38) 北九州市債権管理条例(平成29年北九州市条例第21号)第7条の規定による債権放棄	全額			
(39) 負担金、使用料、手数料その他の収入の不納欠損処分	全額			滞納処分の停止をしているものは、全額部長専決事項とする。
(40) 収入支出科目等の更正			全額	
(41) 不動産その他の貸付け(更新の場合に限る。)			全額	減免の場合は、副市長専決事項とする。
(42) 使用不能物品の売却の決定及び廃棄			全額	
(43) 物品の貸付け	全物品			
(44) 負担付でない寄付の收受	100～			
(45) 歳入歳出外現金の預入及び払出			全額	
注1 [] 内は、専決区分を示す。 2 数字は1件(1決裁に係るもの)の金額を示し、単位は、万円とする。 3 「1,000～」は1,000万円以下のものを、「～1,000」は1,000万円を超えるものをいう。				

別表第2 個別専決事項（第3条関係）

専決権者	専決事項
区長	(1) 区役所庁舎の管理 (2) 官庁及び公共団体の囑託に係る公課その他の徴収
区次長	(1) 電話の架設及び移転並びに設備変更 (2) 更生資金等資金の貸付け (3) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療等の受給資格者への支払並びに返還命令及び返還金の収入
保健福祉 担当部長	(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助費、措置費等の支出、戻入、返還、徴収等 (2) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第35条の規定により市長が任命した婦人相談員に係る費用の支出 (3) 行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)の施行(同法第9条の規定に係るものを除く。) (4) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)の規定による生活困窮者自立相談支援事業に係る計画の作成等、扶助費の支出、徴収等及び生活困窮者住居確保給付金等に係る報告、資料の提供等の求め (5) 児童手当法(昭和46年法律第73号)の規定による児童手当、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)の規定による子ども手当及び平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)の規定による子ども手当の受給資格及び額の認定(職員に係るものを除く。) (6) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定による児童扶養手当の受給資格及び額の認定 (7) 北九州市災害遺児手当の受給資格及び額の認定並びに支払 (8) 子ども医療費の受給資格の審査及び受給資格者名等の登録 (9) 子ども医療費の受給資格者への支払並びに返還命令及び返還金の収入 (10) 北九州市重度障害者医療費支給要綱(昭和49年北九州市告示第231号)の規定による不正利得の返還 (11) ひとり親家庭等医療費の受給資格の審査及び受給資格者名等の登録 (12) ひとり親家庭等医療費の受給資格者への支払並びに返還命令及び返還金の収入 (13) 療育手帳の返還命令 (14) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)の規定による身体障害者手帳の返還命令 (15) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第1項の規定による自立支援医療(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第1号に規定する育成医療に限る。)の支給認定に関すること。 (16) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定による扶助費、措置費等の徴収(助産施設及び母子生活支援施設に係る費用の徴収に限る。)等 (17) 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業による日常生活用具の給付 (18) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定による不正利得の徴収及び支給の制限 (19) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2の規定による審判の請求等
総務企画 課長	(1) 戦没者及びその遺族並びに未復員軍人
コミュニティ 支援課長	(1) 市民センターの供用時間の変更、休館日の変更、臨時休館日の指定及び臨時開館の決定
国保年金 課長	(1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 (2) 国民健康保険の保険給付 (3) 国民健康保険の保険給付に係る負担金の執行 (4) 国民年金証書及び手帳 (5) 国民年金の諸請求、診査及び進達
まちづくり 整備課長	(1) 道路、里道、河川及び水路の占用等の許可 (2) 道路付属物等の新設及び廃止 (3) 道路及び里道の掘削の許可 (4) 道路法第46条第1項各号の規定による国道及び主要地方道の片側並びにその他の道路の通行禁止又は通行制限 (5) 車両制限令(昭和36年政令第265号)第12条の規定による認定 (6) 占用及び使用の許可を受けた者の相続による名義変更又は法人の組織変更及び合併に伴う権利義務の継承 (7) 道路、里道、公園、河川及び水路の境界の明示 (8) 都市公園内の行為の許可

	(9) 都市公園内の利用の制限又は禁止 (10) 都市公園内の私設建築物及び工作物の改築又は模様替の許可 (11) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第2項の規定による公園施設の設置又は管理の許可 (12) 都市公園法第6条の規定による占用の許可 (13) 都市公園法第9条の規定による協議 (14) 霊園の使用の許可及び許可の取消し (15) 屋外広告物の改修、移転、除却その他必要な処置命令 (16) 屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の許可 (17) 風致地区内における行為(面積が1,000平方メートル未満のものに係る行為に限る。)に係る許可及び協議 (18) ちびっこ広場の遊戯施設等の貸与の決定及び除去 (19) 開発行為における流末施設整備一部寄付金の受入 (20) 河川及び水路の兼用工作物に関する協議 (21) 工事の監督 (22) 1件1,500万円以下の工事の施行に伴う、又はこれに付随する測量、地質調査、設計(1件500万円を超える工事に係るものを除く。)等の委託の検査 (23) 設計図書を伴わない工事の検査 (24) 1件100万円以下の委託契約(工事に係る設計委託、測量委託及び調査委託に係るものに限る。) (25) 1件250万円以下の工事の契約及び当該工事の契約の変更
保健福祉課長	(1) 社会福祉諸団体との連絡 (2) 長寿祝金の支給対象者の決定 (3) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第5条第2項の規定による改葬許可(小倉北区役所及び八幡西区役所を除く。次号から第7号までにおいて同じ。) (4) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定による登録 (5) 狂犬病予防法第5条第2項の規定による注射済票の交付 (6) 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定による鑑札の再交付 (7) 狂犬病予防法施行令第3条の規定による注射済票の再交付 (8) 給食材料の購入の契約及び検収
保健福祉・相談担当課長及び 保健福祉・相談担当主幹	(1) 介護保険の被保険者の資格の得喪の決定 (2) 介護保険の保険給付の決定 (3) 介護保険の保険給付に係る負担金の執行 (4) 高額介護サービス費等貸付資金の貸付決定、交付及び精算 (5) 重度障害者医療費の受給資格の審査及び受給資格者名等の登録 (6) 重度障害者医療費受給資格者への支払並びに返還命令及び返還金の収入(不正利得の返還を除く。) (7) 療育手帳の交付 (8) 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付 (9) 身体障害者福祉法の規定による措置費の徴収 (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による扶助費の支出(補装具費の支出及び日常生活上の便宜を図るための用具の給付等に係る支出に限る。) (11) 知的障害者福祉法の規定による措置費の徴収 (12) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第13条に規定する事務 (13) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当の支出、戻入、返還、徴収等(不正利得の徴収及び支給の制限を除く。) (14) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条の規定による福祉手当の支出、戻入、返還、徴収等 (15) 老人福祉法の規定による措置費の徴収
出張所長	(1) 国民健康保険の被保険者の資格の得喪 (2) 国民健康保険の保険給付 (3) 国民年金証書及び手帳 (4) 国民年金の諸請求、診査及び進達

○北九州市区長委任規則

〔昭和 38 年 4 月 1 日〕
規則第 50 号

最近改正 平成 28 年 12 月 28 日規則第 88 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 153 条第 1 項の規定により、市長の権限に属する次の事務を区長に委任する。

- (1) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る諸証明に関すること。
- (2) 印鑑に関すること（認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関することを除く。）。
- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定により市長の行う個人番号カードの記録事項の変更等に関すること。
- (4) 自衛官の募集に関すること。
- (5) 埋火葬の許可に関すること。
- (6) 火葬場の使用許可に関すること。
- (7) 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）の規定による自動車の臨時運行の許可に関すること。
- (8) 公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 34 条の 2 に基づき市長の行う証明に関すること。
- (9) 区長所管業務に属する諸証明に関するもののうち市長が指定するもの。

付 則 （略）

○北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則

〔平成元年 9 月 30 日〕
教委規則第 16 号

題名改称 平成 7 年 3 月 24 日教委規則第 6 号

最近改正 令和 4 年 4 月 19 日教委規則第 8 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 7 の規定により、北九州市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関たる職員又はその管理に属する行政機関に属する職員に補助執行させるため、必要な事項を定めるものとする。

（総務局人事部給与課長等に補助執行させる事務）

第 2 条 職員（北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成 28 年北九州市条例第 57 号）の適用を受ける者を除く。）の給与並びに児童手当及び子ども手当に関する事務は、総務局人事部給与課長（以下「給与課長」という。）及び給与課長が指定する総務局人事部給与課の職員に補助執行させる。

（市民文化スポーツ局長等に補助執行させる事務）

第 3 条 次に掲げる事務は、市民文化スポーツ局長及び市民文化スポーツ局長が指定する市民文化スポーツ局の職員に補助執行させる。

- (1) 社会教育施設（図書館、視聴覚センター、青少年の家及び児童文化施設を除く。）及び北九州市立埋蔵文化財センターの管理、運営及び連絡調整に関すること。
- (2) 美術館協議会及び博物館協議会に関すること。
- (3) 博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関すること。
- (4) 文化財の保護及び活用に関すること。
- (5) 文化財の調査、指定及び管理に関すること。
- (6) 文化財保存事業の助成に関すること。
- (7) 埋蔵文化財の保護に関すること。
- (8) 文化財保護審議会に関すること。
- (9) 社会教育委員の会議等に関すること。
- (10) 社会教育に関すること（専門的技術的な助言及び指導に関すること、科学館に係る子ども家庭局との連絡調整に関すること、青少年教育に関すること並びに第 6 条第 14 号に掲げる事務を除く。）。
- (11) 社会教育関係団体（青少年関係団体を除く。）に関すること（第 6 条第 15 号に掲げる事務を除く。）。
- (12) 生涯学習の企画及び調整に関すること。

（子ども家庭局長等に補助執行させる事務）

第 4 条 次に掲げる事務は、子ども家庭局長及び子ども家庭局長が指定する子ども家庭局の職員に補助執行させる。

- (1) 青少年の指導育成に関すること（第 6 条第 16 号に掲げる事務を除く。）。

- (2) 青少年関係団体に関すること（第 6 条第 16 号に掲げる事務を除く。）。
- (3) 青少年対策の企画及び連絡調整に関すること（第 6 条第 16 号に掲げる事務を除く。）。
- (4) 科学館、青少年の家及び児童文化施設の管理、運営及び連絡調整に関すること（第 6 条第 17 号及び第 18 号に掲げる事務を除く。）。
- (5) 第 6 条第 16 号から第 18 号までに掲げる事務に係る区長等との連絡調整に関すること。
（建築都市局長等に補助執行させる事務）

第 5 条 学校施設の維持管理業務に関する事務のうち教育長の指定する事務は、建築都市局長及び建築都市局長が指定する建築都市局の職員に補助執行させる。

（区長等に補助執行させる事務）

第 6 条 次に掲げる事務は、区長及び区長が指定する区役所の職員に補助執行させる。

- (1) 就学予定者の健康診断の通知後の異動者に係る当該通知に関すること。
- (2) 就学予定者の就学通知後の異動者に係る当該通知に関すること。
- (3) 就学予定者の指定学校以外の学校への就学及び就学義務の猶予又は免除に伴う学齢簿の異動に関すること。
- (4) 就学予定者の特別支援学校（学級）への就学に伴う学齢簿の異動に関すること。
- (5) 就学予定者の学齢簿の編成時において、保護者又は通学区域外が不明である者等に係る学齢簿の異動に関すること。
- (6) 学齢児童及び学齢生徒の住所の変更に伴う就学通知に関すること。
- (7) 外国人の就学に関すること。
- (8) 国・県・私立学校への就学に関すること。
- (9) 区域外就学の承諾等に関すること。
- (10) 教育に関する相談及び苦情処理に関すること。
- (11) 教育機関の会計年度任用職員の報酬の支払等に関すること。
- (12) 就学援助及び奨学資金の申請書の受理に関すること。
- (13) 教育機関に係る文書の収受及び発送に関すること。
- (14) 区における社会教育事業（教育機関が行う社会教育事業を除く。）の実施に関すること。
- (15) 区の社会教育関係団体との連絡等に関すること。
- (16) 区における青少年の育成活動及び青少年対策（教育機関が行う青少年の育成活動を除く。）の実施に関すること。
- (17) 足立青少年の家、畑キャンプセンター及びキャンプ場の管理に関すること。
- (18) 足立青少年の家及び畑キャンプセンターの使用料及び手数料の減免又は徴収の猶予に関すること。
- (19) 区における学校施設開放事業の実施に関すること。

（事案の専決等）

第 7 条 補助執行事務に係る事案の専決等は、北九州市教育委員会事務専決規程（昭和 44 年北九州市教育委員会訓令第 3 号）等の定めるところにより、処理しなければならない。

付 則 （略）

○北九州市職員の兼務に関する規則

平成 8 年 10 月 31 日
規則第 76 号

最近改正 平成 28 年 3 月 31 日規則第 47 号

(戸籍住民課の職員の兼務)

第 1 条 市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課において戸籍に関する事務で電子情報処理組織の管理に関するものに従事する職員は、区役所の市民課及び出張所（以下「市民課等」という。）において戸籍に関する事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。

(区政事務センターの職員の兼務)

第 2 条 市民文化スポーツ局市民総務部区政事務センターにおいて次に掲げる事務に従事する職員は、区役所の市民課等及び国保年金課（以下「国保年金課等」という。）において当該事務と同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。

- (1) 住民基本台帳に関する届出に基づく住民票の記載に関すること。
- (2) 戸籍の届出に基づく住民票の記載に関すること。
- (3) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求の処理に関すること。
- (4) 住民基本台帳に関する通知書の処理に関すること。
- (5) 郵送等による戸籍の記録事項証明書等の交付申請の処理に関すること。
- (6) 戸籍の附票の記載に関すること。
- (7) 国民健康保険の被保険者の資格に係る届出の審査及び台帳の記載に関すること（住民基本台帳に関する届出に伴うもの及び戸籍の届出に基づく住民基本台帳の処理に伴うものに限る。）

(市民課等の職員の兼務)

第 3 条 区役所の市民課等において次に掲げる事務に従事する職員は、他の区役所の市民課等において当該事務と同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。

- (1) 戸籍の記録事項証明書の交付に関すること。
- (2) 戸籍謄抄本の交付に関すること。
- (3) 住民票の写しの交付に関すること。
- (4) 住民票記載事項証明書の交付に関すること。
- (5) 戸籍の附票の写しの交付に関すること。
- (6) 印鑑登録証明書の交付に関すること。

第 4 条 市内の他の区から転入をした者（以下「市内転入者」という。）の転入後の住所地を所管区域とする区役所の市民課等において次に掲げる住民基本台帳に関する事務（区役所の出張所にあつては、第 1 号から第 3 号までに掲げるものに限る。）で市内の他の区への転出に係るものに従事する職員は、当該市内転入者の転入前の住所地を所管区域とする区役所の市民課等において当該事務と同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。

- (1) 転出届の受理に関すること。
- (2) 世帯主の転出に伴う世帯変更届の受理に関すること。
- (3) 転出証明書の交付に関すること。
- (4) 転出届に基づく住民票の消除に関すること。
- (5) 世帯主の転出に伴う世帯変更届に基づく住民票の記載の修正に関すること。
- (6) 住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 13 条第 2 項の規定による住民票の記載又は訂正に関すること。

(国保年金課等の職員の兼務)

第 5 条 市内転入者の転入後の住所地を所管区域とする区役所の国保年金課等において次に掲げる国民健康保険に関する事務（区役所の市民課にあつては、第 1 号から第 3 号までに掲げるものに限る。）で市内の他の区への転出に係るものに従事する職員は、当該市内転入者の転入前の住所地を所管区域とする区役所の国保年金課等において当該事務と同一の事務に従事する職員の職を兼ねるものとする。

- (1) 被保険者資格喪失届の受理に関すること。
- (2) 被保険者の資格の喪失に伴う世帯主変更届の受理に関すること。
- (3) 被保険者の資格の喪失に伴う被保険者証の回収及び記載の修正に関すること。
- (4) 被保険者の資格の喪失に伴う保険料の額の変更に係る納入通知書及び納付書の発行に関すること。
- (5) 被保険者の資格の喪失に伴う保険料の納付指導に関すること。

付 則 (略)

○北九州市区長会議要綱

(設置)

第1条 各区に関連する事務事業の一体的運営を確保し、各区相互の連絡調整を行い、市民の利便増進と行政効果の向上を図るため北九州市区長会議（以下「区長会議」という。）を置く。

(構成)

第2条 区長会議は、市民文化スポーツ局担当副市長（以下「副市長」という。）、市民文化スポーツ局長及び各区の区長をもって構成する。

2 区長会議は、副市長が主宰する。ただし、副市長に事故あるときは、市民文化スポーツ局長が代行する。

3 市民文化スポーツ局長は、区長会議に出席できないときは、市民総務部長を、区長は、区長会議に出席できないときは区次長を出席させることができる。

4 副市長は必要に応じ、区長会議の議事に関係ある職員の出席を求め、意見、資料の提出等を求めることができる。

(開催日)

第3条 区長会議は、毎月北九州市幹部会議に引き続き開催する。ただし、特別の事情があるときはこれを変更し、又は臨時に開催することができる。

(事案)

第4条 区長会議に提出することができる事案は、次のとおりとする。

(1) 各区間の調整を必要とする事務事業の計画及びこれに伴う調整等に関すること。

(2) 各区間の調整を必要とする事務事業に係る報告に関すること。

2 区長、局長、行政委員会の事務局長（教育委員会にあっては、教育長）は、前項の規定により区長会議に提出しようとする事案があるときは、区長会議事案（別記様式 略）に資料を添えて、会議の日の5日前までに市民文化スポーツ局長に送付するものとする。

(会議の記録)

第5条 市民文化スポーツ局長は、区長会議の経過を記録し、保存しておかなければならない。

(庶務)

第6条 区長会議の庶務は、市民文化スポーツ局市民総務部総務区政課において処理する。

付 則 (略)

○北九州市手数料条例

〔平成 12 年 3 月 29 日〕
条例第 10 号

最近改正 令和 5 年 3 月 30 日条例第 5 号

北九州市手数料条例（昭和 40 年北九州市条例第 5 号）の全部改正
（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定による手数料の徴収については、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（手数料）

第 2 条 手数料を徴収する事務及び当該事務に係る手数料の金額は、別表のとおりとする。

（徴収の時期）

第 3 条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事務について請求若しくは申請（以下「請求等」という。）をする際又は当該請求等に係る書類の交付を受ける際に当該請求等をする者から徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、事務の終了後に手数料を徴収することができる。

（減免）

第 4 条 市長は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

（不返還）

第 5 条 既納の手数料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（委任）

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

（略）

（経過措置）

2 この条例による改正後の北九州市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に請求等がある事務に係る手数料から適用し、同日前に請求等があった事務に係る手数料については、なお従前の例による。

（住民基本台帳カードの交付に係る手数料の特例）

3 平成 21 年 6 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間にあっては、別表第 7 号の 2 の規定は、適用しない。

別表（第2条関係）（抜粋）

手数料を徴収する事務		手数料の金額	備考
(4)	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく臨時運行の許可の申請に対する審査	1両につき 750 円	
(5)	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しを閲覧に供する事務	1件につき 300 円	1世帯ごとに1件とする。
(6)	住民基本台帳法第12条第1項又は第12条の3第1項、第2項若しくは第8項の規定に基づく住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	1通につき 300 円	
(6)の2	住民基本台帳法第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付	1通につき 300 円	
(6)の3	住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項又は第4項の規定に基づく除票の写し又は除票記載事項証明書の交付	1通につき 300 円	
(7)	住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	1通につき 300 円	
(7)の2	住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき 300 円	
(8)	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 450 円	
(9)	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1件につき 350 円	
(10)	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき 750 円	
(11)	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	証明事項 1件につき 450 円	
(12)	戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	1通につき 350 円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1通につき 1,400 円)	
(13)	戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他区長の受理した書類を閲覧に供する事務	書類 1件につき 350 円	

(15)	身分に関する証明書の交付	1 通につき 300 円	
(143)	公簿、公文書又は図面の写しの交付（第 6 号から第 8 号まで及び第 10 号に掲げるものを除く。）	1 件につき 300 円	公簿及び公文書は 1 事件ごとに、図面は 1 枚ごとに 1 件とする。
(144)	証明書の交付（第 1 号、第 1 号の 3、第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 6 号の 3、第 9 号、第 11 号、第 12 号、第 15 号、第 27 号、第 28 号、第 67 号及び第 115 号に掲げるものを除く。）	1 件につき 300 円	1 個の請求で 2 以上の事項を含むときは 1 事項ごとに、同一事項について 2 通以上の請求があったときは 1 通ごとに、数人を列記して同一事項の請求があったときは 1 人ごとに、それぞれ規定手数料を徴収する。

区別公称町名一覧表（令和５年６月１日現在）

※ 町名の読み方については、地元等で一般的に読まれている呼び名を参考とし、事務処理上、便宜的に統一して使用している読み方を付していますが、必ずしもこう読まなければならないといった法的根拠等はありません。

門司区									
あ い う お	あおぼだい 青葉台	き	上藤松二丁目	さ し	小森江二丁目	つ な	大里本町二丁目	ふ	東門司二丁目
	いずみがおか 泉ヶ丘		上藤松三丁目		小森江三丁目		大里本町三丁目		ひかりまち 光 町一丁目
	いなづみ 稲積一丁目		かみほんまち 上本町		さかえまち 栄 町		だいりもとまち 大里元町		光町二丁目
	うめのきちょう 梅ノ木町		かみまいそう 上馬 寄一丁目		じない 寺内一丁目		だいりももやまちよう 大里桃 山 町		ひしゃくだまち 柄杓田町
	おいまつちよう 老松 町		上馬寄二丁目		たかきごまち 高砂町		ひろいし 広石一丁目		
	おおくぼ 大久保一丁目		上馬寄三丁目		たかだ 高田一丁目		ふじまつ 藤松一丁目		
	大久保二丁目		き し 吉志一丁目		高田二丁目		藤松二丁目		
	大久保三丁目		吉志二丁目		たちのうちかいがん 太刀浦海岸		藤松三丁目		
	おくだ 奥田一丁目		吉志三丁目		たにまち 谷町一丁目		ふ たまつちよう 二夕松 町		
	奥田二丁目		吉志四丁目		谷町二丁目		ふろうちよう 不老 町一丁目		
奥田三丁目	吉志五丁目	た のうら 田野浦一丁目	不老町二丁目						
奥田四丁目	吉志六丁目	田野浦二丁目	へ ほ ま	べつていん 別院					
奥田五丁目	吉志七丁目	田野浦三丁目		た のうらかいがん 田野浦海岸	ほうしあん 法師庵				
<大字>	き し しんまち 吉志新町一丁目	つね み まち 恒見町		まつぎくろ 永黒一丁目	ほんまち 本町				
(大字)伊川	吉志新町二丁目	ながぐろ 永黒二丁目		まつばら 松原一丁目					
(大字)今津	吉志新町三丁目	ながたに 長谷一丁目		松原二丁目					
(大字)大積	吉志新町四丁目	ながに 長谷二丁目		松原三丁目					
(大字)吉志	きたがわまち 北川町	なかにじつちよう 中二十町		まるやま 丸山一丁目					
(大字)喜多久	きゅうもじ 旧門司一丁目	なかもち 中町		丸山二丁目					
(大字)黒川	旧門司二丁目	なるたけ 鳴竹一丁目		丸山三丁目					
(大字)小森江	きよたき 清滝一丁目	に 鳴竹二丁目		丸山四丁目					
(大字)猿喰	清滝二丁目	にしかいがん 西海岸一丁目	まるやままち 丸山町五丁目						
(大字)白野江	清滝三丁目	西海岸二丁目	まるやまよしのまち 丸山吉野町						
(大字)大里	清滝四丁目	西海岸三丁目	み	みどりがおか 緑ヶ丘					
(大字)田野浦	清滝五丁目	にしきまち 錦 町		みなとまち 港 町					
(大字)恒見	清見一丁目	にししんまち 西新町一丁目		みなみほんまち 南 本町					
(大字)畑	清見二丁目	は 西新町二丁目		もとぎよたき 元清滝					
(大字)柄杓田	清見三丁目	はたけだまち 畑山町		ももやまい 桃山台					
(大字)門司	清見四丁目	はままち 浜町		やなぎはらまち 柳 原町					
かげつえん 花月園	清見五丁目	はやま 羽山一丁目		やなぎまち 柳 町一丁目					
かざし 風師一丁目	清見六丁目	羽山二丁目		柳町二丁目					
風師二丁目	くろがわにし 黒川西一丁目	はらまちべつていん 原町別院		柳町三丁目					
風師三丁目	黒川西二丁目	ひがししんまち 東 新町一丁目		柳町四丁目					
風師四丁目	黒川西三丁目	東新町二丁目	や はずまち 矢筈町						
かすがまち 春日町	くろがわひがし 黒 川 東一丁目	ひがしほんまち 東 本町一丁目	小倉北区						
かたがみかいがん 片上海岸	黒川東二丁目	東本町二丁目	あ	あおば 青葉一丁目					
かたがみまち 片上町	こがねまち 黄金町	ひがしまいそう 東 馬 寄		青葉二丁目					
かみにじつちよう 上二十町	こまつちよう 小松町	ひがしみなとまち 東 港 町		あかさか 赤坂一丁目					
かみふじまつ 上藤松一丁目	こもりえ 小森江一丁目	ひがししんまち 東門司一丁目							

い	赤坂二丁目	か	(大字)板櫃 いたびつ	く	霧ヶ丘二丁目	す	下富野二丁目	に は	なかいはま 中井浜
	赤坂三丁目		(大字)馬島 うましま		霧ヶ丘三丁目		下富野三丁目		なかしま 中島一丁目
	赤坂四丁目		(大字)富野 とみの		金鷄町 きんけいちよう		下富野四丁目		中島二丁目
	赤坂五丁目		(大字)中井 なかい		熊谷一丁目		下富野五丁目		なかつぐち 中津口一丁目
	赤坂海岸 あかさかかいがし		鍛冶町一丁目 かじまち		熊谷二丁目		寿山町 じゅざんちよう		中津口二丁目
	浅野一丁目 あさの		鍛冶町二丁目		熊谷三丁目		城内 じょうない		ながはまち 長浜町
	浅野二丁目		片野一丁目 かたの		熊谷四丁目		城野団地 じようのだんち		にしみなとまち 西港町
	浅野三丁目		片野二丁目		熊谷五丁目		昭和町 しょうわまち		はぎさきまち 萩崎町
	あさひがおか 朝日ヶ丘		片野三丁目		熊本一丁目 くまもと		白銀一丁目 しらがね		ばしゃく 馬借一丁目
	あしはら 足原一丁目		片野四丁目		熊本二丁目		白銀二丁目		馬借二丁目
う	足原二丁目	き	片野五丁目	こ	熊本三丁目	せ	白萩町 しらはぎまち	ひ	馬借三丁目
	あたご 愛宕一丁目		片野新町一丁目 かたのしんまち		熊本四丁目		神幸町 しんこうちよう		はらまち 原町一丁目
	愛宕二丁目		片野新町二丁目		黒住町 くろずみちよう		新高田一丁目 しんたかだ		原町二丁目
	あだち 足立一丁目		片野新町三丁目		黒原一丁目 くろばる		新高田二丁目		ひあがり 日明一丁目
	足立二丁目		金田一丁目 かなだ		黒原二丁目		親和町 しんわまち		日明二丁目
	足立三丁目		金田二丁目		黒原三丁目		末広一丁目 すえひろ		日明三丁目
	いずみだい 泉台一丁目		金田三丁目		黄金一丁目 こがね		末広二丁目		日明四丁目
	泉台二丁目		上到津一丁目 かみいとうづ		黄金二丁目		須賀町 すがまち		日明五丁目
	泉台三丁目		上到津二丁目		許斐町 このみまち		砂津一丁目 すなつ		ひがししのざき 東篠崎一丁目
	泉台四丁目		上到津三丁目		米町一丁目 こめまち		砂津二丁目		東篠崎二丁目
え お	板櫃町 いたびつまち	さ	上到津四丁目	し	米町二丁目	た	砂津三丁目	ふ へ ま み	東篠崎三丁目
	井堀一丁目 いぼり		上富野一丁目 かみとみの		小文字一丁目 こもんじ		船頭町 せんどうまち		ひがししょうのまち 東城野町
	井堀二丁目		上富野二丁目		小文字二丁目		船場町 せんばまち		ひがしみなと 東港一丁目
	井堀三丁目		上富野三丁目		紺屋町 こんやまち		大門一丁目 だいもん		東港二丁目
	井堀四丁目		上富野四丁目		菜園場一丁目 きえんば		大門二丁目		ひらまつまち 平松町
	井堀五丁目		上富野五丁目		菜園場二丁目		高尾一丁目 たかお		ふるせんばまち 古船場町
	いままち 今町一丁目		香春口一丁目 かむらぐち		堺町一丁目 さかいまち		高尾二丁目		べんてんまち 弁天町
	今町二丁目		香春口二丁目		堺町二丁目		高浜一丁目 たかはま		まなづる 真鶴一丁目
	今町三丁目		神岳一丁目 かんだけ		三郎丸一丁目 さぶろうまる		高浜二丁目		真鶴二丁目
	いもじまち 鋳物師町		神岳二丁目		三郎丸二丁目		高坊一丁目 たかぼう		みどりがおか 緑ヶ丘一丁目
え お	うおまち 魚町一丁目	し	貴船町 きふねまち	な	三郎丸三丁目	と	高坊二丁目	む	緑ヶ丘二丁目
	魚町二丁目		木町一丁目 きまち		皿山町 さらやままち		高見台 たかみだい		緑ヶ丘三丁目
	魚町三丁目		木町二丁目		山門町 さんもんちよう		高峰町 たかみねちよう		みなみがおか 南丘一丁目
	魚町四丁目		木町三丁目		重住三丁目 しげずみ		堅林町 たてばやしまち		南丘二丁目
	うきまち 宇佐町一丁目		木町四丁目		篠崎一丁目 しのざき		堅町一丁目 たてまち		南丘三丁目
	宇佐町二丁目		京町一丁目 きょうまち		篠崎二丁目		堅町二丁目		みはぎの 三萩野一丁目
	えなみちよう 江南町		京町二丁目		篠崎三丁目		田町 たまち		三萩野二丁目
	おおたまち 大田町		京町三丁目		篠崎四丁目		常盤町 ときわまち		三萩野三丁目
	おおてまち 大手町		京町四丁目		篠崎五丁目		富野台 とみのだい		みやこ 都一丁目
	おおばたけ 大畠一丁目		清水一丁目 きよみず		下到津一丁目 しもいとうづ		中井一丁目 なかい		都二丁目
え お	大畠二丁目	め	清水二丁目	な	下到津二丁目	と	中井二丁目	む	みようけんちよう 妙見町
	大畠三丁目		清水三丁目		下到津三丁目		中井三丁目		むろまち 室町一丁目
	<大字>		清水四丁目		下到津四丁目		中井四丁目		室町二丁目
	(大字)藍島 あいのしま		清水五丁目		下到津五丁目		中井五丁目		室町三丁目
	(大字)足原 あしはら		霧ヶ丘一丁目 きりがおか		下富野一丁目 しもとみの		中井口		めいわまち 明和町

や よ わ	やまだまち 山田町 よしのまち 吉野町 わかふじちょう 若富士町		(大字)沼 ぬま (大字)春吉 はるよし (大字)堀越 ほりこし (大字)南方 みなみがた (大字)母原 もはら (大字)山本 やまもと (大字)湯川 ゆがわ (大字)横代 よこしろ (大字)吉田 よしだ (大字)呼野 よぶの (大字)隠蓑 かくれみの かみいしだ 上石田一丁目 上石田二丁目 上石田三丁目 上石田四丁目 上石田五丁目 かみくずはら 上葛原一丁目 上葛原二丁目 かみそね 上曾根一丁目 上曾根二丁目 上曾根三丁目 上曾根四丁目 上曾根五丁目 かみそねしんまち 上曾根新町 かみぬき 上貫一丁目 上貫二丁目 上貫三丁目 かみよしだ 上吉田一丁目 上吉田二丁目 上吉田三丁目 上吉田四丁目 上吉田五丁目 上吉田六丁目 がもう 蒲生一丁目 蒲生二丁目 蒲生三丁目 蒲生四丁目 蒲生五丁目 きくがおか 企救丘一丁目 企救丘二丁目 企救丘三丁目 企救丘四丁目 企救丘五丁目 企救丘六丁目 きたがた 北方一丁目 北方二丁目	く	北方三丁目 北方四丁目 北方五丁目 くこうきたまち 空港北町 くさみにし 朽網西一丁目 朽網西二丁目 朽網西三丁目 朽網西四丁目 朽網西五丁目 朽網西六丁目 くさみひがし 朽網東一丁目 朽網東二丁目 朽網東三丁目 朽網東四丁目 朽網東五丁目 朽網東六丁目 くずはら 葛原一丁目 葛原二丁目 葛原三丁目 葛原四丁目 葛原五丁目 くずはらたかまつ 葛原高松一丁目 葛原高松二丁目 くずはらひがし 葛原東一丁目 葛原東二丁目 葛原東三丁目 葛原東四丁目 葛原東五丁目 葛原東六丁目 くずはらほんまち 葛原本町一丁目 葛原本町二丁目 葛原本町三丁目 葛原本町四丁目 葛原本町五丁目 葛原本町六丁目 くずはらもとまち 葛原元町一丁目 葛原元町二丁目 葛原元町三丁目 しい 志井一丁目 志井二丁目 志井三丁目 志井四丁目 志井五丁目 志井六丁目 しいこうえん 志井公園	しいたかはだい 志井鷹羽台 しげずみ 重住一丁目 重住二丁目 しとく 志徳一丁目 志徳二丁目 しもいしだ 下石田一丁目 下石田二丁目 下石田三丁目 しもじょうの 下城野一丁目 下城野二丁目 下城野三丁目 しもそね 下曾根一丁目 下曾根二丁目 下曾根三丁目 下曾根四丁目 しもそねしんまち 下曾根新町 しもぬき 下貫一丁目 下貫二丁目 下貫三丁目 下貫四丁目 しもみなみがた 下南方一丁目 下南方二丁目 しもよしだ 下吉田一丁目 下吉田二丁目 下吉田三丁目 下吉田四丁目 じょうの 城野一丁目 城野二丁目 城野三丁目 城野四丁目 しんそね 新曾根 せいわだい 星和台一丁目 星和台二丁目 そ そねきたまち 曾根北町 そねしんでんきた 曾根新田北一丁目 曾根新田北二丁目 曾根新田北三丁目 曾根新田北四丁目 曾根新田北五丁目 曾根新田北六丁目 曾根新田北七丁目 そねしんでんみなみ 曾根新田南一丁目 曾根新田南二丁目 曾根新田南三丁目 曾根新田南四丁目	た つ と	たかの 高野一丁目 高野二丁目 高野三丁目 高野四丁目 高野五丁目 高野六丁目 たはら 田原一丁目 田原二丁目 田原三丁目 田原四丁目 田原五丁目 たはらしんまち 田原新町一丁目 田原新町二丁目 田原新町三丁目 つだ 津田一丁目 津田二丁目 津田三丁目 津田四丁目 津田五丁目 つだしんまち 津田新町一丁目 津田新町二丁目 津田新町三丁目 津田新町四丁目 つだみなみまち 津田南町 とくよしにし 徳吉西一丁目 徳吉西二丁目 徳吉西三丁目 とくよしひがし 徳吉東一丁目 徳吉東二丁目 徳吉東三丁目 徳吉東四丁目 徳吉東五丁目 とくよしみなみ 徳吉南一丁目 徳吉南二丁目 徳吉南三丁目 徳吉南四丁目 とくりき 徳力一丁目 徳力二丁目 徳力三丁目 徳力四丁目 徳力五丁目 徳力六丁目 徳力七丁目 とくりきしんまち 徳力新町一丁目 徳力新町二丁目
	あ い お		あべやま 安部山 いしだまち 石田町 いしだみなみ 石田南一丁目 石田南二丁目 石田南三丁目 おさゆきにし 長行西一丁目 長行西二丁目 長行西三丁目 長行西四丁目 長行西五丁目 おさゆきひがし 長行東一丁目 長行東二丁目 長行東三丁目 ＜大字＞ いしだ (大字)石田 いしはらまち (大字)石原町 いちまる (大字)市丸 いでうら (大字)井手浦 おうま (大字)合馬 おさゆき (大字)長行 かぐめよし (大字)頂吉 かくれみの (大字)隠蓑 がもう (大字)蒲生 きのした (大字)木下 くさみ (大字)朽網 くずはら (大字)葛原 こもり (大字)小森 しい (大字)志井 しんどうじ (大字)新道寺 そね (大字)曾根 そねしんでん (大字)曾根新田 たかつお (大字)高津尾 たしろ (大字)田代 つじみつ (大字)辻三 つだ (大字)津田 どうぼる (大字)道原 とくよし (大字)徳吉 とくりき (大字)徳力 ながの (大字)長野 ぬき (大字)貫		か	き	し	せ そ

い	穴生四丁目	う	大平三丁目	え	春日台六丁目	こ	熊手一丁目	し	さつき台一丁目
	いけだ 池田一丁目		おおひらだい 大平台		かつきゅうおう 香月中央一丁目		熊手二丁目		さつき台二丁目
	池田二丁目		おかだまち 岡田町		香月中央二丁目		熊手三丁目		さとなか 里中一丁目
	池田三丁目		おきた 沖田一丁目		香月中央三丁目		くまにし 熊西一丁目		里中二丁目
	いしきか 石坂一丁目		沖田二丁目		香月中央四丁目		熊西二丁目		里中三丁目
	石坂二丁目		沖田三丁目		香月中央五丁目		くろさき 黒崎一丁目		さんがもり 三ヶ森一丁目
	石坂三丁目		沖田四丁目		かつきに 香月西一丁目		黒崎二丁目		三ヶ森二丁目
	いずみがうら 泉ヶ浦一丁目		沖田五丁目		香月西二丁目		黒崎三丁目		三ヶ森三丁目
	泉ヶ浦二丁目		おひらき 御開一丁目		香月西三丁目		黒崎四丁目		三ヶ森四丁目
	泉ヶ浦三丁目		御開二丁目		香月西四丁目		黒崎五丁目		す
いせいがおか 医生ヶ丘	御開三丁目	かみかつき 上香月一丁目	くろさきしろいし 黒崎城石	下上津役二丁目					
いちのせ 市瀬一丁目	御開四丁目	上香月二丁目	こうがさきまち 皇后崎町	下上津役三丁目					
市瀬二丁目	御開五丁目	上香月三丁目	こうとうまち 河桃町	下上津役四丁目					
市瀬三丁目	おりお 折尾一丁目	上香月四丁目	こうばい 紅梅一丁目	しもこうじやくもとまち 下上津役元町					
いわさき 岩崎一丁目	折尾二丁目	かみこうじやく 上上津役一丁目	紅梅二丁目	しもはたまち 下畑町					
岩崎二丁目	折尾三丁目	上上津役二丁目	紅梅三丁目	じゅうがおか 自由ヶ丘					
岩崎三丁目	折尾四丁目	上上津役三丁目	紅梅四丁目	しょうじゅさん 松寿山一丁目					
岩崎四丁目	折尾五丁目	上上津役四丁目	こうみょう 光明一丁目	松寿山二丁目					
う	うえはる 上の原一丁目	え	<大字>	き	上上津役五丁目	く	光明二丁目	す	
	上の原二丁目		あさかわ (大字)浅川		上上津役六丁目		こさきだまち 小鷺田町		しらいまち 白岩町
	上の原三丁目		あのお (大字)穴生		きしうら 岸の浦一丁目		こみね 小嶺一丁目		じんのはる 陣原一丁目
	上の原四丁目		いちのせ (大字)市瀬		岸の浦二丁目		小嶺二丁目		陣原二丁目
	えいのまる 永犬丸一丁目		えいのまる (大字)永犬丸		きたたかみまち 北鷹見町		小嶺三丁目		陣原三丁目
	永犬丸二丁目		かつき (大字)香月		きつしょうじまち 吉祥寺町		こみねだい 小嶺台一丁目		陣原四丁目
	永犬丸三丁目		かみこうじやく (大字)上上津役		きふねだい 貴船台		小嶺台二丁目		陣原五丁目
	永犬丸四丁目		くすばし (大字)楠橋		きょうらぎまち 京良城町		小嶺台三丁目		じんやま 陣山一丁目
	永犬丸五丁目		くまで (大字)熊手		くきなみまち 洞南町		小嶺台四丁目		陣山二丁目
	えいのまるにしまち 永犬丸西町一丁目		こしき (大字)小敷		くすきた 楠北一丁目		こやのせ 木屋瀬一丁目		陣山三丁目
え	永犬丸西町二丁目	こみね (大字)小嶺	楠北二丁目	く	木屋瀬二丁目	た	すがわらまち 菅原町	せ	すがわらまち 菅原町
	永犬丸西町三丁目	こやのせ (大字)木屋瀬	楠北三丁目		木屋瀬三丁目		せいた 瀬板一丁目		
	永犬丸西町四丁目	こんごう (大字)金剛	くすのき 楠木一丁目		木屋瀬四丁目		瀬板二丁目		
	えいのまるひがしまち 永犬丸東町一丁目	さきだ (大字)笹田	楠木二丁目		木屋瀬五丁目		せいのう 清納一丁目		
	永犬丸東町二丁目	じんのはる (大字)陣原	くすばしあみかた 楠橋上方一丁目		こやのせひがし 木屋瀬東一丁目		清納二丁目		
	永犬丸東町三丁目	なるみず (大字)鳴水	楠橋上方二丁目		木屋瀬東二丁目		せいわまち 星和町		
	えいのまるみなみまち 永犬丸南町一丁目	のぶ (大字)野面	くすばししもかた 楠橋下方一丁目		木屋瀬東三丁目		だいぜん 大膳一丁目		
	永犬丸南町二丁目	のりまつ (大字)則松	楠橋下方二丁目		木屋瀬東四丁目		大膳二丁目		
	永犬丸南町三丁目	はた (大字)畑	楠橋下方三丁目		こんごう 金剛一丁目		たかえ 高江一丁目		
	お	永犬丸南町四丁目	ばばやま (大字)馬場山		くすばしにし 楠橋西一丁目		さ		金剛二丁目
永犬丸南町五丁目		ふじた (大字)藤田	楠橋西二丁目	金剛三丁目	高江三丁目				
おおうら 大浦一丁目		ほんじょう (大字)本城	楠橋西三丁目	金剛四丁目	高江四丁目				
大浦二丁目		かすがだい 春日台一丁目	くすばしひがし 楠橋東一丁目	さいのかみ 幸神一丁目	高江五丁目				
大浦三丁目		春日台二丁目	楠橋東二丁目	幸神二丁目	たかす 鷹の巣一丁目				
おおはたまち 大畑町		春日台三丁目	くすばしみなみ 楠橋南一丁目	幸神三丁目	鷹の巣二丁目				
おおひら 大平一丁目		春日台四丁目	楠橋南二丁目	幸神四丁目	鷹の巣三丁目				
大平二丁目		春日台五丁目	楠橋南三丁目	さくらがおかまち 桜ヶ丘町	たかみだい 鷹見台一丁目				

ち	鷹見台二丁目	の	にしかんばらまち 西神原町	ふ	ふじた 藤田一丁目	み	町上津役東三丁目		お	一枝四丁目		
	鷹見台三丁目		にしなるみず 西鳴水一丁目		藤田二丁目		ま と ば ま ち 的場町			おきだい 沖台一丁目		
	鷹見台四丁目		西鳴水二丁目		藤田三丁目		ま な ご 真名子一丁目			沖台二丁目		
	たけすえ 竹末一丁目		にし magari まち 西曲里町		藤田四丁目		ま る お ま ち 真名子二丁目			<大字>		
	竹末二丁目		の ぶ 野面一丁目		ふじわら 藤原一丁目		ま る お ま ち 丸尾町			(大字) と ば た 戸畑		
	たまち 田町一丁目		野面二丁目		藤原二丁目		み つ が し ら 三ツ頭一丁目			(大字) な か ば る 中原		
	田町二丁目		の り ま つ 則松一丁目		藤原三丁目		三ツ頭二丁目			かわしろ 川代一丁目		
	ちやうりまち 茶売町		則松二丁目		藤原四丁目		みつさだだい 光貞台一丁目			川代二丁目		
	ちやや はる 茶屋の原一丁目		則松三丁目		ふなこし 船越一丁目		光貞台二丁目			かんのんじちよう 観音寺町		
	茶屋の原二丁目		則松四丁目		船越二丁目		光貞台三丁目			きたとりはたまち 北鳥旗町		
つ	茶屋の原三丁目	は	則松五丁目	へ	船越三丁目	む	みなみおうじまち 南王子町		き	ぎんざ 銀座一丁目		
	茶屋の原四丁目		則松六丁目		ふなまち 舟町		みなみたか み まち 南 鷹見町			銀座二丁目		
	ちよ 千代一丁目		則松七丁目		べつしよまち 別所町		みなみやちよまち 南八千代町			こしば 小芝一丁目		
	千代二丁目		の り ま つ ひ が し 則松 東一丁目		べつとうまち 别当町		みほらまち 美原町			小芝二丁目		
	千代三丁目		則松東二丁目		ほくちく 北筑一丁目		み よ し の ま ち 美吉野町			小芝三丁目		
	千代四丁目		はぎわら 萩原一丁目		北筑二丁目		むくえだ 棕枝一丁目			こんびら ちよう 金比羅 町		
	千代五丁目		萩原二丁目		北筑三丁目		棕枝二丁目			さいわいまち 幸 町		
	ちよがさき 千代ヶ崎一丁目		萩原三丁目		ほし が おか 星ヶ丘一丁目		もとしろまち 元城町			さかいがわ 境 川一丁目		
	千代ヶ崎二丁目		ばばやま 馬場山		星ヶ丘二丁目		もりしたまち 森下町			境川二丁目		
	千代ヶ崎三丁目		ばばやまにし 馬場山西		星ヶ丘三丁目		や	やしき 屋敷一丁目		さわみ 沢見一丁目		
て	つきじまち 築地町	ひ	ば ば や ま は ら 馬場山原	ま	星ヶ丘四丁目	屋敷二丁目		沢見二丁目				
	つついまち 筒井町		ば ば や ま は ら 馬場山東一丁目		星ヶ丘五丁目	やちよまち 八千代町		さんろくまち 三六町				
	てつおう 鉄王一丁目		馬場山東二丁目		星ヶ丘六丁目	やつえ 八枝一丁目		しいのきちよう 椎ノ木町				
	鉄王二丁目		馬場山東三丁目		星ヶ丘七丁目	八枝二丁目		しおい まち 汐井町				
	てつりゅう 鉄 竜 一丁目		ばばやまみどり 馬場山 緑		ほりかわまち 堀川町	八枝三丁目		しょうづまち 正津町				
	鉄竜二丁目		ひがしいしざかまち 東石坂町		ほんじよう 本 城一丁目	八枝四丁目		しんいけ 新池一丁目				
	とうちく 東筑一丁目		ひがしおうじまち 東王子町		本城二丁目	八枝五丁目		新池二丁目				
	東筑二丁目		ひがしおりおまち 東折尾町		本城三丁目	やまでらまち 山寺町		新池三丁目				
	とうの 塔野一丁目		ひがしかわがしらまち 東 川 頭町		本城四丁目	ゆ		ゆうばるまち 夕原町		しんかわまち 新川町		
	塔野二丁目		ひがしかんばらまち 東 神原町		本城五丁目		よ	ようふくじまち 養福寺町		すがわら 菅原一丁目		
塔野三丁目	ひがしなるみず 東 鳴 水一丁目		ほんじようがっけんだい 本城 学研台一丁目		り			りきまるまち 力丸町		菅原二丁目		
どうほくまち 洞北町	東鳴水二丁目		本城学研台二丁目				わ	わかば 若葉一丁目		菅原三丁目		
ともだ 友田一丁目	東鳴水三丁目		本城学研台三丁目		若葉二丁目			菅原四丁目				
友田二丁目	東鳴水四丁目		ほんじようひがし 本 城 東一丁目		若葉三丁目		せんすいちちよう 仙水 町					
友田三丁目	東鳴水五丁目		本城東二丁目		わりこがわ 割子川一丁目		せんぼう 千防一丁目					
ながさきまち 長崎町	ひがしはままち 東 浜 町		本城東三丁目		割子川二丁目		千防二丁目					
な	なかす 中須一丁目		ひ		ひがし magari まち 東曲里町	ま	本城東四丁目	戸畑区		た	千防三丁目	
	中須二丁目				ひきの 引野一丁目		本城東五丁目	あ	あさひまち 旭 町		たかみね 高峰一丁目	
	なか はる 中の原一丁目				引野二丁目		本城東六丁目		あそ 浅生一丁目		高峰二丁目	
	中の原二丁目				引野三丁目		まちこうじやくにし 町上津役西一丁目		あそ 浅生二丁目		高峰三丁目	
	中の原三丁目				ひぐちまち 樋口町		町上津役西二丁目		あそ 浅生三丁目		つちとりまち 土取町	
	なるみずまち 鳴水町				ひよしだい 日吉台一丁目		町上津役西三丁目		いちなだ 一枝一丁目		てんじん 天神一丁目	
	に			にしおうじまち 西王子町	日吉台二丁目		町上津役西四丁目		い		一枝二丁目	天神二丁目
				にしおりおまち 西折尾町	日吉台三丁目		まちこうじやくひがし 町上津役 東一丁目				一枝三丁目	てんらいじ 天籟寺一丁目
				にしかわがしらまち 西川頭町	ひらおまち 平尾町		町上津役東二丁目					天籟寺二丁目

区役所所在地

区役所名	住所	電話
門司区役所	〒801-8510 門司区清滝一丁目1番1号	(代)331-1881
〃 松ヶ江出張所	〒800-0118 門司区吉志新町二丁目1番1号	481-1001
〃 大里出張所	〒800-0038 門司区大里原町12番12号	381-3631
小倉北区役所	〒803-8510 小倉北区大手町1番1号	(代)582-3311
小倉南区役所	〒802-8510 小倉南区若園五丁目1番2号	(代)951-4111
〃 曾根出張所	〒800-0217 小倉南区下曾根四丁目22番1号	471-7621
〃 両谷出張所	〒803-0278 小倉南区徳吉西三丁目7番1号	451-1001
〃 東谷出張所	〒803-0184 小倉南区大字木下704番地1	451-0001
若松区役所	〒808-8510 若松区浜町一丁目1番1号	(代)761-5321
〃 島郷出張所	〒808-0105 若松区鴨生田二丁目1番1号	791-0721
八幡東区役所	〒805-8510 八幡東区中央一丁目1番1号	(代)671-0801
八幡西区役所	〒806-8510 八幡西区黒崎三丁目15番3号	(代)642-1441
〃 折尾出張所	〒807-0824 八幡西区光明一丁目9番22号	691-0031
〃 上津役出張所	〒807-0075 八幡西区下上津役四丁目8番1号	611-0834
〃 八幡南出張所	〒807-1134 八幡西区茶屋の原一丁目6番1号	617-0734
戸畑区役所	〒804-8510 戸畑区千防一丁目1番1号	(代)871-1501

政令指定都市区政担当課

都市名	局部課	住所 メールアドレス	電話	F A X
札幌市	市民文化局地域振興部 区政課	〒060-8611 中央区北1条西二丁目1番地 E-mail:kusei@city.sapporo.jp	(代) 011-211-2111 直 011-211-2252	011-218-5156
仙台市	市民局区政部 区政課	〒980-0802 青葉区二丁目1番23号アーバンネット勾当台ビル9階 E-mail:sim004010@city.sendai.jp	(代) 022-261-1111 直 022-214-6125	022-211-1916
さいたま市	市民局 区政推進部	〒330-9588 浦和区常盤六丁目4番4号 E-mail:kusei-suishin@city.saitama.lg.jp	(代) 048-829-1111 直 048-829-1834	048-829-1992
千葉市	市民局市民自治推進部 区政推進課	〒260-8722 中央区千葉港1番1号 E-mail:kusei.CIC@city.chiba.lg.jp	(代) 043-245-5111 直 043-245-5133	043-245-5155
川崎市	市民文化局コミュニティ 推進部区政推進課	〒210-0007 川崎駅南本町11番地2川崎フロンティアビル7階 E-mail:25kusei@city.kawasaki.jp	(代) 044-200-2111 直 044-200-2357～8	044-200-3800
横浜市	市民局区政支援部 区連絡調整課	〒231-0005 中区本町六丁目50番地10 E-mail:sh-kuren@city.yokohama.jp	(代) 045-671-2121 直 045-671-2067	045-664-5295
相模原市	市民局 区政推進課	〒252-5277 中央区中央二丁目11番15号 E-mail:kuseisuishin@city.sagamihara.lg.jp	(代) 042-754-1111 直 042-769-9812	042-754-7990
新潟市	市民生活部 市民協働課	〒951-8550 中央区学校町通1番町602番地1 E-mail:shiminkyodo@city.niigata.lg.jp	(代) 025-228-1000 直 025-226-1105	025-228-2230
静岡市	総務局 総務課	〒420-8602 葵区追手町5番1号 E-mail:soumu@city.shizuoka.lg.jp	(代) 054-254-2111 直 054-221-1001	054-205-1377
浜松市	市民部 市民協働・地域政策課	〒430-8652 中区元城町103番地の2 E-mail:shiminkyodo@city.hamamatsu.shizuoka.jp	(代) 053-457-2111 直 053-457-2094	053-457-2750
名古屋市	スポーツ市民局地域振興部 区政課	〒460-8508 中区三の丸三丁目1番1号 E-mail:a3112@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp	(代) 052-961-1111 直 052-972-3112	052-972-4458
京都市	文化市民局 地域自治推進室	〒604-8571 中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 E-mail:kusei@city.kyoto.lg.jp	(代) 075-222-3111 直 075-222-3048	075-222-3042
大阪市	市民局区政支援室 区行政制度担当	〒530-8201 北区中之島一丁目3番20号 E-mail:ca0003@city.osaka.lg.jp	(代) 06-6208-8181 直 06-6208-9861	06-6202-7073
堺市	市民人権局市民生活部 区政推進課	〒590-0078 堺区南瓦町3番1号 E-mail:kusui@city.sakai.lg.jp	(代) 072-233-1101 直 072-228-7579	072-228-0371
神戸市	地域協働局 区役所課	〒650-8570 中央区加納町六丁目5番1号 E-mail:kuyakusho@office.city.kobe.lg.jp	(代) 078-331-8181 直 078-322-5071	078-322-6010
岡山市	市民生活局市民生活部 区政推進課	〒700-8544 北区大供一丁目1番1号 E-mail:kuseisuishin@city.okayama.lg.jp	(代) 086-803-1000 直 086-803-1033	086-803-1875
広島市	企画総務局 区政課	〒730-8586 中区国泰寺町一丁目6番34号 E-mail:soumu-kusei@city.hiroshima.lg.jp	(代) 082-245-2111 直 082-504-2888	082-504-2069
福岡市	市民局総務部 区政推進課	〒810-8620 中央区天神一丁目8番1号 E-mail:kuseisuishin.CAB@city.fukuoka.lg.jp	(代) 092-711-4111 直 092-707-3864	092-733-5595
熊本市	文化市民局市民生活部 地域政策課	〒860-8601 中央区手取本町1番1号 E-mail:chiikiseisaku@city.kumamoto.lg.jp	(代) 096-328-2111 直 096-328-2031	096-351-2030
北九州市	市民文化スポーツ局 市民総務部総務区政課	〒803-8501 小倉北区城内1番1号 E-mail:shi-soumu@city.kitakyushu.lg.jp	直 093-582-2155	093-562-1307

北九州市歌

北九州市選定
平尾一男 作詞
長谷川良夫 作曲

力強く ♩=112



1. やまなみに あさ の ひ はーえ て げん か い
の なみ う つとこー ろ きばーう もて ひら
け しまち に たく まーしーき しみ ん の いぶ
き あ あ わ が 市 き た きゆー
しゅう しゅう ー

一、
山脈に 朝の陽映えて
玄海の 波うつところ
希望もて ひらけしまちに
たくましく 市民のいぶき
ああ わが市 北九州

二、
くれないに 熔炉は燃えて
紺碧の 大空高く
美しい 若戸の橋に
あま 天かける 理想はきよし
ああ わが市 北九州

三、
海遠く 幸を求めて
伸びゆくは 若き力ぞ
大いなる 光の下に
躍進の 未来をめざさん
ああ わが市 北九州



北九州市民憲章

わたしたちのまち北九州市は、美しい自然に恵まれ、ながい歴史とたくましい産業をうけついできました。

わたしたち北九州市民は、このまちを愛し、よりいっそうの市民参加によるまちづくりをめざしています。

このふるさとに、実りある未来を築くため、わたしたちは、みんなで守る約束を定めます。

緑を豊かに 清潔で美しいまちにします

きまりを守り 安全なまちにします

人を大切にし ふれあいの輪をひろげます

元気で働き 明るい家庭をつくれます

学ぶ楽しさを深め 文化のかおるまちにします